三　産業・経済

1　統　計

(1)　土　地

九五　〔総面積・地目別土地面積及農地改廃調〕

年度	総面積・地目別土地面積								農地改廃面積		
	総面積	耕地			山林	宅地	雑地	その他	田	畑	計
		田	畑	計							
	km²	km²	km²	km²	km²	km²	km²	km²	m²	m²	m²
昭三〇	六〇・八八	七・六七	一三・四五	二〇・一二	一五・五四	一・〇五	二四・〇〇	〇・一七			
四〇	六〇・八二	一三・二五	一一・九七	二四・二二	一六・八八	一・五三	一八・〇〇	〇・一九			
四一											
四二	六〇・八〇	一三・五六	一五・九五	二九・五一	一六・二六	一・六八	〇・七六	一三・五九	一一九	二七、八六一	二七、九八〇
四三	六〇・八〇	一三・五六	一五・九三	二九・四九	一六・二五	一・七三	〇・七六	一三・六二	七四四	五一、八〇七	五二、五五一
四四	六〇・八〇	一三・五七	一五・九〇	二九・四七	一六・二五	一・七五	〇・七六	一三・五七	四、二一六	五九、二八八	六三、五〇四
四五	六〇・八〇	一三・五六	一五・八八	二九・四四	一六・二五	一・八二	〇・七六	一三・五三	八、一四七	八四、七八三	九二、九三〇
四六	六〇・七九	一四・一七	一五・四八	二九・六五	一六・一八	二・〇六	〇・七六	一三・一四	八〇、五九〇	一三三、六二五	二一四、二一五
四七	六〇・七九	一五・五六	一六・二五	三一・八一	一六・八九	二・三一	〇・七一	九・〇七	四一、七〇二	八四、九五四	一二六、六五六
四八	六〇・七九	一五、五〇	一六・三三	三一・八三	一八・二九	二・六〇	一・〇一	七・〇六	三九七	一、七三一	二、一二八
四九	六〇・八〇	一五・七四	一五・四六	三一・二〇	一七・八〇	三・五九	一・〇二	七・一九	一七四	一、二七〇	一、四四四
五〇	六〇・七九	一六・二〇	一五・三六	三一・五六	一七・七三	三・一五	一・〇三	七・三三	一六二	一、二五三	一、四一五

〔矢吹町統計台帳・矢吹町農業委員会・矢吹町勢要覧　調〕

九六〔昭和三二年国土調査施行〕

議案五十二号

国土調査施行の件

国土調査法（昭和二十六年法律第一八〇号）第二条第一項第三項の規定に基き国土調査事業を左記のとおり施行するものとする

昭和三十二年九月二十四日提出

矢吹町長　野　木　忠　房

記

一、施行年度　自昭和三十二年度～至昭和四十二年度　十ヶ年間

二、事業計画　（略）

〔町有　昭32「矢吹町会議録」抜粋〕

九七〔国土調査にもとづく字名の変更〕

新字名	旧字名
大字矢吹	西側、東側、小山、岡谷地、東岡谷地、大林、小松、飛地山、的場、新田浦、大字中畑新田字須乗道西
字中町	
字大町	宮ノ前、焼山、山ノ神、鉄砲小屋、新田浦、大字中畑新田字番人浦、大字中畑新田字牛蒡作、大林
字花咲	花咲山、関の上、巴谷、関山、山の神、榎田、飛地山、大字中畑新田牛蒡作、大字中畑新田字西浦山
字本町	要蔵林、小松、東宅地、西宅地、古宿、西側、東側、大林、柳堀込、北善郷内、西古宿、的場
字北町	北善郷内、飛地山、西古宿、西宅地、東古宿、古宿、東宅地、西側、東側
字善郷内	北善郷内、善郷内原、的場、島池下、小池下堀北、小池下堀南、飛地山、小池堀、小松、要蔵林、東宅地、大池下堀北、大池下堀南
字大池	赤坂西、善郷内、大池南、大池下堀北、東宅地、要蔵林、大池下堀南、飛地山、東古宿、北善郷内、大字中畑新田字前郷地
字舘沢	滝谷作、沢田、舘ノ山、狐石、柳堀込、大林、西古宿、鉄砲小屋、古舘、西宅地、舘下、古宿、陣場
字滝八幡	井戸清水、八幡、早坂、陣場、西古宿、西宅地、古舘、古宿
字曙町	岡谷地、小山、小池堀、善郷内原、東岡谷地、大字中畑新田字一本木、大字中畑新田字須乗西、大字中畑新田字須乗道東
字小松	小山、小池堀、善郷内原、的場、東側、飛地山、小松
字一本木	渋地谷地、大字須乗字藤兵衛、善郷内原、大字中畑新田字一本木、大字中畑字陣場、大字須乗字一本木、善郷内原

字東郷	大字須乗字愛宕原、善郷内原、大池下堀南、小池堀、飛地山、北善郷内、小池下堀北、小池下堀南、大字中畑新田字前郷地、大字須乗字神の田、大字須乗字舘の後、大字須乗字前郷地、小池堀
大字中畑新田字八幡町	東浦、須乗道西、須乗道東、一本木、大字中畑字三枚発田、大字中畑字大久保、横街道、中道北、中道南、石川道北、石川道南、大字矢吹字渋地谷地、北釜、陣場
字新町	須乗道西、西浦、東浦、番人浦、牛蒡作、旗門場、西浦山、大字矢吹字榎田、大字矢吹字新田浦、大字矢吹字山の神、大字矢吹字東岡谷地
字田町	北釜東、横街道、北釜、旗門場、北浦、東浦、北釜西、大字中畑字稲荷釜
大字大和久字赤沢	赤沢山、愛宕山、深沢山、深沢、赤坂、上赤沢下赤沢、鳥番、中島、狼久保、宮田、堰ヶ平、下赤沢
字大和内	東後、西浦、西後、大室田、狼久保、中島、鳥番、大字中畑新田字北釜、菱池、大字中畑新田字旗門場、大字中畑新田字東浦、大字中畑新田字西浦、大字中畑新田字北浦、大字中畑新田字北釜西
字北浦	行人田、川の上、大字矢吹字原田、西後、菱池、大室田、大字矢吹字榎田

字井戸尻	大字矢吹字舘下、岩崎、狐石、滑里川、仁池、横山、堀越、井戸尻、川袋、下水深、下の内、前田、川萩、大字柿之内字太田
字川原	上川原、中川原、下川原、上川田、下の内、古山王、三峯森、前田、堰の上、井戸尻
字堰の上	野出沢、奉行塚、餅田、井戸尻、上水深、笹目平、下水深、堰の上、古山王、前田、三峯森
大字柿之内字南町	愛宕山、飽度、赤池、愛宕下、太田山、三角林、繁の原、四角林、紫原山、八幡山、百万、平山、南山、太田、開耕、高島、三ッ池、泥池、簇鉾山、簇鉾
字本郷町	大の原、上の原、金堀、一ッ長、東畑、宮の前、屋敷、電神山、油久保、池の入、岡の内、開耕、三ッ池、泥池、簇鉾山、簇鉾
字境町	萱平、桜田、丹波川原、角田、鶴見、深沢、向川原、餅田、大字高林字阿弥陀前、大字高林字丹波川原、池の入、岡の内
字子ハ清水	北田山、北田、清水、セリ沢、大字小川字芹沢入の沢、夏梨、前田、大字大和久字臼田
字東の内	大字大和久字臼田山、大字大和久字臼田、臼田、大字大和久字大久田前、大字大和久字川袋、大字大和久字上水深、大字大和久字笹目平、大字大和久字下水深、川萩、坂下、高島、辻堂、泥池、東の内、長命

字田内	狐久保、瀬戸、宮下、命安、大字高林字滑し返り、油久保、入の沢、坂下、長命、辻堂、夏梨、前田、東の内、大字大和久字臼田、大字大和久字大久田前
大字中畑 字国神	亥の子、蟹沢、河原毛内、木の町、熟田、藤内打、森郭、谷地中、越中山、外山、大隈、錦、林崎、古林、山田、山崎
字大畑	落合、山ノ神、大字大畑字大橋
字文京町	愛宕下、三枚発田、落合、陣場、花山、大字中畑新田字一本木
字大久保	上荒具、滝向、愛宕下、稲荷釜、三枚発田、松房、三角田、北釜、大久保
字鍋内	恵比寿田、中の町、愛宕下、三枚発田、三角田、高日向、壇山、陣場、寺内、鍋内、花山、柳原
字寺内	陣場、山ノ神、落合、大字大畑字大橋、助治久保、壇山、坂西、寺内、谷地向
字寺内西	新林、杉葉窪、四斗蒔、坂西、落合、下荒具、高日向、壇山、陣場、寺内、鍋内、祭田、柳原
字中畑	寒平、原宿、風呂向、本村、柿谷地、下荒具、エミ壇、地極山、根宿、鉢内、藤打山、大隈、狐山、錦、乗越、古林、山田、山崎
字寺内南	土浮谷地、鶴巻、昼飯喰場、寺内、祭田、窪の前

字寺内東	坂東、大松山、井戸窪、寺内、昼飯喰場、窪の前、狐久保、馬場山、松葉久保、大字大畑字古屋敷
字平鉢	駒ヶ峯、赤右エ門、平鉢、柿ノ木下、上の町、清林山、松葉久保、守子塚、馬場山、金壇、窪の前
字青林山	白地久保、治郎右エ門窪、狐久保、守子塚、金壇、袴館、袴腰、大字大畑字前久保
字松房	北向、五斗蒔、登喜内、中島、入久保、稲荷釜、釜ヶ入、柏山、大師堂、提内、寺山、松房、大字松倉字山寺、大字松倉字貝侍久保
字根宿	梅木平、北原、舘腰、長倉、前林、行馬、畑田、上谷地、下荒具、エミ壇、地極山、根宿、鉢内、藤打山、渡池南
字中畑南	大壇、矢倉天王、藤打山、渡池南、越中山、狐山、古林、外山、乗越、林崎、山崎、大字松倉向原
字弥栄	稲荷釜、三枚発田、大字中畑新田字北釜
字東長峰	稲荷釜、釜ヶ入、柏山、長峰、大字中畑新田字南釜、大字松倉字貝侍久保
字西長峰	稲荷釜、柏山、釜ヶ入、長峰、大字中畑新田字南釜、南釜ヶ入
字五本松	五本松、稲荷釜、長峰、大字中畑字南釜

大字大畑

字住吉　銀魚田、鼠塚、深町、大橋、上沢尻、上ノ前、赤羽下、沢尻、住吉、大字中畑字谷地向、大字中畑字落合

字大畑　赤羽下、横谷地、大橋、大字中畑字山の神、大字中畑字落合

字前久保　沢尻、曲田、戸根山、上の前、上沢尻、住吉、大字三城目字上沢尻、大字三城目字西袴舘、大字提字神ノ内、大字提字大久保

字上の前　竹の花、大字中畑字古屋敷、上の前、曲田、古屋敷、前久保、戸根山、住吉、大字中畑字袴舘、大字中畑字袴腰、大字中畑字金壇、大字中畑字狐久保

大字松倉

字諏訪清水　阿部沢下、大畔内、下原、官林、三升蒔、島川、諏訪清水山、十日森、宮前、宮田、北向、向井、向原

字松倉　浦山、笹立、内袋山、上松、上井、上原山、坂ノ下、白萩、新池原、新池下、下松、瀬戸、瀬戸山、膳棚、天王前、森久保、七軒、野崖、屋敷下、畑田、前山、金屋、別所、曲田

字清水塚　金屋山、申久保、六反歩、寺山、長谷坪、長井坪山、日向内、金屋、貝侍久保、別所、曲田、山寺、大字中畑字入久保、大字中畑字提内、大字中畑字寺山、大字中畑字大師堂

字上敷面　請田、北ノ内、白松山、堀ノ内、向山、向原山、若富、若富山、北向、向原、向井、大字中畑字山崎、大字中畑字渡池南、大字中畑字上谷地

大字須乗

字諏訪の前　大字中畑新田字一本木、一本木、原山、小又、入積場、上町、芹沢、大字中畑字陣場

字丸の内　愛宕山、天道塚、舘山、大字矢吹字善郷内原、大字矢吹字大池下堀北、大字中畑新田字前郷地神の田、舘の後、前郷地、浦里、丸の内、中の町

字花の里　東山、狼久保、前田、丸の内、浦里、日向山、花の里

字前田　山守田、花の里、日向山、三ッ池、芹沢、中ノ町、日向、入積場、兵衛塚、前田、金山田、柿の木下

字下宮崎　田出山、中島、七々久保、漆久保、下町、山崎、日向、三ッ池、兵衛塚、宮崎、泥婦山、金山田、柿の木下、大字三城目字兵衛塚

字上宮崎　別山、大佐久田、狐塚、田種山、山崎、芹沢、原山、小又、入積場、上町、宮崎、泥婦山、芹沢

字寺の前　菖蒲沼、前山、東鼠塚、下町、田種山、大字大畑字赤羽下、大字三城目字沢尻原

大字神田

字神田東　北宮崎、宮ノ前、宮崎、谷地、神田沖、石代、原の内、赤池、戸ノ内、吉作、屋敷後、西笠の

	内、東笠の内、東屋敷後、辰町、岡の内、川原、大字三城目字谷中、大字三城目字碇田、大字三城目字横山
字神田西	赤池東原、五太夫塚、赤池原、後原、大字三城目字寺隠、大字三城目字上赤池、吉作、赤池、屋敷後、西笠の内、東笠の内、東屋敷後、原の内、大字三城目字膳田
字神田南	城楽、城代、大字堤字城落、大字堤字石工場、大字堤字下の宮、屋敷後、西笠の内、東笠の内、岡の内、本沢尻、沢尻、辰町、大字堤字後川、大字堤字舘の越、大字中野目字向田
大字堤字堤	後山、大字神田字太兵衛久保、中屋敷、大字三城目字東袴舘、後川、大久保、神の内、大字神田字沢尻、大字三城目字沢尻、大字三城目字西袴舘
字神の内	離山、神の内、大久保、道生、前原、大字大畑
字貝の久保	字戸根山 新池、道生、貝の久保、中丸、雁田、前原
字東堤	弥七郎、笹山、舘山、舘、雁田、中丸、貝の久保、舘の越
大字中野目字中野目西	池の入、丑久保、新山、天王屋敷、裏山、塚原、屋敷下、大字堤字舘の越

字中野目東	中島、向田、塚原、屋敷下、大字明新字轎打
大字明新 字明新中	甲荒池、乙荒池、甲江沢、甲分切、原、小丸山、七升蒔、乙江沢、平林、小屋敷、大山、屋敷耕地、西原
字明新上	三ッ池上、三ッ池下、沼和久、大山西、上作田、西原、蟹沢、大山、屋敷耕地、屋敷前
字明新東	乙観音平、甲川久保、乙川久保、甲観音平、甲三ッ段、轎打、乙江沢、子柄、七升蒔、平林、屋敷前
字明新下	狐平、乙三ッ段、高小屋、作田、館山、背戸谷地、坂越、甲三ッ段、池袋、轎打、小屋敷、小丸山、子柄
字明新西	名代、甲座頭久保、乙座頭久保、丸山、甲明代
字明新原	戸面沢、大久保、横山、乙明代、山神山、新山、乙分切、岡谷地、丸山、原、甲明代、池袋、甲分切、蟹沢、小丸山、大字堤字戸面沢
大字三城目字中丸	竹の内、中丸山、北入山、天保山、覚子見木、茶畑、山崎、一本柳、牡丹平、屋敷妻、角惣内、鴫田、渋地池
字本城舘	堂ヶ作、明新前、六枚向山、大林、井戸神、覚子見木、屋敷妻、落水、茶畑、高井作、度路久保、山崎、一本柳、角惣内、高保路、田宿、渋地池、熊の前、寺の前

字天開	五輪平、七々作、矢堤、離山、八防塚、新蔵前、八幡山、向山、池の入、後作田、天開山、堂の隠、茶畑、角惣内、根岸、薄清水、態の前、恋の沢、陣ヶ岡、風蔵坊
字白山	池田、前耕地原、池向、中の作、馬番、広町、反り田、大山、和田舘、西の内、高井作、度路久保、高保路、田宿、寺の前、膳田、堀口、兵衛塚、郷戸、上町、奉行塚
字奉行塚	奉行塚、弘法山、池下、久当山、吉作、蝦夷穴前、大字神田字吉作、郷戸、横山、塚の越、谷中、大字神田字戸の内
字陣ヶ岡	加賀山、下古川、上古川、小松川原、風蔵坊、恋の沢、陣ヶ岡、薄清水、根岸、北ノ内、小松館、三度栗
字三城目	蔵の後、下町、北ノ内、落水、上町、石崎、郷戸、奉行塚
字東川原	高縄、鶴舞田、川原町、高大縄、会ノ田、新田川原、中沖、小松館、三度栗、長畑
字中沖	樋田、茶屋ノ前、鍛治池、大木ノ前、折口、石崎、中沖、奉行塚、高大縄、会ノ田、新田川原、長畑
字谷中	下久当、梅木平、谷中下川原、下碇田、上碇田、塚の越、谷中、碇田、奉行塚、大字神田字川原
字沢尻	七々久保、本沢尻、大字神田字後西原、大字須

	乗字沢尻、沢尻原、堀口、上沢尻、沢尻、大字大畑字赤羽下、大字神田字本沢尻、大字大畑字沢尻
字牡丹平	笹平、天保山、箕輪、行人田、笹子山、出合赤坂、勝五郎久保、牡丹平、渋地池、鳴田、大字矢吹字大池下堀北

解説　「我が町の土地行政は、明治期に作製された公図にすべてをたよってきたが、あまりにも誤差が多く、更に道路改修などによる修正もなされないため、公平な課税ができない状況や、土地所有者の権利は登記されても公図に不明な境界が多く、現地でしばしば問題がおきるなどであった。

町ではこれら諸問題の解決を図るため、昭和三二年（一九五七）国土調査法による地籍調査を、建設課に国土調査係を設置して、年次的に進めてきた。途中機構改革により昭和四八年六月より国土調査室となり独立体制がとられ、昭和四〇年度からは認証事務が始まった。

国土調査事業の完成が近づくにつれ過去の残務の累積、不明確箇所の続出などにより、工程が大幅におくれる事態などあったが、それらを克服して昭和五二年度に一応全地域の完遂をみた。

この事業の完成により、税の公平、個人の権利の確保、土木・農林業計画、都市計画事業や大規模土地改良事業の基礎資料となる。」

（元国土調査室長室活夫「町の国土調査事業のあゆみ」より要旨抜粋）

(2) 人口・職業

九八 〔総人口・産業別就業者数調〕

総人口・産業別就業者数

年度	総人口	男	女	世帯数	就業者数	第一次産業就業者数	第二次産業就業者数	第三次産業就業者数	農業就業者数	農家戸数	専業農家戸数	専業農家割合
三〇	一五、九二〇人	七、八一五人	八、一〇五人	二、五七四戸	七、四〇三人	五、一二八人	六三四人	一、六三一人	五、一〇四人	一、四五五人	九五三戸	六五・四%
三一	一五、九九四	七、八七三	八、一一三	二、六五三					四、三〇八	一、六五四	八〇八	四八・八
三二	一六、〇八七	七、八八三	八、二〇四	二、六五六					四、四六三	一、六四二	一、一三〇	六八・八
三三	一六、二六三	七、九九三	八、二七〇	二、六六八					四、五一四	一、六五二	一、一二〇	六七・七
三四	一六、三六二	八、〇四六	八、三一六	二、六五五					四、六四八	一、六四二	一、〇九五	六六・六
三五	一六、一九九	七、八八六	八、三一三	二、六二八	七、五九七	五、〇二七	七七三	一、七九七	四、九七六	一、七四八	一、〇〇五	五七・四
三六	一六、一三九	七、七六七	八、三七二	二、八九二					五、二〇五	一、八二六	一、〇三九	五六・九
三七	一五、八六二	七、五六四	八、二九八	二、八九七					三、九一六	一、七四七	一、〇二八	五八・八
三八	一五、七〇〇	七、四七〇	八、二三〇	二、九四五					三、五八九	一、七四三	九四四	五四・一
三九	一五、九三九	七、六四五	八、二九四	二、九六〇					三、四六二	一、七三九	九三七	五三・八
四〇	一五、六九〇	七、六七六	八、〇一四	三、〇一一	七、一八二	四、二三八	八九四	二、〇六〇	四、一六四	一、七一〇	六五〇	三八・〇
四一	一五、七一五	七、七二一	七、九九四	三、〇四八					三、七五七	一、七〇八	八〇一	四六・八
四二	一五、六八八	七、七三三	七、九五五	三、〇八九					三、七七五	一、七〇〇	七六七	四五・一
四三	一五、七〇六	七、七二七	七、九七九	三、一五四					三、五八六	一、六九二	六六六	三九・三
四四	一五、七一七	七、七二〇	七、九九七	三、二三二					三、四六〇	一、六八六	六三〇	三七・三
四五	一五、六六六	七、六〇四	八、〇六二	三、二七七	七、七九九	三、八五八	一、六〇六	二、三三五	三、七九八	一、六六三	五七四	三四・五
四六	一五、七八七	七、六五一	八、一三六	三、三八三					二、七二一	一、六五〇	三四四	二〇・八
四七	一五、八三六	七、六九八	八、一三八	三、四二八					二、七九〇	一、六二五	三〇七	一八・八
四八	一五、九〇五	七、七四三	八、一六二	三、五三一					二、七〇九	一、五九九	三〇七	一九・一
四九	一六、一八五	七、八五六	八、三二九	三、六九二								
五〇	一六、三〇八	七、九九八	八、三一〇	三、六六六	七、七六四	三、一〇二	一、九九〇	二、六七二	三、〇四五	一、六〇一	二六四	一六・四

〔矢吹町統計台帳・新町建設計画書・農業振興計画書・町勢要覧 調〕

九九〔産業別事業所数及従業者数調〕

産業別事業所数及従業者数

年度	農林水産業 事業所	農林水産業 従業者	鉱業 事業所	鉱業 従業者	建設業 事業所	建設業 従業者	製造業 事業所	製造業 従業者	卸・小売業 事業所	卸・小売業 従業者	金融・保険業 事業所	金融・保険業 従業者	不動産業 事業所	不動産業 従業者	運輸・通信業 事業所	運輸・通信業 従業者	電気・ガス水道業 事業所	電気・ガス水道業 従業者	サービス業 事業所	サービス業 従業者
三八	〇	〇	二	四	六七	四〇七	七八	三九〇	三五一	八五〇	七	四二	三	六	一三	一一〇	二	四	一七三	七五二
四一	四	八〇			七三	五二四	四〇	四三九	三四八	八五六	八	五二	一	三	一二	一一三	三	八	一六〇	七五九
四四	八	九四			六〇	五六九	四六	九〇五	三五七	八九九	七	四一	一	一	一三	一三六	二	八	一三四	六九一
四七	八	九六	一	一五	五四	八二七	四五	一、三一六	三五八	一、〇〇〇	六	六九	一	一	一三	一五〇	三	一三	一四〇	七三九
五〇	七	七四	—	—	五二	一、〇六八	六一	一、六八三	三六八	九二一	五	五五	一	一	一一	一三一	二	九	一三九	七九〇

〔矢吹町統計台帳　調〕

一〇〇〔製造事業所数・従業者数及出荷額調〕

年次	事業所数	前年対比	従業者数	前年対比	製造品出荷額	前年対比
			人		万円	
三五	五一	—	三三二	—	四二、五六二	—
四〇	四五	八八・二	五〇一	一五〇・九	五三、三四〇	一二五・三
四五	二六	五七・七	一、四一三	二八二・〇	三二七、七二一	六一四・四
四六	三〇	一一五・三	一、三八四	九七・九	三七六、四〇四	一一四・九
四七	三二	一〇六・七	一、三六二	九八・四	四八一、九〇四	一二八・〇
四八	四〇	一二五・〇	一、三七八	一〇一・二	五八三、四三六	一二一・一
四九	四七	一一七・五	一、五九九	一一六・〇	六六七、二四九	一一四・四
五〇	四九	一〇四・二	一、七八二	一一一・四	七五五、八四七	一一三・三
五一	五二	一〇六・一	一、七八五	一〇〇・二	一、〇一一、〇〇七	一三三・八
五二	五一	九八・一	二、〇一七	一一三・〇	一、九四八、二八一	一九二・七

〔矢吹町産業課　調〕

企業名	所在地名	創業年月	主な製品名
(名)大木代吉本店	大字矢吹字本町	慶応元	酒造
郡司材木店	〃小松	明治三五・	製材
神山製材所	〃小松	大正二・	製材
(資)安藤製材所	〃中町	昭和三・三	製材
(有)曲山ブロック工業	〃曙町	〃七・	コンクリートブロック
(有)尾留川木材工業	〃本町	二〇・	製材　昭三五・三廃
(有)三光精機製作所	〃花咲	三六・六	受話器部品
帝国コンクリート(株)白河工場	須乗字諏訪の前	三七・五	コンクリート二次製品
白河電子工業(株)矢吹工場	矢吹字舘沢	三八・二	コンデンサー
矢吹精密宝石(有)	中畑新田字新町	四〇・一	時計用軸受
(株)互光製作所	矢吹字北町	四〇・九	金属玩具　昭三五・一廃
愛国工業(株)矢吹工場	〃滝八幡	四一・一二	自動車機器
(株)大洋製作所	〃善郷内	四三・一	精密機器
永光化成(株)東北工場	中畑字中畑	四三・一〇	農薬品
東都食品工業(株)福島工場	矢吹字北町	四三・五	菓子
立石木箱店	中畑新田字新町	四三・五	製材
(有)日高電材矢吹製作所	矢吹字大町	四三・一〇	電機音響機械部品
柴田コンクリート(株)	中畑字西長峯	四四・一	コンクリート二次製品
(株)福島精密工業	矢吹字花咲	四四・二	旋盤部品
須藤精密工業(有)	〃中町	四四・三	プレス部品
藤井製作所	神田字神田東	四四・四	精密機械部品
池尻電機(株)矢吹工場	矢吹字小松	四四・四	ステレオヘッド
(株)日本ゴルフテック	中畑字中畑	四四・九	ゴルフクラブ
(資)真興機械製作所福島工場	神田字神田東	四四・	水道用コック
(株)矢吹アッデン	中畑新田字新町	四五・二	マイクロフオン

昭和電器㈱	矢吹事業所	中野目字中野目西	昭和	四五・三
東亜道路工業㈱	福島工場	矢吹字北町	〃	四五・四
ナゴヤゴルフウッド㈱	矢吹工場	須乗字上宮崎	〃	四五・一〇
大野精密工業		矢吹字北町	〃	四五・一〇
㈲佐久間製作所		神田字神田西	〃	四六・二
福島サンコット㈱		中畑字弥栄	〃	四六・三
東包商事㈱		神田字神田西	〃	四六・一〇
大八電子		矢吹字大町	〃	四七・五
㈱宮島		〃 小松	〃	四七・七
㈱福島城南工業所		中畑字弥栄	〃	四七・七
朝日工機㈱		中畑字大久保	〃	四七・八
東伸電子㈱		矢吹字善郷内	〃	四七・一〇
福島アリエス		〃 大町	〃	四八・四
㈱小林縫製工場		中畑字中畑	〃	四八・六
㈱村山鉄工所福島工場		〃 西長峯	〃	四八・七
江戸川ゴム工業㈱矢吹工場		矢吹字大町	〃	四八・九
㈲関根電子工業		〃 東郷	〃	四八・一二
森縫製		中畑新田字新町	〃	四九・五
㈲正英製作所福島工場		大和久字堰ノ上	〃	四九・八
㈱ナガシマ化学矢吹工場		神田字神田西	〃	四九・一〇
アリガ電子工業㈲		中畑新田字新町	〃	五〇・四
㈱アケボノエスエイ		須乗字丸ノ内	〃	五〇・七
ファッションいずみ		矢吹字小松	〃	五〇・九
㈱福島岩田塗装機		須乗字丸ノ内	〃	五〇・九
福島ケミコン㈱		〃	〃	五一・六
㈱天乃屋福島工場		松倉字松倉	〃	五一・六
㈱アローファッション		矢吹字北町	〃	五一・一〇
㈱ファッションやまと		大和久字赤沢	〃	五二・三

ガスメーター器	
アスファルト乳剤	
ゴルフクラブヘッド	
精密機械部品	
カセットテープレコーダー	
婦人服	
ダンボール製函	
テープレコーダーヘッド	
婦人・子供服	
カーステレオ部品	
カメラ部品	
抵抗器	
紳士服	
婦人服	
鍛工品	
工業用ゴム製品	
カセットテープデッキ	
婦人服	
電気音響部品	
工業用プラスチック	
電気器 昭五三・五廃	
ブレーキシュー	
婦人服	
エアーコンプレッサー	
コンデンサー	
菓子	
婦人服	
婦人服	

（注）㈾—合資会社 ㈲—有限会社 ㈴—合名会社 ㈱—株式会社 昭五三現在

（矢吹町産業課 調）

(3) 生 産

一〇二〔産業別生産所得及構成比調〕

矢吹町生産所得産業別及び構成比

（単位 % 円）

年次	総額	第一次産業	農業	林業	水産業（水産養殖業）	第二次産業	鉱業	建設業
昭和三八	一〇〇・〇 一、五四五、三六三	四九・一 七五七、七五六	四七・六 七三三、二八五	一・三 一九、四八六	〇・三 四、九八四	一四・三 三二一、六三六	—	五・四 八四、二五五
三九	一〇〇・〇 一、六九五、四六四	四五・七 七七四、一〇四	四三・二 七三二、三三八	二・四 四〇、七八七	〇・一 九七九	一八・九 三二〇、三六〇	—	八・一 一三六、九二六
四〇	一〇〇・〇 二、〇二八、九九〇	四八・七 九八七、七五一	四七・〇 九五三、八七八	一・七 三三、四〇七	〇 四六六	一四・八 三〇〇、二九四	—	四・七 九四、六二三
四一	一〇〇・〇 二、二九二、一一三	五〇・〇 一、一四五、三三四	四七・三 一、〇八三、八一九	二・七 六〇、九七一	〇 四三四	一二・五 二八六、〇四九	—	三・六 八三、〇三三
四二	一〇〇・〇 三、〇一六、一四二	四七・五 一、四三一、七六九	四六・〇 一、三八八、〇七〇	一・三 三九、一一一	〇・二 四、五七一	一〇・八 三三六、九六七	—	四・二 一三六、五三二
四三	一〇〇・〇 三、七二三、一五一	四〇・八 一、五一五、九〇五	四〇・一 一、四八八、三二五	〇・七 二六、七四七	〇 八三六	一五・八 五八六、二八〇	—	六・一 二三八、五六七
四四	一〇〇・〇 四、三三八、八七〇	三七・六 一、六三〇、三九〇	三六・九 一、六〇一、一八八	〇・七 二八、三七〇	〇 八三三	一九・四 八四三、六三五	—	一〇・三 四四六、六五八
四五	一〇〇・〇 五、三〇〇、七九九	二九・二 一、五五一、七〇五	二八・五 一、五一〇、九七八	〇・六 二九、八四三	〇・二 一〇、八八四	二七・一 一、四三五、五四七	—	一二・六 六六五、五六九
四六	一〇〇・〇 五、七〇三、〇一五	二五・三 一、四四一、七一二	二四・六 一、四〇四、四九四	〇・四 二五、一〇九	〇・二 一三、〇二八	三一・三 一、七八六、〇一七	—	一三・二 七五一、七三二
四七	一〇〇・〇 七、二〇七、九二一	二四・九 一、七九五、六八三	二四・三 一、七五三、九九六	〇・六 四一、四四二	〇 一、二四五	三二・三 二、三三四、六八九	—	一九・五 一、四〇八、三八六
四八	一〇〇・〇 九、三五六、八三二	二六・三 二、四五八、〇九四	二五・七 二、四〇三、九六五	〇・六 五三、七二四	〇 一、四〇五	二八・三 二、六四四、九七〇	—	一九・〇 一、七七九、二一六
四九	一〇〇・〇 一一、六三三、三六三	二四・二 二、八一六、三五二	二三・八 二、七七〇、四六三	〇・三 四〇、四〇〇	〇・〇四 五、四八九	二九・〇 三、三七四、七五三	—	一二・九 一、五〇四、六二二
五〇	一〇〇・〇 一三、六八四、六七四	三〇・二 四、一二七、五六四	二九・八 四、〇八四、〇六五	〇・三 三八、四三九	〇・〇三 五、〇六〇	二二・七 三、一一二、九六一	—	八・八 一、三〇七、二五四

年次	製造業	第三次産業	卸売及小売業	金融・保険不動産業	運輸通信業	電気・ガス・水道業	サービス業	公務
昭和三八	一三七、三八一 八・九	五六五、九七一 三六・六	一三四、九三四 八・七	七三、三五八 四・七	四三、七三六 二・八	―	二六五、六二一 一七・二	五〇、三三四 三・二
三九	一八三、四三四 一〇・八	六〇一、〇〇〇 三五・四	一四二、二四三 八・四	七七、一七五 四・五	四六、三三〇 二・七	―	二六七、七二五 一五・八	六七、五三七 四・〇
四〇	二〇五、六七二 一〇・一	七四〇、九五四 三六・五	一九一、八五七 九・五	九八、七八七 四・九	五〇、九七六 二・五	―	三一九、一六九 一六・二	七〇、一六五 三・四
四一	二〇三、〇一六 八・九	八六〇、八四九 三七・五	二三九、〇一六 一〇・四	一〇三、〇九二 四・五	六九、二五五 三・〇	―	三六九、五七七 一六・一	七九、九〇九 三・五
四二	二〇〇、四三五 六・六	一、二五七、四〇六 四一・七	三〇八、九九一 一〇・三	一五三、三四九 五・一	一一五、一五二 三・八	―	五六八、四四六 一八・八	一二一、四六八 三・七
四三	三五七、七一三 九・七	一、六一四、九六六 四三・四	五一五、一三六 一三・八	二三一、六〇七 六・二	一一四、三四〇 三・一	二五、九七三 〇・七	六三三、一〇二 一七・〇	九五、八〇八 二・六
四四	三九六、九七七 九・一	一、八六四、八四五 四三・〇	五七一、七五三 一三・二	二八三、九八九 六・五	一四九、〇五五 三・四	二一、三八六 〇・五	七二〇、二二五 一六・六	一一九、四四七 二・八
四五	七六九、九七八 一四・五	二、三一三、五四七 四三・六	六六八、六〇六 一二・六	三四六、七七二 六・五	一七〇、五七三 三・二	二九、七二五 〇・六	九五〇、三〇八 一七・九	一四七、五六三 二・九
四六	一、〇三四、二九四 一八・一	二、四七五、二八六 四三・四	六三三、八七五 一〇・九	四一六、九五〇 七・三	二一〇、三六九 三・七	三六、九四〇 〇・六	一、〇二三、一一一 一七・七	一七五、〇四一 三・一
四七	九一六、三〇三 一二・七	三、〇八七、五四九 四二・八	七五三、八九三 一〇・五	六三三、三〇二 八・八	二八一、二六五 三・九	三七、五七七 〇・五	一、一六四、二四三 一六・二	二一八、二六九 三・〇
四八	八六五、七五四 九・三	四、二五三、七六八 四五・五	一、一〇七、九九三 一一・八	七九三、七六四 八・五	三九〇、〇四六 四・二	△三、五四三 △〇	一、一五六、九七六 一六・七	四〇四、五三三 四・三
四九	一、八七〇、一四一 一六・一	五、四四二、二五八 四六・八	一、四二一、七〇八 一二・一	一、〇四三、五三三 九・〇	四七三、五四九 四・一	二四、四三八 〇・二	一、九七一、三六八 一六・九	五一七、六六二 四・四
五〇	一、九〇五、七〇七 一三・九	六、四四四、一四九 四七・一	一、五三七、四二九 一一・二	一、三三一、九〇九 八・九	五五一、九六二 四・〇	五〇、五九七 〇・四	二、五三五、〇五六 一八・五	五五七、一九六 四・一

〔福島県民所得統計書・矢吹町企画広報課 調〕

一〇三〔昭和二五年合併前の各町村の現勢〕

西白河郡

三　神　村

村長　渡辺欣吾　収入役　吉田明雄

助役　泉川規矩造　議長　円谷正義

土地

総面積	宅地	耕地	山林原	その他
二一・〇三平方粁	二九町四反	七〇六町七反	六五九町五反	七二三町八反

	階級	男	女	合計／人口%
口人別級階齢年	一～五	二三八	二五一	四八九　一三・四
	六～一〇	二四五	二四八	四九三　一三・五
	一一～一五	二一七	二四九	四六六　一二・七
	一六～二〇	一九七	二〇七	四〇四　一一・〇
	二一～二五	一四六	一五五	三〇一　八・二
	二六～六〇	五六二	六七〇	一、二三二　三三・七
	六一歳以上	一一八	一五七	二七五　七・五

人口

	(年度)	世帯数	総数	男	女	人口密度(一平方粁)
常住人口	(二三・八・一)	五三八	三、六六〇	一、七二三	一、九三七	一七四・一
常住人口	(二五・一〇・一)	五三〇	三、七〇三	一、七五三	一、九五〇	一七六・二

		総数	%	男	%	女	%
口人別業産	全産業	一、八三五	一〇〇	九〇二	四九・二	九三三	五〇・八
	農業	一、六〇九	八七・六	七二〇	三九・二	八八九	四八・四
	林業	一	〇			一	〇
	水産業						
	鉱業	七	〇・四	七	〇・四		
	建設工業	三〇	一・六	三〇	一・六		
	製造工業	五三	二・九	四四	二・四	九	〇・五
	電気、ガス及び水道業						
	商業	二二	一・二	一一	〇・六	一一	〇・六
	金融業	三	〇・二	三	〇・二		
	運輸通信業	二二	一・二	二〇	一・一	二	〇・一
	サービス業	五	〇・三	二	〇・一	三	〇・二
	自由業	四二	二・三	二七	一・五	一五	〇・八
	公務及団体	三八	二・一	三五	一・九	三	〇・二
	その他の産業	三	〇・二	三	〇・二		

農業

区分		農家総数	農家数
家別	専業	四四五戸	一〇〇%
家別	第一種兼業	三五二	七九
家別	第二種兼業	六四	一四
家別	自作業	二九	七
家別	自作兼小作	二八四	六四
家別	自作兼小作	一三一	二九

農			
自小作	小作兼自作	小作農	その他
一四	八	八	
三	二	二	

経営耕地広狭別農家	農家数	比率
農家総数	四四五戸	100%
三反未満	一四	三・一
三反～五反	二四	五・四
五反～一・〇町	四七	一〇・六
一・〇町～一・五町	一〇三	二三・一
一・五町～二・〇町	一三三	二九・七
二・〇町～三・〇町	一一六	二六・一
三・〇町～五・〇町	九	二・〇
五・〇町以上		
例外規定適用農家		

畜力及動力農機械使用農家数	
牛	一七
馬	二〇八
トラクター	
ハンドトラクター	
動力耕耘機	
電動機	一〇五
石油発動機	二九六
水力機	
風車	

農地	総数	耕地 計	耕地 田	耕地 畑
農用地面積	七、五九九反	七、〇八五	三、〇八六	三、九九九
比率	100%	九三	四〇	五三
開墾、干拓(二三・二・一以後)		二八〇反		二八〇

その他の農地
五一四
一七

農地	総数	耕地 計	耕地 田	耕地 畑	その他の農地
農家一戸当り耕地	一七・一反	一五・九	六・九	九・〇	一・二
農家人口一人当り耕地	二・二六反	二・一一	〇・九二	一・一九	〇・一五
農地改革により小作地が自作地となった面積		二、七一七反	一、〇七三	一、六四四	

作物名		収穫面積	実収高	反当収穫高
主要食糧農作物	米	二、九九八反		
	小麦	一、〇七六		
	大麦	七七三		
	裸麦	四七		
	甘藷	二九三		
	馬鈴薯	二六九		
雑穀	とうもろこし(乾燥種実)	五七〇		
	ライ麦	三		
	あわ	一〇八		
	もろこし	一四		
	きび	四二		
	ひえ	二九		
	そば	一〇五		
	大豆(乾燥種実)	九一七		
	あづき	一八九		

品名	生産者数	生産数量	備考
蔬菜 さといも	八六反		
蔬菜 なす	二〇		
蔬菜 きゅうり	一九		
蔬菜 かぼちゃ	二〇		
蔬菜 だいこん	一二九		
蔬菜 ごぼう	二八		
蔬菜 にんじん	二〇		
蔬菜 結球白菜類	一八		
蔬菜 つけな	一七		
蔬菜 ねぎ	四四		
果樹 なし	散　集 一		
果樹 りんご	散　集		
果樹 もも	散 一四 集 四		
果樹 かき	散 一、四六一 集 一		
果樹 うめ	散 三〇七 集 〇・五		
工芸作物 なたね	六四		
工芸作物 たばこ	一三一		
その他 れんげそう	三四		
主要農産加工品 わら工品(貫)	八四	二、〇五〇	
主要農産加工品 製茶(貫)			
主要農産加工品 食品加工(貫)	二	五〇	
主要農産加工品 その他(貫)			

畜産

名称	飼養者数	飼養頭数
乳牛	一〇	二二
役肉牛	一五〇	一六八
馬	一六五	一七三
豚	九	一〇
山羊	五四	六〇
緬羊	五六	六六
兎	三〇	五二
あひる		
鶏	二七七	一、六五七

養蚕

	春蚕	夏秋蚕
桑園面積	六六一反	
養蚕戸数	一三九戸	一六〇
掃立卵量	二、八四〇瓦	二、五六〇
収繭高	一、六六〇〆	一、一五〇
一戸当り収繭	一一・九〆	七・二
桑園単位面積当り収繭量	四・三〆	
蚕種製造高	瓦	

林業

面積	国有林	公有林	会社個人有	その他	計
針葉樹林	反		三		三
濶葉樹林	反	二	三六		三八
針濶混	反		三八〇		三八〇
竹林	反		二		二
無立木地	反		六〇		六〇
計	反	二	五一八		五二〇

造林	国有林
人口造林	反
天然造林	反
伐採面積	反
立木伐採材積	石
素材生産量 針広葉樹	石
素材生産量 竹材	石

主要林産	
木炭	一六、九九〇瓩
普通薪	石
ガス薪	瓩
造林用種子	升
樹実	貫
樹皮	七三〇坪

伐採 公有林	会社個人有	その他	計
	五一五		五一五
	四九		四九
	八五		八五
	四、六八一		四、六八一
	三、六七三		三、六七三

工業

工場総覧

	総事業所数	総従業員数	三人以下 事業所数	三人以下 従業者数	四人以上 事業所数	四人以上 従業者数
食品	六	九	六	九		
煙草						
紡織	一	一	一	一		
衣服身廻品	二	五	二	五		
木材木製品	二	二	二	二		
家具建具及び装備品	一	二	一	二		
紙及び類似品						
印刷出版類似品						
化学製品	二	二	二	二		
石油及び石炭製品						
ゴム製品						
皮革及び皮革製品						
ガラス及び土石製品						
第一次金属製品						
金属製品（機械車両を除）品	一	二	二	二		

工					
機械製品					
電気機械器具					
輸送用設備					
特殊機械					
その他	一	一	一	一	

交通

道路延長 主要道路延長	
総数	一三五粁
国道	粁
県道	一八粁
市町村道	一一七粁

道路延長 主要路線延長	
総数	粁
鉄道	粁
軌道	粁
バス	粁

諸車 自動車		
	旅客自動車	貨物自動車
軽自動車		
小型自動車		二
普通自動車		二

諸車 自動車			
	旅客自動車		貨物自動車
特殊自動車			
荷車（リヤカー）	三八	自転車	四三九
牛馬車	一五一	其他小型輸送車両（ソリ含）	二

船舶	汽船 隻数	汽船 トン数	帆船 隻数	帆船 トン数

信通	郵便局数	ポスト数	電信局数	電話加入者数
	一	六	一	

主食需給

	供出割当	供出実績	供出率	配給割当	配給—供出
米	四、一七七石	四、一八七・八石	一〇〇・三%	石	石
麦	一、二四八	一、二四八・五	一〇〇・〇		
計	五、四二五	五、四三六・三	一〇〇・二	五六四・七	△四、八七一・六

西白河郡

中畑村

村長 後藤胖　収入役 関根勇蔵

助役 小針金次　議長 水戸勘衛

土地

総面積	宅地	耕地	山林原野	その他
二一・三〇平方粁	三一町九反	八五二町〇反	七五五町〇反	五〇八町八反

人口

(年度)	世帯数	総数	男	女	人口密度(一平方粁)
常住人口(二三・八・一)	五七八	三、六二〇	一、八〇一	一、八一九	一七〇・〇
常住人口(二五・一〇・一)	五〇七	三、六〇九	一、八二四	一、七八五	一六九・四

口人別級階齢年	階級	男	女	合計/人口%	
	一〜五	二一六	一八八	四〇四	一一・二
	六〜一〇	二三九	二三一	四七〇	一三・〇
	一一〜一五	二二七	二八八	五一五	一四・二
	一六〜二〇	二七一	二一二	四八三	一三・三
	二一〜二五	一八三	二二一	四〇四	一一・二
	二六〜六〇	五五二	五一六	一、〇六八	二九・五
	六一歳以上	一一三	一六三	二七六	七・六

口人別		総数	%	男	%	女	%
	全産業	一、七六二	一〇〇	八八九	五〇・五	八七三	四九・五
	農業	一、五五四	八八・一	七一八	四〇・七	八三六	四七・四
	林業	八	〇・四	四	〇・二	四	〇・二
	水産業						
	鉱業	一	〇・一	一	〇・一		
	建設工業	三二	一・八	三三	一・八		
	製造工業	四二	二・四	三九	二・二	三	〇・二
	電気、ガス及び水道業						
	商業	一四	〇・八	八	〇・五	六	〇・三

産業	金融業	運輸通信業	サービス業	自由業	公務及団体	その他の産業
		一〇	五	三五	四〇	一
		〇・六	〇・三	三・一	二・三	〇・一
		一〇	二	四三	一三	一
		〇・六	〇・一	二・四	一・八	〇・一
			三	一三	八	
			〇・二	〇・七	〇・五	

農業

区分	農家総数	農家 専兼別 専業	第一種兼業	第二種兼業	農家 自小作別 自作	自作兼小作	小作兼自作	小作	その他	農家総数	耕地広狭別農家 三反未満	三反～五反	五反～一・〇町	一・〇町～一・五町	一・五町～二・〇町	二・〇町～三・〇町
農家数	四一三戸	三五三	四三	一七	三一九	八三	一二	一		四一三戸	八	一〇	五六	六六	九九	一四九
	一〇〇%	八六	一〇	四	七七	二〇	三	〇		一〇〇%	一・九	二・四	一三・六	一六・〇	二四・〇	三六・一

経営	三・〇町～五・〇町	五・〇町以上	例外規定適用農家
	二五		
	六・〇		

農家数	機械使用		畜力及動力	
	動力耕耘機	一五六	牛	
三五	電動機	一八〇	馬	
一九八	石油発動機		トラクター	
	水力機		ハンドトラクター	
	風車			

農地	総数	耕地 計	田	畑	その他の農地
農用地面積	八、五三六反	八、〇一四	三、一一三	四、九〇一	五二二
比率	一〇〇%	九四	三六	五八	六
開墾、干拓(三三・二・一以後)		五反		五	

農地	総数	耕地 計	田	畑	その他の農地
農家一戸当り耕地	二〇・六反	一九・四	七・五	一一・九	一・二
農家人口一人当り耕地	二・八七反	二・七〇	一・〇五	一・六五	〇・一七
農地改革により小作地が自作地となった面積		一、九七三反	三一四	一、六五八	

	作物名	収穫面積	実収高	反当収穫高
主要食糧農作物	米	三、三五三反		
	小麦	六五三		
	大麦	五二七		
	裸麦	一		
	甘藷	二五〇		
	馬鈴薯	三三		
雑穀	とうもろこし（乾燥種実）	六八〇		
	ライ麦	〇・五		
	あわ	八五		
	もろこし	二〇		
	きび	七		
	ひえ	六四		
	そば	九三		
	大豆	五八九		
	あずき（乾燥種実）	二八		
蔬菜	さといも	六二		
	なす	一八		
	きゅうり	三		
	かぼちゃ	二		
	だいこん	一三		
	ごぼう	二七		
	にんじん	三七		
	結球白菜	四四		
	つけな	一三		
	ねぎ	三一		

	品名	生産者数	生産数量	備考
果物	なし	散 八　集 一		
	りんご	散 一　集 〇・五		
	もも	散 五三　集 一		
	かき	散 六七九　集		
	うめ	散 二九五　集 〇・五		
工芸作物	なたね	六五		
	たばこ	一四八		
その他	れんげそう	一三〇		
主要農産加工品	わら工品（貫）			
	製茶（貫）			
	食品加工（貫）			
	その他（貫）			

畜産

名称	飼養者数	飼養頭数
乳牛	三	三
役肉牛	一三七	一五四
馬	一四三	一六二
豚	一〇	三
山羊	一九	三
緬羊	五八	六五
兎	三八	五一
あひる		
鶏	一六五	九四六

林業

面積	国有林	公有林	会社個人有	その他	計
針葉樹林			七五		七五反
濶葉樹林			二〇七		二〇七反
針濶混			二六五		二六五反
竹林			三〇		三〇反
無立木地			一三八		一三八反
計			七二五		七二五反

造林伐採	国有林	公有林	会社個人有	その他	計
人口造林			一八六		一八六反
天然造林					反
伐採面積			一三		一三反
立木伐採材積			八八		八八石
素材生産量 針広葉樹			六五九		六五九石
素材生産量 竹林					

主要林産	
木炭	七五〇瓩
普通薪	二七五石
ガス薪	瓩
造林用種子	升
樹実	貫
樹皮	坪

養蚕

	桑園面積	養蚕戸数	掃立卵量	収繭高	一戸当り収繭	桑園単位面積当り収繭量	蚕種製造高
春蚕	六四五反	七四戸	一、八四〇瓦	五一九〆	七・〇〆	二・八〆	瓦
夏秋蚕		三一六	二、五三七	一、二七五	四・〇		

工業

工場総覧	総事業所数	総従業員数	三人以下 事業所数	三人以下 従業者数	四人以上 事業所数	四人以上 従業者数
食料品	二	六	一	二	一	四
煙草						
紡織	一	一	一	一		
衣服身廻品						
木材木製品	五	一〇	四	六	一	四
家具建具及び装備品	二	三	二	三		
紙及び類似品						
印刷出版類似品						
化学製品						
石油及び石炭製品						
ゴム製品						
皮革及び皮革製品						
ガラス及び土石製品						
第一次金属製品						
金属製品（機械車両を除）						
機械製品						
電気機械器具						
輸送用設備						
特殊機械						
その他						

交通

長延路道		自動車諸車		船舶		通信	
主要道路延長	四粁	旅客自動車		汽船		郵便局数	一
総数	二九粁	貨物自動車		隻数		ポスト数	三
国道	粁	特殊自動車		トン数		電信局数	
県道	四粁	軽自動車		帆船		電話加入者数	二九
市町村道	二五粁	小型自動車		隻数			
主要路線延長	四粁	普通自動車	二	トン数			
総数	四粁	荷車					
鉄道	粁	リヤカー	二七六				
軌道	粁	牛馬車	一五五				
バス	四粁	其他小型輸送車両(ソリ含)	八				
		自転車	四三四				
		旅客自動車					
		貨物自動車					

主食需給

	米	麦	計
供出割当	三、七二一石	五九	四、三一〇
供出実績	三、七九六・九石	五三一・七	四、三二九・六
供出率	一〇〇・二%	一〇〇・七	一〇〇・二
配給割当	石		七四四・二
配給—供出	石		△三、五七五・四

西白河

矢吹町

町長　大木代吉　　収入役　手島鉄雄

助役　栗林俊雄　　議長　安藤国吉

土地

総面積	宅地	耕地	山林原野	その他
一四・五〇平方粁	四四町三反	五四六町八反	三八四町五反	四六六町四反

人口

	世帯数	総数	男	女	人口密度(一平方粁)
常住人口(二三・八・一)	一、三〇二	六、九四〇	三、三九七	三、五四三	四七八・六
常住人口(二五・一〇・一)	一、三九〇	七、三九八	三、六七六	三、七二三	五一〇・二

産業別人口

	総数	%	男	%	女	%
全産業	二、五五一	一〇〇	一、五八六	六二・二	九六五	三七・八
農業	一、四二八	五六・〇	六六六	二六・一	七六二	二九・九
林業	三九	一・六	三二	一・三	七	〇・三
水産業						
鉱業	九	〇・三	八	〇・三	一	〇
建設工業	一〇五	四・一	一〇四	四・一	一	〇
製造工業	三五七	一四・〇	三〇四	一一・九	五三	二・一
電気ガス及び水道業	一	〇	一	〇		
商業	一五〇	五・九	一〇七	四・二	四三	一・七
金融業	六	〇・二	五	〇・二	一	〇
運輸通信業	九四	三・七	九二	三・六	二	〇・一
サービス業	三四	一・三	一八	〇・七	一六	〇・六
自由業	六六	二・六	三六	一・四	三〇	一・二
公務及団体	二四八	九・七	二〇三	八・〇	四五	一・七
その他の産業	一四	〇・六	一〇	〇・四	四	〇・二

年齢階級別人口

階級	男	女	合計	人口%
一～五	五〇三	四五六	九五八	一三・八
六～一〇	四八一	四七九	九六〇	一三・八
一一～一五	四五一	四一三	八六四	一二・四
一六～二〇	三四四	三七七	七二一	一〇・四
二一～二五	二八八	三三三	六一〇	八・八
二六～六〇	一、一七一	一、二六三	二、四三四	三五・一
六一歳以上	一六〇	二三三	三九三	五・七

農業

区分	農家数	%
農家		
農家総数	五九七戸	一〇〇%
専兼別　専業	二四七	四一
第一種兼業	一一〇	二〇
第二種兼業	二三〇	三九
自小作別　自作	三一五	五三
自小作	一六七	二八
小自作	四一	七
小作	四五	七
その他	二九	五
経営耕地広狭別農家		
農家総数	五九七戸	一〇〇%
三反未満	一五六	二六・一
三反～五反	九〇	一五・一
五反～一・〇町	一七四	二九・一
一・〇町～一・五町	一〇一	一六・九
一・五町～二・〇町	五六	九・四
二・〇町～三・〇町	二〇	三・四
三・〇町～五・〇町		
五・〇町以上		
例外規定適用農家		

畜力及動力機械使用

牛	馬	トラクター	ハンドトラクター
六二	一六八		

農家数	
動力耕耘機	
電動機	一六
石油発動機	八七
水力機	
風車	

	農地					
	総数	耕地 計	耕地 田	耕地 畑	その他	
農用地面積	六、三七九反	五、一七五	一、五一八	三、六五七	一、二〇四	
比率	100%	八一	二四	五七	一九	
開墾、干拓（三三・三・一以後）		一、一三三反		一、一三		

	農地				
	総数	耕地 計	耕地 田	耕地 畑	その他の農地
農家一戸当り耕地	一〇・七反	八・七	二・六	六・一	二・〇
農家人口一人当り耕地	一・六三反	一・三一	〇・三八	〇・九三	〇・三一
農地改革により小作地が自作地となった面積		一、四九三反	六六五	八二八	

	作物名	収穫面積	実収高	反当収穫高
要食糧農作物	米	一、五八一反		
	小麦	四五五		
	大麦	五九三		
	裸麦	一		
	甘藷	四一三		
主	馬鈴薯	二九四反		
雑穀	とうもろこし（乾燥種実）	四〇六		
	ライ麦	四		
	あわ	三一		
	もろこし	九		
	きび	九		
	ひえ	六〇		
	そば	八八		
	大豆	四九九		
	あづき（乾燥種実）	五四〇		
蔬菜	さといも	八一		
	なす	一九		
	きゅうり	三〇		
	かぼちゃ	二八		
	だいこん	一五六		
	ごぼう	八一		
	にんじん	二七		
	結球白菜	四四		
	つけな類	三三		
	ねぎ	四六		
樹	なし	散集 二		
	りんご	散集 一		
	もも	散集 一〇 二		
	かき	散集 七八七 二		

果樹	集散
うめ	三二四二

工芸作物	生産者数	生産数量	備考
なたね	三五		
たばこ	一四三		

その他	生産者数	生産数量	備考
れんげそう	七八		

主要農産加工品

品名	生産者数	生産数量	備考
わら工品（貫）			
製茶（貫）			
食品加工（貫）	二	一六〇	
その他（貫）	三	一、九四〇	

畜産

名称	飼養者数	飼養頭数
乳牛	一〇	一四
役肉牛	六八	七三
馬	一二七	一三四
豚	三六	四二
山羊	一四三	一六六
緬羊	五〇	六三
兎	八三	一五四
あひる		
鶏	二九七	一、八四一

養蚕

	春蚕	夏秋蚕
桑園面積	二五七反	
養蚕戸数	五九戸	八三
掃立卵量	一、〇九九瓦	一、六四五
収繭高	九四三〆	一、三六四
一戸当り収繭	一六・〇〆	一五・四
桑園単位面積当り収繭量	八・六〆	
蚕種製造高	瓦	

林業

面積	国有林	公有林	会社個人有	その他	計
針葉樹林	一〇反		二八		三八
濶葉樹林	反		二七五		二七五
針濶混	反		二		二
竹林	反		三		三
無立木地	反		一四		一四
計	一〇反		三二二		三三二

造林伐採	国有林	公有林	会社個人有	その他	計
人口造林	反		四二		四二
天然造林	反		七二		七二
伐採面積	反		二三		二三
立木伐採材積	石		一、〇一四		一、〇一四
素材生産量 針広葉樹	石		八三三		八三三
素材生産量 竹材					

主要林産	
木炭	二一、五三三瓩
普通薪	一四、六六八石
ガス薪	九〇、〇〇〇瓩
造林用種子	升
樹実	貫
樹皮	四、〇〇〇坪

工業

一覧	食品	煙草
総事業所数	一八	
総従業員数	六六	
三人以下 事業所数	一四	
三人以下 従業者数	二九	
四人以上 事業所数	四	
四人以上 従業者数	三七	

工場総数（つづき）

紡織	衣服身廻品	木材木製品	家具建具及び装備品	紙及び類似品	印刷出版類似品	化学製品	石油及び石炭製品	ゴム製品	皮革及び皮革製品	ガラス及び土石製品	第一次金属製品	金属製品（機械車両を除）	機械製品	電気機械器具	輸送用設備	特殊機械	その他
八		三	一〇		一	二			二	二		七			四		五
九		一三〇	三		二	二九			六	三		一六			一四		五
八		一五	八		一	一			二	二		五			三		五
九		三〇	一三		二	三			六	三		七			七		五
		七	二			一						二	一		一		
		一〇〇	八			三六						九	三〇		七		

交通

道路延長

主要道路延長		主要路線延長	
総数	一三八粁	総数	一九粁
国道	六粁	鉄道	六粁
県道	八粁	軌道	粁
市町村道	一二四粁	バス	一三粁

諸車

自動車	旅客自動車	貨物自動車
軽自動車	六	
小型自動車	二	七
普通自動車	三	二〇
特殊自動車	・	×一

諸車	
荷車 リヤカー	一九四
自転車	八八六
牛馬車	一二四
其他小型輸送車両（ソリ含）	三一

船舶

	隻数	トン数
汽船		
帆船		

通信

郵便局数	ポスト数	電話局数	電話加入者数
一	七	一	一二四

主食需給

	供出割当	供出実績	供出率	配給割当	配給―供出
米	九四三石	九四三・八石	一〇〇・一%	石	石
麦	四四三	四四三・四	一〇〇・一		
計	一、三八六	一、三八七・二	一〇〇・一	四、五三〇・三	三、一三三・一

〔昭和二十八年刊「福島県市町村要覧」抜粋〕

（注）資料ノ出所

年齢階級別人口	昭和二十三年の常住人口調査	
産業別人口	同	二十二年の臨時国勢調査
農業	同	二十五年の世界農業センサス等
畜産	同	
養蚕	同	
林業	昭和二十五年度統計調査事務所表式調査等	
工業	同	工業センサス
交通	道路延長	県道路課
	諸車	自動車は陸運事務所、その他は市町村の照会
	船舶、通信	市町村へ照会
主食需給	地方事務所、及県農政課資料	

一〇四〔昭和二二年〜昭和二九年水稲及麦類の作付面積及収量調〕

昭和二十二年〜昭和二十九年 関係町村水稲及麦類に関する統計

町村名	年次	水稲 作付面積（反）	水稲 反収（石）	水稲 推定実収高（石）	小麦 作付面積（反）	小麦 反収（石）	小麦 推定実収高（石）	大麦 作付面積（反）	大麦 反収（石）	大麦 推定実収高（石）
矢吹町	昭和二二	一、五三二	一・五八六	二、四六一	—	—	—	—	—	—
	二三	一、五五四	一・六四三	二、五五一	六二六	〇・七〇三	四四〇	七九二	一・〇四五	八二八
	二四	一、八一一	一・八〇一	三、三六三	六七六	一・二〇四	八一四	六二〇	一・七一〇	一、〇六〇
	二五	一、五一三	一・七〇一	二、五五〇	七一〇	〇・八三八	五九五	七七九	一・七一九	一、三三九
	二六	一、五五〇	一・五九八	二、四七七	七〇二	一・一七一	八二二	六二四	一・九三八	一、二〇九
	二七	一、五〇五	二・〇四五	三、〇七八	七一二	〇・八五五	六〇八	六四四	一・九三〇	一、二四三
	二八	一、五二四	一・一八一	一、八〇〇	六七四	一・三六五	九二〇	六二二	二・一八二	一、三五五
	二九	一、五二四	一・九九八	三、〇四五	七五三	一・一八三	八九〇	八九〇	二・七八六	二、四八二
村	昭和二二	三、二七六	一・九三〇	六、三四六	—	—	—	—	—	—
	二三	三、四二四	一・八九三	六、四八三	七八九	〇・八〇七	六三七	六五五	一・五一五	九九二
	二四	三、四九六	二・〇三四	七、一一〇	八〇〇	一・三一〇	一、〇四八	七三二	一・八三二	一、三一三

村	年度	反	石	石	反	石	石	反	石	石
中畑	二五	三、二二八	一・九七六	六、三七七	一、一〇三	〇・八七三	九六三	六八三	一・八一六	一、二四〇
	二六	三、三〇九	一・八七三	六、一九八	一、〇八八	一・二八七	一、四〇〇	五四八	二・〇三二	一、一一三
	二七	三、一九九	二・三四四	七、四九八	一、〇三〇	〇・九六七	九九三	五八三	二・〇二一	一、一七八
	二八	三、一六三	一・二五四	三、九六六	九六六	一・四五八	一、四〇八	五六八	二・二六〇	一、二八四
	二九	三、一六三	二・〇八〇	六、五七九	一、〇八二	一・二四一	一、三四三	八〇八	二・八八六	二、三三三
三神村	昭和二二	三、一八二	二・一八七	六、九六〇	—	—	—	—	—	—
	二三	三、二五三	二・一〇四	七、〇五四	一、四一〇	〇・九三〇	一、三一二	九七八	一・七八〇	一、七四一
	二四	三、一七四	二・二二三	七、〇八九	一、三六三	一・五一九	二、〇七〇	一、一八〇	二・二五七	二、六六三
	二五	三、一五九	二・〇七〇	六、五三九	一、六九五	〇・九七七	一、六五六	九三四	二・〇一七	一、八八四
	二六	三、二三九	二・〇一〇	六、五二〇	一、六七〇	一・三九一	二、三二三	七三九	二・二八四	一、六八八
	二七	三、二三八	二・四七八	七、九九九	一、三〇三	一・〇八四	一、四一三	七六二	二・三三九	一、七一五
	二八	三、一八一	一・四五〇	四、六一三	一、二二二	一・四九〇	一、八二二	七〇三	二・五四二	一、七八七
	二九	三、一八一	二・二二三	七、一〇一	一、三六六	一・二七六	一、七四三	一、〇三八	三・二四八	三、三七二

〔昭30刊「福島県における水稲、麦類郡市町村別統計書」抜粋〕

一〇五〔昭和三〇年～昭和五〇年水稲及麦類の作付面積及収量調〕

水稲及麦類の作付面積及収量

年度	水稲 面積 (ha)	水稲 一〇a当収量 (kg)	水稲 収量 (t)	陸稲 面積 (ha)	陸稲 一〇a当収量 (kg)	陸稲 収量 (t)	小麦 面積 (ha)	小麦 一〇a当収量 (kg)	小麦 収量 (t)	大麦 面積 (ha)	大麦 一〇a当収量 (kg)	大麦 収量 (t)
三〇	九〇一	四一六	三、七四八	二八七	二三七	六八〇						
三一	九六五	三六八	三、五五一	三六七	一九四	七一一						
三二	一、〇七六	三五八	三、八五二	二七一	二四八	六七二						
三三	一、一三一	三九九	四、五一三	三一一	二一〇	六七五	二四三	三〇三	七四七	四一三	三一四	一、二九七
三四	一、一七七	三八三	四、九四二	三〇〇	二四〇	七一九	二四七	二四四	六〇二	四四七	三三三	一、四四四
三五	一、二五五	四一一	五、一六三	二九〇	二四三	七〇〇	二一七	三〇六	六六三	三五四	三四九	一、二三四

三六	一、三六九	四一五	五、六七六	二〇四	二五五	五一九	二八三	二三七	六七〇	三一四	三一四	九八七
三七	一、四二八	四二六	六、〇七六	一七七	一〇八	一九一	二〇八	二七一	五六四	二三三	三七六	八七五
三八	一、四七一	四二八	六、二九八	一八七	二九六	五五五	二〇一	二四六	四九五	二三三	二九〇	六七五
三九	一、四六七	三八八	五、六九二	二六一	三三六	六一五	二一一	二六五	五六〇	二〇七	三〇八	六三八
四〇	一、四七〇	四三六	六、四一〇	二四二	二五一	六〇七	二一四	三一八	六八一	一九七	三五一	六九三
四一	一、四六四	四三〇	六、二九五	二三五	二五四	五九六						
四二	一、四六二	四八四	七、〇七六	二三五	二六一	六一三	一八三	三一七	五八〇	一七七	三六六	六四七
四三	一、四九六	四九五	七、四〇五	二三三	三三六	五二七						
四四	一、五四六	四七〇	七、二六六	二〇四	三五一	五二二	一三三	二九七	三六二	一三八	三三五	四六二
四五	一、四一〇	四七四	六、六八三	一九六	三〇三	三九八	六六	二九四	一九四	八九	三二六	二九〇
四六	一、二七九	四二六	五、四四九	一四〇	三〇三	二八三	二三	二八七	六六	五一	三二〇	一六三
四七	一、三〇〇	四六五	六、〇四五	一二八	二八四	三六四	一五	二八九	四三	三六	三三〇	一一九
四八	一、五三〇	四五八	七、〇〇七	一三三	二八〇	三七〇	一六	二八八	四六	三〇	三三五	一〇一
四九	一、六〇〇	四四六	七、一三六	一四五	二六二	三八〇	五	二七三	一四	三三	三〇三	一〇〇
五〇	一、六一〇	五三五	八、四五三	一五七	一五四	二四二	五	二八六	一四	三三	三一五	一〇一

〔農林省福島統計情報事務所調〕

一〇六〔農作物生産状況〕

農作物生産状況

年度	大豆 面積	大豆 収量	小豆 面積	小豆 収量	玉蜀黍 面積	玉蜀黍 収量	甘藷 面積	甘藷 収量	馬鈴薯 面積	馬鈴薯 収量	トマト 面積	トマト 収量	きゅうり 面積	きゅうり 収量
	ha	石	ha	石	ha	石	ha	〆	ha	〆	ha	t	ha	t
昭二〇	一四八	一、〇三六	三三	一三三	一四八	二、一〇〇	六三	一五、〇〇〇	五七	一四三、〇〇〇				
二五	一八三	一、六七四	三八	二二五	一七五	二、五三七	七二	二三、〇〇〇	六〇	一八〇、〇〇〇				
		t		t		t		t		t				
三〇	二二一	三六〇	五四	五四	三三三	八六〇	九二	一、八四〇	八二	二、〇〇〇				
三五	三三六	三九六	八五	八五	二〇三	八二〇	九七	一、八七〇	三三七	五、六七〇				
四〇	一六〇	三三〇	四〇	四八	一六六	六八〇	一五	一九〇	一八二	四、五〇〇	七	二八〇	一〇	二九〇
四五	一〇〇	二〇〇	三〇	三六	八七	四〇〇	一〇	一三〇	一三七	三、四二〇	二三	一、一二七	三〇	八四三
五〇	五六	七七	六二	六二	五〇	四七三	八	一一三	一〇三	二、四九〇	三七	二、五九〇	二五	一、六五〇

〔「福島県農林水産統計年報」抜粋〕

一〇七〔農業粗生産額と農業所得〕

農業粗生産額と農業所得

価額単位　一〇〇万円

一戸当り・生産性の欄　単位　千円

年度	農業粗生産 作物 米	麦類	雑穀豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸作物	種苗苗木	作物計	養蚕	畜 役肉牛	乳牛	養豚
三五	三九六	四七	二二	二〇	四九	六	—	五二	九	六〇一	三七	二二	一六	三一
三六	四三二	二五	三〇	一八	六三	一〇	—	三五	九	六三三	四四	二七	二四	四二
三七	四八七	三〇	二八	一七	四五	八	—	六四	一六	六九五	四八	一五	四七	四六
三八	五八二	二一	一六	一二	六二	一二	—	一〇二	一二	八一九	五七	一四	五五	八四
三九	五九五	三三	一六	一二	八七	三	—	七九	一三	八二八	三六	二六	五〇	二一四
四〇	七三五	二九	一六	一二	一四〇	一二	—	九一	五	一、〇四〇	五三	一二	六二	二一四
四一	七九八	四〇	一七	一二	一六三	一三	—	九三	三	一、一四八	六八	五	七四	二七八
四二	九七七	三九	一五	三〇	二六七	一四	—	八五	五	一、三九一	一〇五	一一	九七	三一一
四三	一、〇六〇	三三	一〇	三三	三一六	一五	—	八四	三	一、四九三	九二	一六	一一八	三四一
四四	一、〇五四	一八	一一	二八	三三三	二六	—	六九	一〇	一、五四八	七二	一二	一六五	四〇四
四五	九六四	一二	一三	二七	四〇一	二七	一	八六	四	一、五三五	一〇二	一三	一三六	三九九
四六	七九二	五	一四	三〇	三九八	二六	一	一〇九	一四	一、三八九	七一	二〇	一三七	三四九
四七	九六三	四	一五	三三	四二一	二九	二	一三三	一〇	一、六〇九	九五	八九	一四〇	四八七
四八	一、二六四	四	一四	八二	六〇四	三〇	三	一五一	一〇	二、一六二	一五五	一三七	一四四	六〇九
四九	一、七三〇	四	二四	五二	七〇七	四八	一三	一七三	一〇	二、七六一	一〇一	一四五	一一六	八八九
五〇	二、二六四	五	二六	一二六	八三四	六七	二四	二五九	一五	三、六二〇	一一六	一三五	一三六	一、九九三

年度	産額 養鶏	産額 その他畜産	産額 畜産計	加工農産物	農業粗生産額計	生産農業所得	農家一戸当りの農業粗生産額	農家一戸当りの農業所得	生産性 土地生産性 一〇a当農業粗生産	生産性 土地生産性 一〇a当農業所得	生産性 労働生産性 一人当農業粗生産額	生産性 労働生産性 一人当農業所得
三五	五三	五	一三五	六	七六九	—	四四〇		二九		一七三	—
三六	四三	四	一四〇	二三	八二九	—	四五四		三〇		一八七	—
三七	五三	一	一六三	三	九〇八	—	五三〇		三三		二一一	—
三八	六五	四	二三三	四	一、一〇二	—	六四九		四〇		二七九	—
三九	七四	四	二六八	一	一、一一三	—	六六八		四三		二八七	—
四〇	九七	三	三八八	〇	一、四八一	—	八六六		五五		三九四	—
四一	八二	三	四四二	〇	一、六五八	—	九六九		六一		四四一	—
四二	一〇二	二	五三三	一	二、〇二九	—	一、一八六		七一		五四〇	—
四三	一三〇	二	五九七	〇	二、一八二	一、二八七	一、二七六		八二	四八	五八〇	三四二
四四	一一九	二	七〇三	一	二、三三三	一、二七〇	一、三九七		八六	四七	六四九	三五五
四五	一三〇	三	六七二	〇	二、三〇七	一、二五四		七五四		四六		三五五
四六	一四三	三	六五一	〇	二、一一一	一、〇九九		六六一		四〇		三一一
四七	一三五	〇	八五一	〇	二、五五五	一、四一四		八五〇		五三		四〇〇
四八	一六七	〇	一、〇五七	〇	三、三七四	二、〇五六		一、二六三		七四		五九四
四九	一七九	〇	一、三二九	〇	四、一九一	二、三七〇		一、四二五		八二		六七〇
五〇	一六六	四	二、四一三	〇	六、一四九	三、四二四		二、一三九		一一八		一、二六〇

〔農林省福島統計情報事務所・矢吹町統計台帳 調〕

一〇八〔養蚕・収繭統計〕

養蚕・収繭量

年度	養蚕戸数	桑園面積	蚕種掃立数量	繭生産数量 春蚕	繭生産数量 初秋蚕	繭生産数量 晩秋蚕	繭生産数量 計	一a当収繭量	一戸当収繭量
	戸	a	箱	kg	kg	kg	kg	kg	kg
昭和三六	六一七	一〇、一一八	二、六二五	二六、八六二	二六、〇四一	三三、七九七	八六、七〇〇	八五、七	一四一
三七									
三八	六二三	一〇、三九五	二、八一八	二九、七七六	二三、三八六	三三、一〇六	八五、二六八	八二	一三七
三九	五五三	一〇、五一五	二、一八六		三四、四〇一	三四、六四四	六九、〇四五	六六	一二五
四〇	五一〇	九、九三九	二、三〇五	三三、八三一	三三、二四八	二六、八六一	八二、九四〇	八三	一六三
四一	四四八	八、四三七	二、〇九三	三一、六七八	一五、八三五	三〇、八一八	七八、三三一	九三	一七五
四二	四六四	八、四四八	二、四四九	三七、七三〇	二一、九五三	四〇、九三一	一〇〇、六一三	一一八	二一七
四三	四四九	九、〇五八		二九、八九五	一八、九一三	四一、一四四	九九、九六二	一一〇	二二三
四四	四一〇	八、七六九		一七、四一〇	二一、八〇四	三七、一八九	七六、四一三	八七	一八三
四五	三九二	八、四一〇		三五、四六九	一七、六四八	三八、四七七	九一、五八四	一〇九	二三四
四六	三五七	八、四五〇		一九、八九三	一九、〇九六	四一、八四五	八〇、八三四	九六	二三六
四七	三一五	七、九五八		二四、三九八	一五、二五四	三九、〇六四	八八、七一六	一一	二八一
四八	二九四	七、五四五		三五、六二六	一五、六一三	四〇、六九二	九一、三五〇	一三	三一三
四九	二五二	八、〇六五		二六、五九〇	一九、一二〇	二九、一四〇	七四、八五〇	九三	二九七
五〇	二一九			二七、六五五	一三、一八六	三一、三〇八	七二、一四九		三二九

〔「福島県蚕糸業統計書」・矢吹町統計台帳 調〕

矢吹町たばこ耕作事績

年度	人員	面積	量目	代金	一kg当代金	10アール当り 量目	10アール当り 代金	一人当り 面積	一人当り 代金	摘要
昭和二一	四七人	三二六a	三、三五二kg	一一三、八六六円	三五円	一〇三kg	三、六〇三円	七a	二、四二三円	松川　矢吹、三神 中畑　量目kgで　面積畝歩
二二	一五四	一、一〇四	一八、六六三	八七七、四五三	六九	一一五	七、九四八	七	五、六九八	〃　〃　〃　〃
二三	三一七	二、六八九	四〇、二八〇	四、七七三、四四五	一一八	一五〇	一七、七四八	八	一四、五九五	〃　〃　〃　〃
二四	二七四	二、三六六	三三、九五一	四、六二二、八一八	一四〇	一三九	一九、四九六	九	一六、八三五	〃　〃　〃　〃
二五	二九八	二、七二一	四三、七四一	五、七二一、二七〇	一三一	一六一	二一、〇六七	九	一九、一六五	〃　〃　〃　〃
二六	二六八	二、四八四	四三、四三二	六、八六〇、五〇〇	一五八	一七五	二七、六一九	九	二五、五九九	〃　〃　〃　〃
二七	二六三	二、七四五	四八、六四九	九、四五六、五四〇	一九四	一七七	三四、四五〇	一〇	三六、〇九四	〃　〃　〃　〃
二八	二八五	三、六一六	五六、〇八三	一一、四三八、八六〇	二〇四	一五五	三一、六三四	一三	四〇、一三六	〃　〃　〃　〃
二九	二八一	三、七九七	五五、八〇〇	一三、四三五、六五〇	二四一	一四五	三五、三八五	一四	四七、八一四	〃　〃　〃　〃
三〇	三〇四	四、五四九	八八、三五七	一九、八九五、三一〇	二二五	一九四	四三、七三六	一五	六五、四四五	〃　町村合併　〃　〃
三一	三〇二	四、四二七	八一、五八二	一九、〇四五、四二五	二三三	一八四	四三、〇二二	一五	六三、〇六四	〃　〃　〃
三二	二八二	三、九七〇	七一、一〇五	一六、七三七、七七五	二三五	一七九	四二、一六一	一四	五九、三五四	〃　〃　〃
三三	二五〇	三、四五六	五九、五七三	一三、九四六、三三〇	二三四	一七三	四〇、三五四	一四	五五、七八五	〃　〃　〃
三四	二一九	三、〇一四	五一、八〇〇	一三、八六六、三三五	二六八	一七二	四六、〇一九	一四	六三、三一七	〃　〃　面積アールに
三五	一七九	二、五六三	四九、五四一	一三、五九五、三一〇	二七四	一九三	五三、〇三六	一四	七五、九五一	〃　〃　〃
三六	一七二	二、〇六三	三九、二七三	一三、五七九、二八〇	三三〇	一九〇	六〇、九五八	一二	七三、五六三	〃　〃　〃

三七	一八六	二、六三九	六六、九二一	三、六六七、三二五	三三九	二五四	八五、八九三	一四	一三一、八六七	松川 紋り種	量目kgで	面積アールに
三八	二五三	三、八九五	一二四、七二六	四〇、五九〇、四五五	三三五	三二〇	一〇四、二二四	一五	一六〇、四三七	紋り種	〃	〃
三九	二七八	五、三二一	一三三、九六八	四二、〇一八、四二〇	三三九	二三三	七九、一一三	一九	一五一、一四六	松川 白だるま	〃	〃
四〇	二六六	五、〇七八	一四九、二七五	五五、五五〇、三〇〇	三七二	二九四	一〇九、三九〇	一九	二〇八、八三六	〃	〃	〃
四一	二五一	五、五一〇	一三四、三九六	五六、二九一、五一〇	四一九	二四四	一〇二、一六八	二二	二二四、二六九	〃	〃	〃
四二	二三九	五、三三四	一四二、二八二	五八、八七一、八〇〇	四一四	二六七	一一〇、三七九	二二	二四六、三八六	〃	〃	〃
四三	二二二	四、九〇八	一二七、五五九	六〇、二二九、六四〇	四七二	二六〇	一二二、六八九	二三	二八四、〇五五	白だるま	〃	〃
四四	一七八	四、〇七六	九三、七二六	五一、三五一、四一〇	五四八	二三〇	一二五、九七二	二三	二六八、四九一	〃	〃	〃
四五	一四五	三、四四四	一〇六、三三九	五九、六九二、二一五	五六一	三〇九	一七三、三一七	二四	四二一、六七〇	白遠州	〃	〃
四六	一三六	三、七七四	一一四、三三五	六八、二〇〇、三一五	五九七	三〇三	一八〇、七三〇	二八	五〇一、四七三	〃	〃	〃
四七	一三六	四、五四六	一五一、五四八	九一、五八九、九四〇	六〇四	三三三	二〇一、四五六	三三	六七三、四五五	〃	〃	〃
四八	一三五	四、八九〇	一六一、八四二	一一三、二三八、二四五	七〇〇	三三一	二三一、五五三	三六	八三八、八〇二	〃	〃	〃
四九		五二、〇〇〇	一五五、〇〇〇									
五〇		五七、〇〇〇	二二一、〇〇〇									

（量目、面積、単位換算して統一した）

〔日本専売公社郡山地方局 調〕

2　農　業

(1)　農政と農業経営

一一〇〔昭和二一年矢吹町農地委員選挙〕

一、農地委員選挙に就て

十二月二十日選挙。地主三名　野木茂、○佐久間武、根本隆之助、小作五名　荒井謙、笹川幸一、冨永栄太郎、久保田卯吉、小川芳之助、自作二名　◎根本政重（一名記入洩）計十名。

◎印委員長　○印副委員長となった。

(4)　農地委員関係

客年十月十九日法律第四十二号ヲ以テ農地調整法ガ改正セラレ画期的土地ノ改革ヲ実施セラル、コト、ナル。其ノ主ナル点左ノ通リデアリマス。

一　耕地地目変換、売買、賃貸借ノ契約変更、譲渡、永小作権ノ設定変更

二　小作料ノ金納代

三　農地ノ買収

四　地主ノ保有土地面積

(イ)　不在地主、全部買収対象、(ロ)　耕作地主三町六反ノ見込、(ハ)　不耕作地主一町二反歩ノ見込。

有権者数並委員定数調

小作有権者	一、二二九	委員定数	五
地主有権者	二四〇	委員定数	三
自作有権者	三九一	委員定数	二

〔町有　昭22「矢吹町会議録」抜粋〕

一一一〔昭和二三年矢吹町農地委員会調べ農地移動〕

買収農地　　売渡農地

期別	地目	面積	実世帯	期別	地目	面積	実世帯
自第七期 至第十一期	田	五七反三一〇	九	自第三回 至第八回	田	二八町七七〇二	八一
	畑	四八町八反五一三	二〇		畑	八八町三五〇一	三

〔町有　昭24「矢吹町会議録」抜粋〕

一一二〔農地改革による農地移動〕

農地改革前後における自・小作地別農地面積

町村名	昭和二〇年度における農地総面積 田 自作地	田 小作地	田 計	畑 自作地	畑 小作地	畑 計	総計	小作地保有面積 二号	経営基準面積 三号
県	四九七、三五三反	四九一、六〇八反	九八八、九六〇反	五三〇、八七六反	二三四、三五八	七六五、二三四反	一七五四、一九四反	—反	—反
西白河郡	二六、〇四〇	三五、三七七	六一、四一七	二六、一六八	一六、七二八	四二、八九六	一〇四、三一三	—	—
中畑村	二、〇〇四	一、三〇二	三、三〇六	二、二三九	二、八五五	五、〇九四	八、四〇〇	一・二	四・〇
三神村	九八九	二、一一二	三、一〇一	一、九六二	二、〇二〇	三、九八二	七、〇八三	一・二	四・〇
矢吹町	五一三	一、一〇九	一、六二三	九八六	一、五一六	二、五〇二	四、一二四	一・二	二・五

町村名	買収済面積	所管換済面積	計	売渡済面積	昭和二五・八・一現在農地面積 自作地	小作地	自・小作地以外の農地	計
県	四七九、八三三反	九〇、七九九反	五七〇、六三二反	五六三、七三七反	一、六〇三、八六一反	一五一、五一〇反	二九三反	一、七五五、六六四反
西白河郡	三六、一二九	八、八一九	四四、九四八	四四、一八五	九五、五八一	八、六二八	—	一〇四、二〇九
中畑村	二、四五四	一六五	二、六一九	二、五七七	六、三一〇	二四八	—	六、五五八
三神村	二、八一一	七三〇	三、五四一	三、五四一	七、〇〇四	六〇二	—	七、六〇六
矢吹町	一、八一〇	八九	一、八九九	一、八九九	四、二五四	四九〇	—	四、七四四

〔昭和26刊「福島県農地改革史」抜粋〕

一一三〔昭和二〇年矢吹町供米状況〕

供出ニ関スル事項

供米

区名	反別	収穫俵数	供出割当数量	自家保有米数量	農家戸数
第一区	一三九	八〇	五三三	一一	九三	一八	四二九	〇三	三〇
第二区	三九八	一〇	一、五一二	一六	三〇六	二六	一、二〇四	三〇	九〇
第三区	四二四	五〇	一、六五四	一六	六四九	一九	一、〇〇四	三七	六五
第四区	四四四	八〇	一、九七四	二四	九〇六	〇八	一、〇六八	二六	六〇
第五区	六五	四〇	二六〇	二〇	六七	一七	一九三	〇三	一七
計	一、四六二	六〇	五、九二三	二七	二、〇二三	〇八	三、九〇〇	一九	二六二

〔町有　昭21「矢吹町会議録」抜粋〕

一一四〔昭和二一年度矢吹町供米状況〕

昭和二十一年度産米並雑穀供出に関する事項

米並雑穀割当完遂表

米穀	一、四八九俵一四	七六（ママ）%二
雑穀	二四〇俵一八	一二（ママ）%三
計	一、七二九俵三二	八八（ママ）%五
甘藷代替	四四六俵二〇	二二（ママ）%八
総計	二、一七六俵一二	一一（ママ）%三

〔町有　昭22「矢吹町会議録」抜粋〕

一一五〔昭二三年矢吹町供米状況〕

供出完遂について

種別	割当量	完遂月日
麦類	一八七石（米石）	八月十二日
馬鈴薯	四二、七二一貫	八月二十五日
米（雑穀）	九〇〇石	十二月二十九日
甘藷	二七、〇二四貫	十一月十八日

省るに本年度の主要食糧の生産には最悪の気象状態が続き之がため甚だしく病虫害或は気象的被害が予想されましたが農民各位の絶大なる努力と各指導者の適切真剣な協力の賜で見事完遂した事は誠に感謝に堪えません。

即ち麦類は冬期間の例にない強烈な寒風害と晩霜のため極度に減収し馬鈴薯甘藷は長期間に亘る暖雨のため病虫害の発生甚だしく水稲雑穀又アイオン颱風に侵される等誠に悪条件の連続でありました。

又本年度は食糧確保臨時措置法に基く事前割当制度の第一年目であります。種々割当関係に於て非常に苦心を致しましたが不備の点多く生産者及指導者各位に絶大な御協力を願た次第であります。

尚食糧調整委員農調委員生産部長等の割当（事前及補正）関係会議数町に於て二十九回その他各位区に於ても数回或は十数回の

会合を真剣に催し厳正公平な割当を期した次第です。

主要食糧実収高（推定）

種別	数量	種別	数量
米（雑穀）	二、五五七、八六三石	大豆	八八、三三〇石
甘藷	三三、五〇三貫	小豆	三〇、四七五石
そば	六九、二三〇石	大麦	六六、一五七六石
粟	六九、五七〇石	小麦	四三〇、九三〇石
ひえ	一九、〇九〇石	馬鈴薯	九八、五六〇貫
もろこし	一〇、四〇〇石		
きび	二八、九三一石		
とうもろこし	三三、三八石		

〔町有　昭24「矢吹町会議録」抜粋〕

一一六〔昭和二四年供米状況〕

供出状況

麦類　六一五、四七七石〔二一七・四%〕

馬鈴薯　四〇五四四貫〔九四・一%〕

甘藷　一四二五五貫〔四五・七%〕

米雑穀　九五一、六〇〇（ママ）米石〔一〇七・七%〕

本年の各種目につき研対して見ると麦類は未曾有の豊作の為割当量の二一七・四%の好成績を収めたが甘藷馬鈴薯は天候に支障され極端なる凶作であった。然しこの不名誉は米雑穀の供出に入り回復し郡内第二位で一月九日完遂ししかも一〇七・七%の数字は郡内第一位であり三月十八日県知事表彰を受けた。

〔町有　昭25「矢吹町会議録」抜粋〕

一一七〔昭和二一年矢吹町勧業報告〕

四、統計に関する事号

㈠　現住人口職業別（昭和二十一年十二月末日現在）

種別	専業(イ)	主とするもの(ロ)	従とするもの再掲	(イ)+(ロ)計	総数	男	女
農耕業	二九八	一五三	一四〇	四五一	二、七七九	一、三三三	一、四三七
鉱業	二	—	—	二	一五	六	九
工業	一一九	五一	五四	一七〇	九三四	四八四	四五〇
商業	七三	四六	三〇	一一八	六四八	二九八	三五〇
交通業	三	三	二	五	三三六	二九	一〇七
公務	八九	三五	二六	一二四	五八一	二九一	二九〇
自由業	七〇	二三	二六	九三	四五八	二一九	二三九
家事業	四	—	—	四	一三	五	八
其の他産業	四〇	一六	二八	五六	二七六	一三六	一四〇
無業	二〇七	—	—	二〇七	六五五	二九八	三五七
準世帯	一	—	—	一	二七	二七	—
合計	九二三	三二七	三二七	一、二六〇	六、六二六	三、三二八	三、二九八

㈡　主要農産物実収高調

米	一、五六〇石	麦類	四五九石	大豆	七〇石	小豆	四五石
粟	八一石	そば	一八石	甘藷	三六、〇〇〇貫	馬鈴薯	三一、五八〇貫
大根	一三、一〇〇貫	漬菜	一二、一〇〇貫	人参	三、二八〇貫	午蒡	四、二六〇貫
蒟蒻	四、九八〇貫	菜種	一三石	柿	二、五〇〇貫	ブドウ	一、五〇〇貫
南瓜	四、一〇〇貫	胡瓜	三、九五二貫	とうもろこし	五二石		

(三) 養蚕

春蚕	三五戸	掃立	七〇〇瓦	収繭数量	三五四貫
夏秋蚕	六八戸	掃立	四、〇八〇瓦	収繭数量	一、八七六貫

(四) 夏期調査の結果表 八月一日現在

イ

水稲	うるち	一〇五町五反	もち	七町一反	計	一二三町六反
陸稲	うるち	一三町一反	もち	五町四反	計	一七町五反

農家戸数 三六四戸、農家人口 二、四九八人

水稲面積は一四六町四反なるが旱害により植付不能田三三町八反四畝の減反となれり

ロ、夏作重要作物栽培者数及作付面積

甘藷	五八三戸	農家	一八町六反	非農家	六反歩
馬鈴薯	五八三戸	農家	一七町七反	非農家	九反歩

大豆	五七八戸	農家	二四町一反	非農家	六反歩
とうもろこし	五七五戸	農家	一七町五反	非農家	五反歩

(五) 冬期調査の結果表 二月一日現在

イ

農家戸数	四三〇	大麦	割当面積	七一町	作付面積	四三町九反歩
		小麦	割当面積	八七町	作付面積	三七町三反歩

ロ、家畜飼育調

馬	一三頭	牛	五四頭	豚	二頭	山羊	三八頭	緬羊	一〇三頭

(六) (省略)

(七) 昭和二十一年度二月二日現在人口調査の結果

総戸数	一、二六六戸	人口	男	三、二五五人	女	三、四〇四人	計	六、六五九人

(八) 工業調査該当工場一月末日現在

五人以上使用乙号該当工場数	七戸	五人以下使用甲号該当工場数	三七戸

〔町有 昭22「矢吹町会議録」抜粋〕

(ｲ)　地理に関する事項

1　有租地現在表

	地積	賃貸価格	筆数
田	一八〇、六八九町	三一、〇八〇・〇六円	三、一五三
畑	三六九、六〇八町	一〇、〇八九・六五円	二、四七三
宅地	一〇九、三九・三九町坪	一九、六三〇・九八円	八七六
山林	三五四、五四三町	一、九二四・二三円	一、〇五四
原野	四四、六二一〇町	一三九・四二円	三一〇
池沼	〇、七〇八町	四・三円	二

(ﾛ)　勧業農調関係

1、四月十三日　県食糧調整委員会一行十三名来町麦類被害調査

2、四月二十五日　農林省三井技官一行十名来町麦類被害調査

3、六月十四日　地方事務所係員一行七名来町麦類被害調査

4、六月二十一日　町主催（農業共済組合合同）麦類被害調査

5、四月二十日より六月十六日の間食糧確保臨時措置法に基く事前割当資料として耕地地力調査を執行

右は何れも事前割当の主要食糧供出の資料として本年度より特に厳密に実施した事項であります。

6、六月十日より六月二十五日に至る間本年産麦類、馬鈴薯、米、甘藷の事前割当の事務及会議を執行

7、六月二十九日　採種用馬鈴薯病虫害検査

8、七月十九日　地方事務所係員来町馬鈴薯被害調査

9、九月十六、十七日両日アイオン颱風により農作物の被害多く九月二十日地方事務所係員の派遣を請い町食糧調整委員生産部長実行班長等の協力を以て被害作況調査を執行被害概況左記の通り

冠水		流失		稲倒伏	七〇・〇〇反
畑	田 三五八・〇〇反	畑	田 〇・五反	雑穀倒伏	三四・〇〇反
	三九五・〇〇反		〇・〇〇反		

10、十一月三十日　食糧確保臨時措置法に基く農業調整委員会選挙執行、有権者六二一名　当選者　笹川幸一、内山貞雄、藤田政雄、伊藤八郎、野木茂、遠藤清蔵、富永栄太郎、渡辺正蔵、高久正次、久保田卯吉、十文字亀重、佐藤市十郎、曲山昇、熊田末二、入江季吉、大野七郎、大槻政治

他に十二月一日選任された中立委員仲西正次、栗林俊雄、小針末治計二〇名

11、供出完遂について　（略一一五掲載）

肥料配給概況

種別	春肥料	秋肥料
窒素質	一七、八六二貫七〇〇	一三、一二〇貫三〇〇
燐酸質	八、三四七貫〇〇〇	八、〇四三貫九〇〇
加里質	六三貫〇〇〇	

㈩　統計に関する事項

八月一日現在人口調査表〔集計〕　男　三、三九七人　女　三、五四三人　計　六、九四〇人

世帯数 一、三〇二戸	総数	一歳	二歳誕生前	二歳誕生後	三歳～五歳	六歳～七歳	八歳～十歳
総数	六、九四〇	一六九	一一六	一五三	五三一	四〇三	五五七
配給米に依る者	五、九九八	一五五	一〇六	一二九	四六〇	三五九	四九四
保有米に依る者	九五一	一四	一〇	二三	六一	四四	六三

	十一歳～十四歳	十五歳	十六歳～二十歳	二十一歳	二十二歳～二十五歳	二十六歳～六十歳	六十一歳以上
総数	七〇〇	一六四	七三二	一三一	四七九	二、四三六	三九三
配給米に依る者	六一二	一三八	六一〇	一〇四	四一五	二、一〇三	三〇五
保有米に依る者	八八	二六	一二二	二七	六四	三三三	八八

㈷、畜産に関する事項

1、西白河畜産農業協同組合管内に於て施行したる事項

イ、検査及注射一八件　　ロ、糶（各種）六件

ハ、其の他（予防）十三件

2、六月中旬より十月中旬迄全国一斉に馬の流行性脳炎が発生

西白河郡にも発生をみた

3、豚のコレラ大流行す

十二月一日現在の家畜総数左の通り

馬　一二四頭、牛　七九頭、豚　一四頭、山羊　九六頭、緬

羊　一二三頭、鶏　一、三三五羽、兎　八三七匹

㈸、農地委員会関係

買収農地				売渡農地			
期別	地目	面積	実世帯	期別	地目	面積	実世帯
自第七期	田	五七反三三〇	九	自第三回	田	二八町七七〇三	八一
至第十一期	畑	四八町八反五二三	三〇	至第八回	畑	八八町三五〇一	一一二

㈹～㈺

（略）

㈻、経済に関する事項

1　配給物資概況

種別	数量	種別	数量
清酒	四石七斗九升	醤油	二三石
食油	五五六瓩	石鹸	四、六三四個
人造バター	二、一九七瓩	マッチ	四、五五〇個
砂糖	五六二貫	輸入幼児用菓子	一、五三八個
味噌	三、八九七貫	輸入桃缶詰	一、八五五個

2　昭和二十三年度飯米配給状況（但除年間保有農家）

一般配給延戸数	三九三、〇〇〇戸	一般配給延人員	一、七九、九〇〇人
農家の（畑）受配延戸数	六五、一九〇戸	農家受配延人員	四三九、五六〇人
延配給量			
精米	三八九、六三〇瓩	大麦	二一、七一四
小麦粉	一四、五九四	砂糖	三六、三三五
其ノ他	三六、八〇四		

〔町有　昭24「矢吹町会議録」抜粋〕

一一九〔昭和二三年我が家の食糧増産〕

福島県食糧対策委員会募集

【懸賞論文二等入選】

我が家の食糧増産

矢吹町入殖者

平賀常夫

一、序

敗戦により日本人の活動範囲が制限せられている今日、特に人間生活上欠くことの出来ぬ衣食住に、事欠く現在、衣は身にドテラをまとうても生きられ、住は日本において頭数より畳数の方が多いため幾分余裕があるが、食においては全日本人が切実に窮迫を感じている有様である。その上海外よりは多数の同胞が引揚げて来て国内人口は日に〳〵増加の途をたどり行く現状では我が国の食糧事情は益々窮迫を来すばかりである。我々は戦勝国の放出食糧に依存する気持であってはならない、我々は自らの努力と研究とによって食糧の増産を計るべきであって、それには第一に現在の既墾地による増産、第二に未墾地開拓による増産が考えられるが、以下私の体験による開拓地の増産について次の四項に分ちて述べて見たい。

一、有畜農業経営法に依る増産
二、青物八割にて飼育出来る飼鶏法
三、酸性土における鶏糞使用による増産
四、これ等による改善畑の利用

二、本論

【一】今後の日本における農業経営においては従来の如く科学肥料にのみ依存することは出来ないので、飽くまでも自給肥料により従来以上の増産成績をあげねばならない、諺にも「コヤシ八割、作二割」という位であるから作物の増産は肥料の増産といった方がよい位である。先ず肥料の増産についてであるが、最初か

ら大動物の導入は困難なる故山羊、豚、兎、鶏等の中、小家畜より始めるのが賢明であり無理のない所であろう。山羊は一年一回の繁殖を見、春から秋にかけ一日一升内外の乳を供給して呉れる。これは目下栄養不足の折、我々に貴重な動物蛋白質の補給をすると共に、これを鶏の飼料に混用すればその生育、産卵共に好成績にて、私が長年山羊と養鶏を切り離すことのできぬものとして飼育している所以もそこにあるのである。また羊糞は窒養分は〇・六〇であるが、燐酸は哺乳家畜中最も多く〇・四五を羊尿は加里二・六五を含んでいる。

豚は一時飼料の関係で飼育者が減少したが、繁殖率のよい事を考へれば、青物飼料で充分採草(ママ)がとれ、山羊、兎、鶏等の敷藁と豚糞、豚尿を混合させ堆肥を作るとこれまた素晴しい肥料が出来るのである。兎の繁殖力旺盛にして且つ飼育容易なことは申すまでもなく、その窒素一・二〇燐酸〇・四三を含む糞も良き肥料であることは五羽にて敷藁等も入れると、一年一反歩の肥料を充分産出事実で説明の要はないと思う。

【二】家畜の中で最も手軽に入手できる鶏も、戦争中飼料難から大分下火となったが、これは従来雑穀を主にして飼育して来たことが誤りで、鶏は野菜八割にて飼育すべき性質のものであることを考へず、唯雑穀にのみ頼ったことが飼料入手に行詰った原因である。現在の農家は勿論、開拓者の生活は日に日に進行するインフレに対抗するには余りに生産物に乏しい故に、益々生活が苦しくなるので、この点養鶏は農家副業の王座と言われる位、日金を稼ぐと共に飼育者にも栄養を補給してくれ且つ優秀な鶏糞を残して行く事実を見れば、養鶏をせぬ人が不思議な気さへするのである、前述の如く養鶏飼料は野菜八割、雑穀二割で、前述の如くこれに山羊乳を使用すれば産卵率も良く、七……八割は確保できる青物は春より秋にかけ常に菜類を坪播きにし、冬の用意として八月頃菜種を一間巾にて十間長さに播き、風よけをして私は四〇羽分の青物を、その他の貯蔵野菜の屑と共に冬期間確保している。

【三】開墾地は特に酸性強く三年乃至五年は思うような収穫が望めぬという者もあり、実際入植者の中には土地を見捨てて逃げ出す者も出て来てをる現状である。私の開墾地は第四古層の腐植土にては水素イオン濃度五・〇二%、全酸度六・四五%で反当中和炭酸石灰量は十二貫匁と検定されているので、まずそれに応じてくん炭を入れ、次に鶏糞を主として、その他前述の山羊、豚、兎の肥料を全部自給使用してをるが実に成績よく、鶏糞の優秀なことは解っていても実際飼育困難、且つ採算のとれぬ事からすれば鶏糞の有機物二五・五〇、窒素一・六三、燐酸一・五四、加里の〇・八五は何といっても家畜中随一であろう。一年一羽約十貫匁の鶏糞を生産するので、私の所では一年約四〇〇貫内外の鶏糞が出来、それを水に溶かして腐らせ、アンモニヤとして使用している

が、そのままで使用するより撒布が容易であると共に、広く作物に行き渡り且つ経済なのでこの方法をとっている。

【四】馬鈴薯の基肥一坪と前記堆肥約一貫匁、くん炭約二〇〇匁、鶏糞を溶きたるもの約二升、追肥発芽後鶏糞をときたるもの約五升、くん炭、土寄前一五〇匁を施し、開墾収量平均反当一二〇貫、旧畑六〇〇貫の処であるが昨年は開墾地でありながら、反当平均五四〇貫を上げ得たのである。今年は漸次土質も改良されたためか六〇〇貫は下るまいと思はれる成績で、昨年より試験的に馬鈴薯の株間に間作しているが、開墾地反当一七七貫、旧畑反当八〇〇貫の処で、開墾地間作でありながら反当平均六五〇貫を生産し得ている。これは馬鈴薯の基肥利用で植付後馬鈴薯の発芽後追肥にならって一回施すだけで、畦巾三尺にし、蔓先を畦間に向け、一本目を右畦に向ければ二本目を左畦に向けるが如く交互に植付けるのである。この場合馬鈴薯の収穫はその横に引き抜き、畦に残つた薯は掘り出さず抜き取った穴に馬鈴薯の茎葉をすぐ埋め込み、残りの薯はサツマ掘の時共に掘出すのである。

何はともあれ以上四項に亘り述べた。実際論より科学肥料に依存せず飽くまでも自給肥料によって開墾地と雖も一二〇%の成績を上げ農民の義務たる食糧増産をなし、新日本建設のため優秀なる成績を上げ得る事が可能となる所以を私は有畜農業経営によるものと信ずる次第である。

〔昭23・8、22、29、9・5「やぶきタイムス」抜粋〕

一二〇〔昭和二四年中畑村農業振興研究村計画〕

農業経営改善計画

部門　分担　事業実施計画

一、総務部　企画、調査、事業の運営

二、産業部1　一般農事―共同経営、共同作業、品種の改良、耕種技術の改善、優良品種の改善普及、水田二毛作の奨励、自給肥料の増産、保温折衷苗代の奨励誘蛾灯の設置、講習、講話会の開催、土壌改善、低位生産農家の引上、灰ための設置、油糧資源の増産、農業機械化の奨励(畜力機械化の高度利用)土地改良、土地交換分合、土地の集団化の促進、ため池改修、電化施設の拡充(充)、防風林の設置、災害防止、病虫害予防駆除の徹底、雑穀の増産、煙草増反並品質の改善等。

2、畜産―優良種畜の導入、飼養管理の改善、飼料自給の確立(乾草増産、飼料作物の増産サイロの建設)小家畜の導入、養鶏事業の普及、奨励、養鶏組合の強化、酪農組合の強化。

3、養蚕―桑園の改良増殖、老廃桑園の更新、養蚕共同飼育の奨励、養蚕振興委員会の強化福島県蚕桑技術指導所の設置。

4、農村工業―醤油工場の増設、芋類、そ菜の加工、飼料の加工、竹細工の技術向上並増産、めん類の加工、雑穀の委託加工

食品加工等。

5、林業、樹苗組合の強化、造植林の奨励（青年会、消防団の造林運動並実施、竹林の改良増植。

6、農業土木―農業土木改良地の設定、耕地整理、農道の整備、その他の農業土木推進

三、経済部

1、流通農業協同組合の整備強化全機関との連絡提携、農業生産資金の確保、貯蓄組合の奨励、農産物、納税準備貯金の創設指導、経営計理の指導。

2、利用、共同作業の奨励、つけ物その他農産物加工の強化、農村工業の指導。

3、販売供出制度の合理化、農産物及林産物資の計画的、適正販売、特産物資の共同販売。

4、商業資金の融通、中小商業援助サービス改善商品質の改善、店舗の改善、購売品に関する登録の管理指導。

5、一般経済村内課税の適正化、簿記の普及指導講習会等による経済知識の向上、廃物利用の指導、生活改善による諸節約並活用改善。

6、農家経済、農産物価対策、農業用資材の確保、農業用金融の確保、ヤミ撲滅の強化、現金支出の節約、並経済知識の向上。

四、文化部

1、社会、青少年の福祉増進、母子寮設置運動、女子青年日本赤十字結成、未帰還者、引揚者同胞援護会の強化、引揚者並未帰還者家族慰問、感謝会の開催未亡人更生指導、青少年不良防止化の運動、民生事業、助成会の強化、社会科学の知識指導、生活の科学化、経営の科学化。

2、厚生、保健衛生の普及徹底、診療所の設置、農繁期託児所の開設、事業募金、食生活の改善。

3、生活改善、時間励行のためサイレン設置、食生活改善のための栄養調理講習会の開催、台所の改善、燃料節約のためのカマドの改善、冠婚葬祭の簡素化、家計簿の奨励、貯蓄。

4、青年文化、公民館の強化と指導により青年層の指導、科学、農家経営、生産の指導と講習講話会の開催、文化、科学（社会）の映画、幻灯会の開催、一般農事指導、農産物品評会、体育大会、成人祭等公民館の指導協力により開催、体験、研究発明の発表、機関紙の発行、討論会、農産物、毛皮加工の増産並授産。

5、宗教、神社、仏閣の高度利用、開放寺院教師の活動促進、宗教の民主化を計り現代の思想の緩相、青壮年層の協力と宗教心の信念確立、道義の高揚、情操（操）の純化、公民館との連絡協力。

6、教育、ＰＴＡの活動強化、中小学校公民館青年、婦人、成人学級一丸となり、民主教育の研究、実施、父兄会、講演映画、

幻灯会の開催、家庭教育の徹底、父子座談会。
7、政治、村政認識部落座談会、村政与論調査、青年会消防団学童をして選挙の啓発運動村報の発行、合同による農政座談会の開催。

中畑村農業経営改善推進委員会規約

第一条　本会は本村農業経営の改善、研究をはかり、生産の増強を推進して農村文化の向上と経済の安定を図るを目的とする。
第二条　本会は中畑村農業経営改善推進委員会と称して、事務所を本村役場内に置く。
第三条　本会は第一条の目的を達成するため左の事業を行う。
一、土地利用の合理化並改良
二、主要農作物の品種並栽培法の改良
三、自給肥料の増産並改良
四、病虫害の予防及び駆除
五、農業労力の利用並、農具の改良
六、農副業の経営奨励
七、勤倹貯蓄及納税の励行
八、共助共済の実行
九、講習講話会の開催
十、有畜農業の奨励
十一、造林業の奨励
十二、生活改善啓蒙
十三、その他本会の目的達成上必要な事項
第四条　本会に左の役員を置き総て名誉職として任期は二年とする。
一、会　長　一名
二、副会長　二名
三、委　員　若干名
第五条　本会の会長は本村々長これに当る。副会長は委員の同意により会長これを任命する。委員は農業及学識経験者等により会長これを委嘱する。

昭和二十四年度事業成績　西白河郡中畑村

（一）協議会の開催
五月十六日研究村に指定され、同月廿九日協議を開く、県庁関係各課、地方事務所、矢吹農業改良指導所より係員臨席し、村内各関係団体代表者及び有識省参集して研究村の意義、事業計画の内容、今後の運営方法について協議した。
（二）推進委員会の開催
六月廿二日農業経営改善推進委員会の結成をなし、同時に規約の制定事業計画の決定を見た。
第二回七月十八日、第三回八月七日の両回には事業計画中特に重点事項の実施について審議した。

（三）部落懇談会の開催

七月廿日より八月三日まで各部落に懇談会を開催し、研究村に対する村民全般の了解と趣旨の徹底を期するため、事業計画内容の説明部落要望事項の聴取、質疑応答をした。

（四）油脂工芸作物の増産

大豆油菜種、荏、ごまの増産を図るため部落を指定して品種改良、栽培技術の改良普及に資する。

大豆増産指定部落……大字大畑　菜種増産指定部落…大字原宿

（五）土地改良及災害防止

ため池改修一ヵ所及用排水路五〇〇間を新設し、防風林（稲荷釜受益畑一五町）を設置した

（六）耕種技術の改善普及

1、講習講話会の開催、県農業改良課、地区農業改良課、地区農業改良指導所、地方事務所より講師を招へいし五回開催す。

2、部落座談会、農繁期を除き各部落に月例座談会を開催した。

3、採種ほ設置、米、麦、大豆の採種ほを設置し優良種子の更新を図った。

4、水田二毛作模範部落の設置……大字根宿

5、麦作改良実地指導地の設置……大字稲荷釜

（七）自給肥料の増産

1、自給肥料増産模範部落の設置……大字平はち

2、たい肥増産品評会の開催、九月実施、次回は四月の予定。

3、たい肥磐（ママ）二六基増設、灰溜槽八六基新設。

4、紫雲英の増産と採ぼの設置を奨励した。

（八）病虫害防除

1、動力噴霧器一台購入し、現有人力噴霧器と併せ稲、麦の一せい消毒をした。

2、散布器五台の購入あつ旋をした。

3、けい光誘ガ灯三基設置した、三ヵ年基（ママ）設備の予定。

（九）養蚕振興

廿四年三月養蚕経営特別指定村となり廿五年から大字根宿に県蚕業技術指導所が設置されるので桑園の改良、飼育技術の改善が計られる。

（十）畜産増進

酪農組合をしてサイロ六回（ママ）基を増設し、酪農経営の強化を図った。家畜飼料の増産により養鶏の普及が行われた。種鶏場設置計画中。

（十一）樹苗生産増強

樹苗生産組合（組合員三二名）の強化により生産が増強された。苗ほ面積一四町九反、生産四〇二、九〇〇本。

（十二）経済強化運動

一般農家に対する簿記の普及と農業協同組合における金融（各種貯金の増額、生産資金の融通）利用、購買、販売事業が活発な実績を示した。

（十三）文化向上

生活改善方策として会合時間の励行、燃料節約、寝室、台所改善に関する講演会を開催し、冠婚葬祭の簡素化については立案中である。公民館、図書館を活用し、婦人、青年、成人講座を開設した。

なお各部落に公衆電話を架設し村民の文化向上に資した。

（十四）農業機械化普及

イ、大字稲荷釜部落は昭和十一年県営矢吹原集団農耕地として区画整然としているから、この部落を農業機械化模範部落に指定し、畜力機械化による農作業の徹底を期す。

ロ、本年度までに設備された農機具次の通りである（四八戸、二四〇町歩）

電動機一二台、石油発動機五台、粉すり機三台、脱穀機六台、製粉機四台、プラウ六台、カルチベーター三〇台

ハ、次年度において設備すべき予定のもの次の通り

飼料カッター一台、粉砕粉末機一台、いも堀機四台、動力噴霧機一台

ニ、農村電化の普及したる七部落を除く他部落は次年度において設備する予定。

昭和二五年度重点研究事項

（一）畑作雑穀地帯における有畜化、雑穀、いも類の生産を主としている、畑作地帯に養畜を多分に組み入れた営農型態に進める研究をする。

1、酪農組合を中心として、乳牛の増殖を図る。このため資金のあっせん、日本酪農講習所の指導を仰ぐ

2、共同ふ化、育雛所を設置し、養鶏の普及を図る。このため種鶏組合を設置する。

3、めん羊、豚等中家畜の導入を図る。

4、雑穀特にとうもろこしを基本とする飼料加工場の設置を計画する。

（二）畜力を主とする農業機械化、農業機械による労働生産性の向上を図り、経営の改善に資する研究を進めるため、農作業機械を購入する。

1、畑作農機具（プラオ、カルチベーター、ハローその他）の導入。

2、動力農機具の導入と同利用の研究。

3、農用機械の利用と作業能率増進の研究。

4、農用機械の利用と耕作法改善の研究

5、農用機械の改良（地形、土質に適応する性能に改良研究す

る）

（三）畑作経営の改善

1、土壌改良……（客土、暗渠排水、石灰備用、浸しょく防止）

2、特用作物の導入による現金の収入増。

3、輪作型式の改善により有畜化……飼料作物の導入。

4、機械化による、生産力の増強。

5、防風林の設置（永年作物梅・栗・竹林及農用林の設定）

6、山林苗ほの拡充。

7、畑作生産物の加工施設。

8、雑穀及畑産物の利用による食生活の改善。

〔昭25　綜合農政調査会「研究村の実態と農業経営改善の計画」抜粋〕

一二一　〔昭和二五年中畑村農業振興研究村報告〕

西白河郡中畑村

一、耕地の拡張、改良、災害耕地復旧に関する事項

(イ)　耕地の拡張

農地委員会の計画により狐山地区一〇二町九反の開畑を施行した。

(ロ)　土地改良及災害防止

暗渠排水は前久保地区外一二区、六町八反、客土は長峯地区外六ヶ所、一三町歩実施した。

防風林の設置　前年度に引続き稲荷釜地内に設置した。その受益面積は一〇町歩。

(ハ)　災害耕地復旧

井堰の改修　大畦内堰、下堰、上堰の改修を行った。総工費二三三万円、受益面積五八町歩。

排水路の改修　字練貫地内排水路の改修を行った。工費二四万円、受益面積八町歩

溜池の改修　夏張池、松房池の改修を行った。総工費一六〇万円、受益面積一六〇町歩。

二、農作物の増産施設に関する事項

(1)　耕種技術の改善

耕種技術の指導に関しては特に意を注ぎ地区農業改良指導所の下に各部落農事実行組合篤農家の活動を促し、時宜により講習、講話、部落座談会等を開催し、技術の改善指等をなした。本年度に於て実施せる主なる事項左記の通り。

イ、採種圃の設置

主要作物の採種圃を設置、優良種子の更新を図った。

水稲四町二反、陸稲五町三反、大豆五反、小豆五畝、麦類一町二反、菜種三反、玉蜀黍五反。

ロ、模範部落並に実績展示圃の設置

農業機械化指定部落の設置　字稲荷釜部落
水田二毛作研究部落の設置　字根宿部落
菜種増産研究部落の設置　字原宿　〃
苗代改善研究部落の設置　字大畑　〃
保温折衷苗代展示（三〇坪）　字稲荷釜地内
水稲肥料試験展示（三反歩）　字大師堂地内
水稲品種比較試験圃　字大久保地内
陸稲増産指導地　字稲荷釜地内
玉蜀黍増産指導地　字陳場地内
酸性土壌矯正石灰施用展示圃　字稲荷釜地内

ハ、裏作輪作の改善

本町の水田は一般に粘質土、腐植土、又は半温田が多く裏作の普及は困難な状況にあるが土地改良自給肥料の増施により奨励した結果、麦類八町歩、菜種三町歩、紫雲英三七町の増加を見た前年度に比し二・二倍である。

ニ、病虫害防除

農業改良指導所の指導の下に、農業共済組合と協力、動力噴霧機、強力噴霧器を動員、各部落毎に共同防除を実施成果を納めた。

麦類四八町、水稲六七町、馬鈴薯二五町の一斉共同防除を実施した。

ホ、施肥改善

水源の涵養薪炭、用材の給源として経済面からも、緊要であるので樹苗生産組合の強化拡充と共に消防団、青年会の協力を求め、造林計画により推進を図った。苗圃面積二三町に拡充、昨年に比し八町一反の増反、年産六二万本、造林面積五二町一反。

七、経済強化に関する事項

村と農協が一体となって農家資金対策運動を実施し特に収穫秋に於ける供出代金の歩留りの増加を企図し、部落座談会を開催、貯蓄組合の設立を促し、農家資金の計画的運用を啓蒙した。その結果、各部落に納税、肥料購入の準備貯蓄組合の設立を見た。

出資増加については極力組合員に納得させて、耕作反別供出数量に応じて各農家に目標額を定めて超過供出代金の振替等により、払込済出資金の増加に努めた結果二月末現在に於て昨年同期より八九万円の出資増加を示した。

八、生活文化に関する事項

生活改善、文化向上に関しては、公民館を中心に婦人会、青年会、其の他文化団体が一体となって啓蒙、普及、宣伝に当った結果村民も深い関心を持ち協力し好成績を示している。

① 婦人、青年学級、成人講座の開設

② 講習、講話会、映画会の開催

社会教育、生活改善に関する講習、講話会、映画会を公民館が中心となり開催、各部落に於ても生活改良普及員を招き生活改善講習会を開催した。

③ モデル台所の設置　字稲荷釜に設置し改善の資に供した。

④ 冠婚葬祭の簡素化については、各文化団体に於てその必要性を説き、各部落代表及文化団体代表を含め運営委員会を結成強力に推進しつつある。

⑤ 食生活の改善

農協に於て製粉、製麺機を設備、粉食の普及、食生活の改善指導に当り、婦人会が主体となって改良指導所職員を招き、各部落に調理講習会を開催し、食生活の改善啓蒙に努めた。

九、其の他経営改善のため実施した事項

診療所の開設

国民健康保険組合は村営を以って実施し医料給付、助産給付等をなし、保健婦を置き村民の保健衛生向上に努め、好成績を示しているが、二十六年度に於て診療所の設置を決定、先般代表者数名先進地長野県優良診療所の視察等を行い、二十六年度早々実現を期し、具体策を審議中である。

〔昭和二十六年三月「農業経営改善資料　農業振興研究村のあゆみ附農業機械化指定部落事業成績」福島県編　抜粋〕

一一二一〔昭和二五年三神村農業振興計画〕

「三神村農業振興計画」を樹立

農協不振に行政的テコ入れ

農協経営が不振の暗雲に覆われ始めた頃、県下各市町村は行政的テコ入れを計画、それぞれ農協に対し協力なバックアップを開始した。我が村においても「三神村農業振興計画」を樹立、五ヶ年間で目標達成を意図した。当時の計画書をひもといてみると、

きびしい農協運営を背景に農業振興構想を打ちだす

農業団体の中心は、村に二つの農業協同組合があって、年々組織を強化し、運営も順調であるが財政上は、上ったり下ったり、赤青二光の状況。最近は増資の必要に迫られて、今後の農協運営は、経済的に慎重を要するものがある。と容易ならざる農協の姿を浮きぼりにし、農業振興構想（五ヶ年計画）の詳細が明記されている。

三神村農協の概況

役職員＝理事一〇名　監事三名　事務員八名

組合員＝三二七名　出資口数五、〇二一口
販売額一、九一〇万円　購買額七三六万円
利用収入九七万八、九〇〇円　預金一千八六〇万六、〇七一円。

三神中央農協の概況

役職員＝理事七名　監事三名　事務員五名　技術員二名
組合員＝一八〇名　出資口数三、八〇〇口
販売額九〇〇万円　購買額四二一万円
利用収入三五万八千円　預金一五八万六、二〇〇円

農業経営の現況

農家戸数＝専業三五二戸　兼業九三戸
自作二八四戸　小作一四五戸　自小作一六戸
計四四五戸
経営面積＝〇～五反三八戸（九%）
五反～一町歩四七戸（一〇%）
一町～一町五反一〇三戸（二三%）
一町五反～二町歩一三二戸（三〇%）
二町～三町歩一一六戸（二六%）
三町～五町歩九戸（二%）　五町以上ナシ
計四四五戸
農地利用＝総面積一、五七七町歩　耕地面積七一一町歩
田四三・四%　畑五六・六%
家畜頭数＝乳牛一一　役肉牛一六八　馬一七二
緬羊六六　山羊六〇　豚一〇　兎五一
鶏一、六五七

水稲＝将来を通じ農業の主軸として発展させるため、用水路の整備改修・土地改良・苗代対策として、保温折衷苗代の普及に努めるため、設置目標を四二〇坪とし、事業費二万九千円を計上した。

畜産＝増殖販売と畜力利用の二面を目標とし、粗飼料の自給度と合せ、現在の牛一六八頭・馬一七二頭から、牛二二〇頭・馬一八〇頭に増殖、畜力機械と仔畜の生産を図る。他に緬羊を一七〇に、鶏を八、〇〇〇とし、中小経営農家の有畜化を期すとともに組織化する。

養蚕＝桑園は戦時戦後の諸事情から、全面的に荒廃しているが、養蚕熱のたかまりとともに肥培改良が進み、農業収入の重要性にこたえるため、掃立八、〇〇〇瓦、蚕繭五、〇〇〇㎏を目標とし、老朽桑園の改植並に新植を図り、共同飼育所の設置と、共同桑園の設置上簇改善を行う。

作業能率＝農道の整備による運搬能率の向上を目標とし、今後の向上　畜力化の普及とともに、自動耕転機の導入を図り、

年間に於ける労働配置を出来るだけ集中しないよう作業対策を講ずる。

生活改善＝戦中戦後の過材による薪炭資源の不足は、改良竈の普及と台所の改善にまつ処大であるとともに、一方においては、荒地・材採跡地に植栽等燃料資源の確保につとめる。

〔昭52「ふりかへる二十五年」抜粋〕

一二三〔昭和二五年保温折衷苗代の実施〕

保温折衷苗代登場

水稲栽培に初めて登場したのが、保温折衷苗代の普及であった。水稲単作地帯にあるわが村において、年一回の出来秋収入は、農家の年俸であり、米代金に生活のすべてをかける農家にとって、米の増収こそ急務であった。画期的な稲作改善の要は、ここから生れ、増産技術は、保温折衷苗代の導入普及となったのである。

盛り上る普及運動実施農家うなぎのぼり

福島県に普及され、初めて近藤技官の手によって指導されたのは、田村郡三春町（七十五坪）南会津郡田島町（五十坪）であった。以後県下十六郡のうち、信夫・両沼・西白河・石城の四郡を除く山間部に、約一〇万坪が実施され、二十四年九月には県保温折衷苗代普及会が結成されると、県内にも活発な普及活動が盛り上り、実施農家はうなぎ上りに増え続けて行った。

折衷苗代に補助金交付陳情

がその反面、これが実施に当り困難が伴った。油紙購入費用の問題である。油紙は反当六〇〇円内外の経費がかかり、当時金詰りの農家にとっては、大きな負担となっていた。

より多く折衷苗代による増収を図るには、油紙経費反当り三〇〇円内外にする必要があった。此処に折衷苗代に対する補助金交付願いが東北・北海道を中心に、各府県が相次いで陳情に乗り出した。

折衷苗代実施農家に国庫助成全交付決定

本県に於いても時の県知事石原幹市郎を筆頭に陳情運動をくりひろげた結果、昭和二十五年度からの国庫助成の交付に成功したのである。

以後、三十一年度をもって打切られるまで、増収と生産資材購入の花形となって、その後の農協事業に貢献するところ大であった。

農協設置目標五、〇〇〇坪達成

わが農協においても、村の振興計画に呼応して、二十六年以来普及につとめ、功を奏した実施坪数は年々増え昭和二十九年度実績は、三、〇〇〇坪となり、二十七年度の三倍の普及となり、続いて三十年度計画によると設置目標五、〇〇〇坪を達成するなど、苗代といえば保温折衷以外考えられない普及ぶりであった。

保温折衷苗代冷害克服効果を実証

特に、昭和二十八年～二十九年にわたる未曾有の本村冷害には、保温折衷苗代がいちじるしい稲作効果を発揮し、水稲作の安定と保証を技術的に実証し、水苗代に比較して二割乃至五割の増収を維持しつづけてきたのである。

〔昭25「ふりかへる二十五年」抜粋〕

一二四〔昭和二七年三神村農業委員会事務概況〕

農業委員会事務概況書　昭和二七・三・二四(八)

昭和二十七年度農業委員会の事業は農業調整並に農業改良農地の調整維持と相俟って農業委員会設立以来着々とその成果を収め六月麦類の統制廃止によって産米に於ては生産供出共に厳密な割当と調整を図り供出割当戸数四二三戸の割当数量三〇九五石に対して三二五〇石を一五五石を超過して早場米供出期間の十一月末日まで既にその供出を完遂した。なお現在まで四四七六石の供出となり一三八一石の超過を見た。又保温折衷苗代の設置二三戸の一四〇〇坪これが育苗品評会水稲蔬菜品評会の実施大農機具の購入指導病虫害予防対策及び有畜農家創設に伴う家畜の導入等併せて生活改善を推進し以って生産の増強に努めて来た。農地の調整維持については自作農維持に力をいたし農地の譲渡調整小作問題紛争の斡旋開拓地の配分開墾の造成並に農地法施行に伴う農地事務の処理農業経営の合理化等農家生活の安定を図り諸般の事業を進めている。

その概況次の通り。

一、農業委員会の構成

農業委員　一六名　書記　二名

二、事　業

1、委員会実施回数　九回　取扱件数　四六件
2、農地の譲渡　九四件　面積　五町七反
3、農地の潰廃及び転用　三件、面積　九畝二一歩
4、賃貸借の解除　二件、面積　二反五畝一歩
5、開拓地配分　五二人、面積　一四町五反四畝一〇歩
6、昭和二十七年度産米供出　四二三戸　供出数量三〇九五石
　同　超過供出　同　一三八一石
7、保温折衷苗代設置　二三戸　面積　一四〇〇坪

8、家畜導入（二〇頭の内）六戸　牛　六頭
9、水陸稲作況調査　二回
10、農地の粉争斡旋　小作関係四件
同　農地潰廃関係　一件
以上

〔町有　昭28「三神村会議録」抜粋〕

一二五〔昭和二八年冷害に際して中畑村の状況と今後の対策〕

冷害に際して

我が村の状況と今後の対策

岩谷　好

今年は農業にとって苦難の多い年であった。春先の霜害に続いて長雨により菜種、麦類蕎類は半減し、更に全県下を襲った冷害は稲熱病の多発と共に、稲作に壊滅的打撃を与え、日と共に深刻なる凶相を呈してきている。

我中畑村に於ても被害面積は水田三〇五町歩の殆んど全面積に及び、平年作に於ける収穫基準六、一三四石に対して収穫予想量一、六〇一石（二六・一%）にして、二十八年度供米価額（奨励金を含む）に見積っても実に四、〇七九万七千円になり、雑穀等の被害を加えれば五千万円を超ゆる損害となり、今後の再生産を阻害するは勿論生活をおびやかす最悪の事態に立ち至っているのである。

之が対策として村当局を中心として、中畑村冷害対策委員会が設置され、村会議員、農業委員農協農共役員、部落長等、一丸となり全村をあげて融資の確保農業課税の減免、救済事業の促進、秋冬作増殖奨励施策の強化等、広汎なる対中央、対県要請について運動を起すこととなった次第である。

農業が依然として犠牲産業であり、低米価高資材に悩まされている現在これと対決してこの危機を克服するには、強固なる団結力により農政的に解決することが最大の急務であるが、同時に「村民各自の自ら立ち上らんとする意欲」が最も必要なることと思います。

宿命的な農北（ママ）の冷害を克服するためには、恒久的に米麦中心の主穀農業より有畜農業にきりかえて、輪作経営を強化する必要があり、又米作にしても投機的な多収晩性種重点をさけて、危険負担を平均する等、農業経営を合理化して行くと共に、生活の簡素合理化（特に食生活の合理化による節米）冗費の節約等により備荒貯蓄につとめ、今次の冷害を貴重なる教訓として禍を転じて福となし、一日も早く復興の大道に向って邁進することを念願して止みません。

〔昭28・10・15「中畑村公民館報」抜粋〕

一二六〔昭和三〇年米の割当供出から予約売渡制へ〕

割当供出からの解放

米の予約売渡し運動の展開

米の予約売渡制の実施は、長い間の強権的な供出制度として、米作農家を絞りにしぼり、締めつけていただけに、自主的売渡し集荷法として、かん迎された。

この法的措置がとられたのは、三十年（一九五五）七月一日であった。農協はただちに「米穀事前売渡推進運動本部」を県に設け、郡及び市町村にも「事前売渡推進委員会」、部落には「部落推進員」の設置により、系統組織は打って一丸となり、新しい農協運動として盛り上げ、米穀の直接統制の維持を通じ、国内農業の保護と価格の安定を図るため、強力な運動を展開したのである。

予約未完遂新な生産意欲を生む

初年度だけに、その成果があやぶまれたが、三十年度は、二十八・九年の暗い凶作・不作の農業に一転陽の輝く明るい農村のきざしがみられようとした豊作の年となったことと、予約申込の誘い出し策として、一万〇〇三〇円（ママ）と低米価から始めて一万円米価を決定、前渡金、減税措置（石当一、四〇〇円は課税しない）が促進剤となり、八月十五日には、早くも県下目標八五万石に対し、達成数量八五万三、九二三石となったのである。

西白河郡においても、要請数量六万二、二二〇石に対し、七万三、二七五石の超過達成となり、初年度の杞憂をはねとばした。

予約米完遂。その喜びが全県下市町村農協にわいた。こうして強制割当からの解放は、農民に新たな生産意欲をかきたてたのである。

〔昭52「ふりかへる二十五年」抜粋〕

一二七〔昭和三〇年米穀統制撤廃反対運動〕

部落回覧

米穀統制撤廃反対
署名運動の展開について
農林予算確保

福島県農業会議

農家の皆さん！

今年は順調な気候とみなさんの増産努力が実を結び、大豊作が確実視され、新しい集荷制度による米の予約量も要請数をはるかに突破し国内食糧事情は非常に明るくなって、誠に慶賀の至りであり皆さんの御労苦に深謝申上ます。

水稲単作地帯にある本県農家は、米を唯一の収入源とされて居り、従って之が豊凶と米価には最も強い関心を払い、適正なる安定米価のもとに安心して稲作経営の出来ることを望んで居らるる

ことと存じます。

米の統制撤廃論おこる

ところが最近大蔵省や、財界方面では食管会計の負担増大云々、財界は農家の弱点につけこみ利潤獲得のため米の統制撤廃と三十一年度国家予算編成期に当り防衛費の増大等のためみなさんの農業経営に関係する農林予算の縮少を画策致して居ります。

統制撤廃の是、非、農林予算の縮少については、みなさんの最も身近な、最も重大なる問題であります。統制が撤廃された場合一体どうなるだろうか新聞やラジオ等で報ぜられる毎に御考えになって居ることと存じますが、このことについて過日県農業会議は県下農民各位の与論を調査しましたところ大部分の方が統制撤廃に反対であり、その

統制撤廃反対の理由として

1、米商人、資本家に買いたたかれ安値で買とられる。

2、買占めされるため一般消費者が困る。

3、米価の安定性がなくなる。

結局、吾れ吾れが高い生産資材と労力を投じ然も天候相手につくった米が、生産費はおろか、考えも及ばぬ安い値段を押しつけられ、反面消費者には彼等思う儘の値段で売りつけられることになる……まだまだ反対理由はありましたが大体以上の様な回答がありました。

全くその通りです。

県農業会議全体会議及支部長会議で統制撤廃、

農林予算縮少絶対反対の決議

そこで県農業会議は過般全体会議を開き、みなさんの与論と諸般の情勢について検討協議しました結果、手放しの撤廃反対、農業を守る農林予算の縮少は冷災害にあえぐ農家経済に破綻をもたらすので食糧増産費、農地造成改良費、災害復旧費等吾が国の完全独立と国民経済安定は国内食糧の自給を期することが最も重要であるため、明年度農林予算の絶対確保を期することを決議しました。

統制撤廃反対並に農林予算確保署名運動の展開

更に九月七日農業委員会連合会長（支部長）会議を開き協議の結果、この決議を早急に実行に移すことを決め、県下全農民の一大署名運動を展開、これに基き強力なる農政運動を展開することになりました。

みなさん、みなさんの農業経営、みなさんの生活を守るため、米穀統制撤廃絶対反対、農林予算削減絶対反対の趣旨を了とせられ一人残らず署名をされます様お願い致します。

なお、署名が全部まとまりましたら左記により陳情並要請を致します。

陳情及要請先　農林大臣、大蔵大臣

衆議院議長、参議院議長、県選出国会議員

陳　情　書

本年度の米の収穫高は有史以来の新記録と予想報道されて居ります。私共は戦前戦後を通じあらゆる悪条件と闘い乍ら、国の食糧増産施策に、民生安定のため、全面御協力申し上げて参りましたが、近年外国余剰農産物の輸入と農林予算の縮少は農業経営の安定を意とする私共には極度の不満を感じ生産水準の向上に鋭意努力を致して居りますものの購入生産資材の高騰、生産条件の異るため生産費は上昇の一途を辿り生産費に満たない米価と他農産物価の低落のため農家生産は不安の度を増して居ります。

最近米穀の豊作と予約申込の進展を機として米穀の統制撤廃が報道されて居ります。米穀統制は国の方針に従って実施され、急に之が撤廃されました場合、農家経済は前途暗たんたるものが予想され、全く不安におののいて居ります。本県は、一昨年来二ヶ年に亘る冷災害に見舞われ、その傷手の癒えやらぬ今日、米の自由販売の過去の苦い経験を再び招来せしめない様、昭和三十一年度にも事前売渡制度を継続すると共に、昭和三十一年度農林予算案の編成に当りましては国民経済の拡大均衡を図り、特に農業生産の基礎的条件の整備と科学的技術の導入による農林畜産業の振興による綜合食糧の増産こそが、自立経済確立上最も重要でありますので農家経済の利益向上を図り得る方針と、国内食糧自給体制の確立を基本として積雪寒冷地帯の悪条件を充分考慮し、抜本的に農業振興のために左記事項を強力に実施されるよう署名を添えて陳情申し上げます。

記

一、食糧増産基本法を制定し土地改良、農地の造成干拓及び耕種改善等増産の施策を強化し、必要なる経費は絶対に確保すること。

二、米穀の統制は継続し、事前売渡申込制を改善し措置することを方針として食糧管理特別会計の編成を行うこと。

三、積寒法の五ヶ年延長に伴い綜合助成、小団地開発、保温折衷苗代、紫雲英採種圃等の補助を増額すること。

四、農林漁業に対する財政投融資の枠を拡大すると共に特に自作農創設維持資金及び農業倉庫建設資金の枠を増大すること。

五、農業委員会、農業協同組合等農業団体育成強化に必要なる経費は飽くまでも確保し、農家が組織的に国民経済の発展に寄与し得るようにすること。

六、農産物価格安定法を拡大強化し農家経済を圧迫せざるよう措置すること。

右陳情致します。

〔町有　昭30「矢吹町会議録」抜粋〕

一二八〔昭和三二年度矢吹町の農業情況〕

事務報告　　経済課

一、主要食糧関係

昭和三十二年度の稲作は苗代期は一部開田地区を除き順調に播種生育を辿り特に保温折衷苗代の設置坪数は予想以上に増え又普通水苗代に於いても建苗育成の技術の向上は昨年度の如き根ぐされによる立枯病も僅かであった。

然し開田地区の苗代は生育が悪く田植えに間に合わない状況にあったので各方面と折渉(ママ)し苗の斡施につとめ特に三神地区と田内部落の協力を得て必要量を確保し得た。

田植えは例年よりも早目に終了したが本田初期に至り長雨と日照不足による軟弱徒長が目だち当地方には極めて珍らしい「ヒメハモグリバエ」が大発生し特に中畑地区は相当の被害を受けたが適期に防除したこととその後の天候回復によってその直接の被害は最小限に止め得た。

然しこの被害を早く回復させ様とあせった者は追肥を施したため天候回復と同時に急激に伸長繁茂を来し一見青草は良く見え所謂三年続きの豊作という声が出始甚だしくは神武以来とまで称していたが実はこの頃から倒状は勿論いもち大発生の徴候があって町に於ては一二三、五〇〇円の農薬を配給する態勢を整え防除組織を整備して万全を期していたところ出穂直前の葉いもちと出穂直後の倒状及び穂首いもちが続発し減収は決定的なものとなった。

以上の経過を考察して見ると本年の稲作は決して好気象条件下ではなくむしろ最悪に近い条件の下であったことが先づ考えられ只之を農薬、施肥、栽培技術の進歩向上によってある程度の作柄を確保し得たものと判断される。

次に今後改善を要する点を列記すると。

(1) 苗代作りの技術の向上を図る（特に開田地区）

(2) 病害虫害の防除の徹底を期すること（機械の整備、農薬の確保）

(3) 施肥の合理化（肥料の種類と施肥量の研討(ママ)）

(4) 品種の選定（耐病性、安定性のあるものを取入れる）

(5) 開田地の技術向上を図る

等であるが次いで産米の政府売渡し関係のあらましを報告すると

1、政府の要請数量　九、六四〇石（昨年度より一六〇石増）

2、1の農協別割当　矢吹二、一九〇石、中畑三、六七〇石、三神二、五一〇石、中央一、二七〇石、計九、六四〇石。

3、第一次予約数量　（八月一五日まで）矢吹三、一五五石六斗、中畑四、五二四石八斗、三神二、九八二石四斗、中央一、六一三石六斗、計一二、二七六石四斗。

3、(4) 第二次予約数量　（一二月一〇日まで）矢吹三、三一六石

○斗、中畑四、七二五石二斗、三神三、一五九石二斗、中央一、六九五石二斗、計一二、八九五石六斗。

4、(5)政令第八条に基く減額請求

矢吹	二五人	七一石二斗	中畑	○人	○斗
三神	九人	一七石六斗	中央	二人	九石六斗
計	三六人	九八石四斗			

右の説明を加えると第一次の予約申込数量は昨年度に比し一六○石増やされた政府の要請数量をオーバーして食糧事情をよく認識している農民魂を発揮(揮)したと思はれるが、更に全国的に作柄が良いとの予想による増額を実施されこの結果第二次予約数量となった訳であり之もオーバーしている。然し乍ら大部分の農家が飯米を削って政府売渡しを行った実情を考えるとこの施策に対する批判も生じるであろう。現に予約申込は集荷業者が行って減額請求は町長を経由するといった現行制度は幾多の不便を来しむしろさきの供出割当制度が合理的であったとの声も起りつつある様である。

一部農家が予約数量を完遂しないものもあるが大部分の農家が完遂し政府の要請した数量をはるかにオーバーした売渡しをしたことは欣ばしい限りである。

二　畑作関係

畑作物の価格が下降の一途を辿りつつあり共販体勢を整えることに努力して来たが未だ完全とは言われない。

今後は価格問題と共に生産コストを低下させることにより或は多毛作導入により単位面積よりの収入を確保し価格低落に備えることが必要である。幸に町内に寒冷地農業振興対策に基く農林省貸付けの機械センターが設置されることになりフォードソントラクターと之に附随する一連の作業機による深耕等により地力の維持増強を計画され一部実施の段階に入ったが之の利用を勧奨すると共に畜力農機具動力耕耘機等の導入を図り生産コストの低下と多毛作化に指導を傾注する。

三　畜産関係

有畜農家創設事業としての年度内乳牛導入頭数三○頭で更に二十五頭の導入を申請中である。

特に本年度は寒冷地農業振興対策による農林省の貸付牛一群（二○頭）が開拓部落に貸付されたことが特筆すべきことであるが之を以ても未だ。導入・増殖を要するので草地改良飼料確保と併行して更に各関係機関と連絡折渉(ママ)を続け成果の向上に努力中である。

四　養蚕その他の関係

養蚕果樹等五月四日の霜害により大被害を受け特に春蚕は掃立皆無の惨害であった。然し春蚕の被害を挽回すべく夏秋蚕以降に於て掃立卵量三、○三○箱、収繭量二○、八八三〆の好成績を挙

げた。

又果樹に対して樹勢回復と病害虫の防除事業を実施せしめ国庫補助金の獲得に努め明年度の結実を期するため夫々管理の万全を期せしめた。

葉たばこは天候に影響されて品質の劣るものあり意外に収益が少かった様だが地区によっては好成績を挙げた処があり将来は一率一辺の施肥肥培指導によらず土地に合致した技術に改善する必要があろう。

五　各種団体関係

綜合農協が四組合その他酪農、養豚、養蚕、たばこ耕作等組合が多く農家個々がそれぞれの組合に加入して居るため出費も多く之を統合させて強力な組合活動が自主的に運営出来得る様にする要がある。このため三神と三神中央両農協の合併が県の要望で話し合いを進めて来たが諸種の事情によって合併を見られなかったが更に本年度も県の指導により継続し難しい事ではあるが推進して行き度い。

六　新農村建設総合対策について

現在予備計画指定地域とされ委員会事務局の編成に取りかかり趣旨普及の段階にあるが三十三年度は本指定となる予定があるので農民の要望を取り上げ生きた施設生きた事業を建設致し度い。

〔町有　「昭33矢吹町会議録」抜粋〕

一二九〔昭和三三年トウモロコシの生産改善〕

㈢　トウモロコシの生産改善について

福島県西白河郡矢吹町　菊地文雄

経営の概況

那須山系の洪積層火山灰土壌であるが、酸性はあまり強くなく、燐酸吸収系数の高い所で、保水力の強い地帯で、昨年やっと一部開田を見ている。

本人は水田一町七反、畑一町三反、山林一町三反の経営で、稼働人員二・五人、家畜は乳牛一、和牛一、緬羊一、鶏百羽を飼育し、農業機械は相当もっている中流以上の農家である。

トウモロコシの有利性

トウモロコシの有利な点についてのべて見る。すなわち、①除草などの手間が少く、カルチベーターなどの利用で労力が軽減できる。②刈株利用によって冬季の寒風害ならびに風蝕を防止できること。③家畜の飼料として利用価値が高く、自給化できること。④子実は飼料としたり、販売する。桿はエンシレージの材料、燃料として利用、子実をとった皮は草履の原料として販売し、根元の切株は燃料として最適である。⑤栽培がやさしいこと。⑥子実の販売価格が安定していることなどである。しかも収量は、子実四石、桿千貫、皮十貫、根株百五十貫で、金額にして

子実二二、〇〇〇円、皮一、五〇〇円、稈根五、七五〇円で合計一九、二五〇円をあげている。これにたいし生産費は四、六五〇円であり、相当の純益をあげることができる。

トウモロコシの栽培方法

実取用八反歩、青刈二反歩で、そのうち実取用に長交二〇二号、一六一号、ホワイト・デント・コーンを作付し、青刈用はホワイトを年二～三回播付けし、エンシレージおよび青刈のまま家畜にあたえている。

畦幅は五尺、株間一尺として、その中間にバレイショを作り、あいだに緑肥ダイズを栽培して地力維持をはかりながら、収量は従来より四割以上も増収し、ナタネの植付にも便利で生育もよくなっている。肥料は麦類の間作として作る関係からカルチにより作条し、堆肥三五〇貫、硫安八貫、過石一六貫、塩加三・五貫をほどこし、二粒播きとし、本葉五～六枚のとき間引き、一本立てとしている。中耕除草は三回、雌穂出前一カ月に硫安を四貫追肥し、倒状と乾燥防止のため培土している。アワノメイガ防除のため早期にBHC粉剤を撒布してしている。

むすび

緑肥作物と組合せ、地力維持をはかりながらトウモロコシの増産を行い、有利に販売しながら一方その子実、茎草をさらに乳牛、ニワトリの飼料として自給し、農業経営に弾力性をあたえている。今後トウモロコシの栽培が酪農経営と結びついて始めて有利に展開することを示唆するものである。

〔昭33　農林省新穀感謝祭委員会編「農家の技術と意見」―農林漁業研究集会とりまとめ―抜粋〕

一三〇〔昭和三四年農山漁村振興計画〕

Ⅱ　振興の構想

本地域農業の立地条件は各大字共相以たものであるが地形、土質耕地率等に於ては水田地区、畑地区等に分れ又、経営型(形)態は耕種を中心として養蚕、酪農、養鶏、養畜等を含めた型(形)態であるがこれ等を綜合的に振興することに基本を置きその基礎条件たる土地環境の整備と生産力の増強施設を促進し経営の合理化による農家経済の安定向上を図る。

水稲作の安定及増収

水稲作は本地域農業の主軸として発展させる必要があるので用排水路の改修区画整理土地改良耕土培養事業に一段と努力すると共に栽培技術の向上を図る。

水田二毛作の拡張

水田の耕地利用率を高めるため暗渠(渠)排水及酸性土壌の改良を実施し水田二毛作の拡張を図る。

本地域水田一、〇〇三町のうち二毛作々付可能地は約二五〇町（二五％）あるが現在二毛作々付は四・二％に過ぎないこれは用水不足による適期田植が出来ないことによるものは羽鳥用水により大部分解決したが区画整理の未整備のため機械導入がなされず適期に作付することが出来ないことによるものと見られるのでこの阻害要因を排除すると共に水稲品種の選定も計画的実施し五ヶ年後には五〇％の二毛作々付を目標とする。

3　畜産の振興

畜産物の商品生産化を目標とし畜種の選定と水田二毛作、畑作の高度輪作、牧野造成等を実施し自給飼料の増産確保を期し現在の乳牛三一五頭を五ヶ年後には一、〇〇〇頭にする之のためサイロ、畜舎等の施設の増設集乳所、牛乳処理所等共同施設・置事業も併せて行う。又中小家畜も農家の経営規模に応じて増殖を図り少くも現在の二倍とすることを目標とする。

4　畑作振興

火山灰地に於ける特有の燐酸欠乏を改良し従来当地方の特産と称されていた雑穀（特に玉蜀黍）の品種改良と耕種改善を図り飼料の自給を期する。又高度に輪作型態を取り入れ単位面積よりの生産の増加を図る。

之がため畑地灌漑試験地、共同薬剤撒布施設、共同利用農機具の設置導入事業を行い本町農業の立地条件及経営条件に即した畑作経営技術改善を実施する。

5　養蚕の改良

桑園は戦中戦後の荒廃より立直りつつあるが現在の反当収量は六七kg程度でありこれを一〇〇kgを目標とする掃立卵量も現在の二九、〇〇〇gを三三、四〇〇gに収繭も九一、五四六kgを一〇九、八五〇kgを目標として稚蚕共同飼育の普及と老朽桑園の改植等によって増収を図る。

6　林業の改善

戦中戦後の乱伐による荒廃した疎悪林伐採地等に対する植栽を行い山林収入の増加を図る。

7　流通過程の合理化

永年の随性の連続であろうが生産物の商品価値を高めようとする意慾が極めて低い随って共販態勢は容易に堅実にならない実情にあったがこれ等の指導啓蒙を重点的に行うと共に農業協同組合及部落農事組合の育成強化を図り集荷所、貯蔵所等の設置と中間搾取を極力排除して農家収入の増大を期す。

8　副業施設の設置

主として冬期間の遊休労働力を有効に利用するため各種の加工施設を設置する養豚、養鶏等を副業的に行い農家の現金収入の増大を図る。

9　文化及生活改善施設

イ、農家の家事的労働の軽減生活環境の整備食生活の合理化を推進せしめ生活改善を図る。

ロ、土地利用を高度化するための基礎条件を明確にするために土壌調査を徹底的に実施すると共に農業気象観測施設を設置し耕種技術の向上生産安定のための観測を実施する。

10　資金対策

現在農家の資金の不足は農業生産手段の改良改善等の基本問題であるが、之等の費用は相当額以上になっており投下資本の負担能力が弱体であり悪循環を繰返して居るが之を解決するには綜合農協を整備強化する以外にない、その方法として生産物販売代金の5／100以上を定期預金とすることを主として従としては組合員一人一万円増資運動を推進して事業資金に活用する。

〔昭34「農山漁村振興基本計画書」
矢吹町矢吹地域農村振興協議会　抜粋〕

一三一〔昭和三六年三神地区生産状況〕

一、産業事情

(イ)　産業別人口及び戸数

農業人口	三、三一四人
商業その他の人口	三二九人
計	三、六四三人
農家戸数	四八一戸
商業その他の戸数	六三戸
計	五四四戸
正組合員	四九九人　準組合員　一九人
計	五一八人

(ロ)　主要産業

農業形態は、米・麦・雑穀・蔬菜等の主穀農業が主体であったが、近年社会情勢の動行にかんがみ、乳牛・豚・鶏等の飼育熱が旺盛で、将来畜産地帯に転換しつつあり、又養蚕・葉煙草・蒟蒻等、農業収入の一翼をになっている。

(ハ)　土地別

水田	三四一・九ヘクタール
畑	四二一・八ヘクタール
宅地	三〇・三ヘクタール
山林・原野	四一七・二ヘクタール

二、経済事情

(イ)　経営規模別戸数

経営区分	戸数	経営区分	戸数
三反未満	一六戸	七～一〇	三二戸
三～五	一〇戸	一〇～一五	八八戸
五～七	二五戸	一五～三〇	二八戸

三〇～三五	九六戸	三〇～五〇	三五戸
三五～三〇	五六戸	計	四八一戸

三、作付収穫事情

種別	面積 ha	生産量 kg	種別	面積 ha	生産量 kg
水稲	三四一・九	八七七・七三	煙草	一一・六	一七三・七〇〇
陸稲	一一三・三	二四四・八四七	甘藷	一七・五	三三七・五九
麦類	三九・七	六三一・二九五	馬鈴薯	三三・三	四七一・五一三
蔬菜	六〇・二	九〇三・〇〇〇	雑穀	六八・八	一三一・五一八
豆類	九八・三	一〇六・五八〇	養蚕	八八箱	二六・〇八九
ナタネ	五九・六	一四三・一〇〇			

(ロ) 自小作別戸数

自作農	四三八戸
自作兼小作	四一戸
小作兼自作	八戸
小作	四戸
計	四九一戸

(ハ) 家畜飼育戸数

乳牛	五七戸	七九頭	山羊	三五戸	三七頭
役牛	二七八戸	二九三頭	豚	一一六戸	三一〇頭
馬	五六戸	五七頭	鶏	五九七戸	一六、〇〇〇頭
緬羊	一九五戸	三三四頭	延戸数	一、一三四戸	

(ニ) 動力用農機具所有戸数

発動機	三三戸	三三台	動精米	一五四戸	一五四台
モーター	四四戸	四四台	動噴	一三七戸	三九台
動脱	二六〇戸	二六〇台	動力耕運機	八〇戸	八〇台
動籾	一七戸	一七台			

〔昭52「ふりかへる二十五年」抜粋〕

一三二〔昭和三六年度産米価に関する決議〕

昭和昭和三六年産米価に関する決議

上記に関し別紙のとおり決議するものとする

昭和三十六年六月二十九日提出

提出者　矢吹町議会議員

角田　誠　遠藤竜三　井戸沼俊顕
近藤正三　柏村加十　佐久間俊勝
安藤悌蔵　関根正吾　佐藤重治
鈴木駒蔵　樫村三次郎　佐久間伊佐三
冨永栄太郎　須藤卓司　水戸勘衛
星　直喜　斉藤(斉)久次郎　小針清左エ門
佐藤英吉　大沼力雄　吉田義正
吉田義雄

昭和三十六年産米価に関する決議

昭和三十六年産米の生産者価格については、今次制定せられた農業基本法の趣旨にかんがみわれわれの主張する生産費及び所得補償方式を完全に実施し下記の通り決定することを強く要求する。

記

一、基本価格は正味一五〇kg当り一一、九一四円とすること。なお包装代は一五〇kg当り平均四一八円以上とすることとともに生産者の庭先から政府指定の受渡場所までの運搬に要する経費一五〇kg当り三十五円以上加算すること。

二、予約申込加算、予約売渡米に対する減税措置（所得税及び住民税）及び概算金は前年通りとすること。

三、時期別格差　歩留加算　もち米加算並びに陸稲の取扱については現行制度を存続すること。

以上決議する。

昭和三十六年六月二十九日

福島県西白河郡矢吹町議会

農林大臣　周東英雄　東京都千代田区霞ヶ関一の二の一

大蔵大臣　水田三喜男　東京都千代田区霞ヶ関三の一の一

農林政務次官　八田貞義　東京都千代田区霞ヶ関一の二の一　農林省内

食糧長官　須賀賢二　東京都千代田区霞ヶ関合同庁舎第一号館

米価審議会長　河重重任　東京都千代田区霞ヶ関　農林省内

〔町有　昭36「矢吹町会議録」抜粋〕

一三三〔昭和三七年農業基本法制定によるよびかけ〕

農家の皆さんへ広域農業振興事業について

農業基本法が制定されました。それで、これからの農業はどのように伸びてゆくことでしょうか。農業基本法のねらいは、農家の皆さんの所得をふやすことですがそのためには、農地保有の合理化や家畜の導入、機械化、農地集団化等をすすめ農業経営の近代化をはかることが必要でしょう。これからの施策をとり入れて新らしい村づくりをするには、集落の皆さんがまとまって、集落としての農事活動を促進することではないでしょうか。

◎町では、村づくりを次のように考えています。

村づくりは、その地域に住む農家が自主的総意に基づいて、農村振興計画をたてこれを総合的に進めることであり、そのためには、地域全体がまとまって生産活動をすることが必要でしょうし、いわば集団的な産地を形成してゆくことが大切です。このような方向に進むために部落内での組織活動を活発に行うことも重要な意義をもちます。このためにも地域内の人達は積極的に話し合いの場をつくり、或いは各種の研究会をつくって農業経営の方向を定め、それを確実に実行してゆくことです。さて……そこで次の事柄について研究を進めましょう。

①我々の部落は、何に重点を置いて農業主産を進めるか

◦従来からの水稲は勿論、養鶏、養豚、酪農、果樹、養蚕等集落として成長農産物はなにだろうか。

◦それをどのように伸ばすか、次の事柄を併せて考えてみましょう。

②土地や水利の条件の整備はどうか（村づくりの基礎的問題だが）

◦客土など地力を増進しなくてはならないのではないか。

◦農道はこれでよいのか。

◦各人の耕地はあまりにも分散してはいないか……交換分合して農地をまとめてはどうか。

◦耕地整理は済んだか……区画整理がすんでいないと、大機械を入れることが出来ないが。

◦水利に不便はないか、農地用水は充分か。

③農業労働力をどうするか

◦他産業が伸びるに従って若い人が町から出てゆくが、どうしたら農業労働力を確保できるか。むづかしい問題だが検討してみよう。

◦何故、若いものが町からはなれるか。

◦農繁期には人手不足に悩まされるが町内で援け合い運動をやろうではないか。

◦手間のかからない農業にする必要があろう。そのためには、能率のよい機械を入れなければならないが、これを共同で利用する仕組はどうすればよいか。

④貴方の部落に適した農業の生産力を伸ばすために、部門別に活動することにしたらどうだろう

◦養鶏部長とか果樹部長等と、知識、経験のすぐれた活動家を部長として、その人を中心に部門別に活動してはどうか。

◦部落長は、仕事のことは各部長に一任して、全体のとりまとめや他の部落との調整に当る方法はどうだろうか。

⑤生産したものを有利に販売するには

◦品質のそろったものを大量に出荷することが必要であるが、

我々はその体制ができているだろうか。
- 農協をうまく活用しているだろうか。
- 営農指導員との連絡はどうだろうか。
- 共販体制をどのように固めるか。

⑥共同経営までゆかなくとも共同作業に踏みきれないか
- 共同経営には問題があるとしても、共同作業を推進して、労働力をうまく調整できないだろうか。

⑦婦人の労働をもっと楽にできないか
- 婦人は家にいて、家事と育事に専念できたら…このようにすることは不可能だろうか。
- 農業経営の仕組をかえて、手間のかからない経営をするにはどうしたらよいか、これは大変むずかしい問題だが婦人の立場から考えましょう。
- 台所改善を進めるために、生活改善貯金グループをつくってはどうか。
- 共同の水道設備を作ったらどうか。

以上のことは、話し合いのほんの一例ですが、貴方の集落の実情に即した、いろいろのことがありましょう。それらについても話し合いして新らしい村づくりを進めようではありませんか。

◎いろいろな問題がありますが、農業基本法による農業構造改善が全国各地で始められています。貿易の自由化が拡大されると、どうしてもコストの低い外国農業に負けそうです。当然機械の共同利用による省力栽培や家畜の集団飼育、果樹や特産物の団地化が必要です。町では昭和三十九年頃に農業構造改善事業の実施地域として指定をうける考えですが、それまでの間に農業の機械化、集団化と共同作業を推進して行きたい。こうしてこれを経験し、或は見てもらって、いざ構造改善事業の実施となったときに、皆さんのとまどいをなくしスムーズに乗り継ぎできる様にしたいため、今年度から広域農業振興事業を推進することにした次第です。

◎このため町では昨年十二月、県農業改良課に依頼して、農業実態の診断と、この診断やいろいろの資料から研討した農業振興計画を樹てていただいて、広域農業振興事業として称して機械化、集団化、共同化、団地化を推進することにしたのです。この計画によって将来の当町の農業は飛躍的に発展し、豊かな農村が約束されると信じます。

◎今春からのモデル的な事業としては、前述の計画書を未だ完成していないので、とりあえず別表の様な事業を開始しました。どの部落も熱心な先進的な考えの方で強く推進できると思います。この事業を見られて、今秋から皆さんの部落で共同化、集団化、機械化を大きくとりあげて、時代におくれない新しい経営に踏み切る様おすすめします。

事業名	部落名	規模（面積）	戸数	摘要
水稲機械化共同作業	弥栄第三	一五ha	一二戸	客土を含む
同上	中の目	一三〃	一九	区画整理含む
水稲乾田直播機械化共同作業	鍋内	六〃	一八	県のモデル展示
畑作機械化共同作業	〃	一一〃	二〇	馬鈴薯及次期作
同上	南原	三〃	三	秋冬作及次期作
ホップ栽培共同経営	新田	〇・六〃	六	新植
果樹集団栽培	松房松倉	一五〃	四	缶桃団地
集落畜産（養鶏）	二区	三、〇〇〇羽	一九	継続
〃（繁殖豚）	三城目下町	三五頭	一七	同上
大豆生産改善拠点（機械栽培）	田内	八ha	一九	ホイルトラクター配置による機械作業
なたね生産改善拠点（同上）	弥栄	一五〃	一五	動力施肥播種機による機械作業

矢吹町役場経済課

広域農業振興事業事務局

〔町有　昭37「矢吹町会議録」抜粋〕

一三四〔昭和三七年矢吹町広域農業振興計画〕

第四章　農業振興計画の基本的方向

第一節　農業振興の基本的目標

当地域における農業生産力低位性の基本的要因は広汎に分布している火山灰土壌という不良条件に基因する地力の低さにあることは、既述のとおりである。したがってこの地の農業生産力を増強するためには、いかにして現実の農業経営の基礎条件に立脚した地力維持増進機構を確立ししかも経営収支を完徹しながら、農業の再生産を持続するかにある。いいかえればこのような基本的な、しかも合理的な地力維持方式の路線に沿うて立地条件に好適した基幹作目を主体とした主産地形成でなければならない。

しからば、本地域における地力維持増進機構を確立する方策はいかなることが考えられるであろうか。不良土壌の地力維持増進の方途としては、一般的には耕地の開田による灌漑水による肥料成分の天然供給量の導入によること、水稲という相対的には小肥作物による地力消耗の相対的な防止による地力維持の方法とである。他方積極的には有機質肥料の耕地への増投による地力維持増進の方法との二つである。

前者の開田事業は昭和二十九年より国営矢吹原開墾水利事業の発足に伴い、本地域もその受益地となり、羽鳥ダムの完工により急速に開田が進捗されている。三十六年度においては約五〇一haが開田されたが、かつての畑作地帯が、田畑地帯に移行し農業生産構造が大きく変貌をきたしている現状である。しかしながらそ

の開田計画の当初においては減水深一八～二〇㍉の所要水量の算定を行い、これに基いて開田計画を樹立したが既述のように多孔性の水田土壌は漏水が激しく肥料成分の流亡は、いうにおよばず、その生産力もまた低立となってあらわれている。そればかりでなく灌漑等その管理、労力の多量投下を結果し稲作部門の労働生産性を低下するばかりでなく、畑作部門の商品生産農業の発展を強く制約し、経営全体を停滞的にならしめている。したがって本地域農業生産力の向上のためには稲作部門経営の合理化を推進することが、経営全体を飛躍的に増強するために必要であり、不可欠な条件となってくるであろう。

すなわち水田においても客土或は床締等によって積極的に漏水防止をはかるとともに、有機質肥料の増投が必要となってくる。したがって問題は有機質肥料源の供給をいかにして経営内部から生みだし、しかもたかい農業所得をあげつつ推進するかにある。

このように考察を進めてくると、有機質肥料を経営内部で生みださなければならないことになる。すなわち積極的な家畜導入が基本的に必要である。そうして畜産部門の安定化に合理的発展をするためには、その飼料生産の効率的な自給化を強化しなければならない。

その飼料生産基地を当然耕地の高度利用を山林、採草地、畦畔等の未利用資源の活用に求めざるを得ない。また他方畜産部門の収益性を保つためには、可及的に多頭羽飼育の方式をとることが必要となってくる。このようにして畜産部門経営の強化をはかるためにはその管理労働（飼料生産と給与労働）は多くかかり、かつ固定化することとなる。このような用畜部門の労働が、他の経営部門である稲作、畑作等との労働競合をいっそう激しいものにするという労働を中心とした経営的矛盾を激化することが必至となるであろう。とくに前にも述べたように農業労働力の不足化傾向が現状は勿論のこと、将来にわたって激化することが予想せられる場合、いっそうその深刻さを加重せしめることになるであろう。

ここにこれを解決する方途が本地域の農業振興上きわめて重要なことといわなければならない。そこで前項で述べた一精農家の経営分析の結果を想起することができる。それは稲作部門の省力多収栽培による積極的な経営合理化と、それによる余剰労力の析出であり、それの活用によって自給飼料生産を強化し畜産部門の拡大と安定化を期し、地力維持を確保しつつ、しかもたかい収益性をあげているということである。このような経営の方式の中から耕耘機を始めとする労働手段の経営経済的意義とその果す役割とを正しく把握することが本地域農業振興にとってきわめて重要である。

しかしてこのような労働手段の活用の場としての用排水系統を

含めた耕地条件の整備が何よりもこれを可能ならしめている技術的条件となっていることを理解することができる。

とくに稲作部門における集団化と用排水系統の整備は水田化進捗している本地域にとってきわめて重要性があるといわなければならない。すなわち用排水路の改修並びに整備と自由にかん排水し得る施設と水量の確保が決定的に経営改善の是非を左右するといっても過言ではない。このような稲作経営の合理的発展は他部門の拡大へとつながり、究極的にはたかい農業所得をもたらし、更には資本蓄積への要因となる。これが成長部門並びに土地基盤労働手段等の整備拡充への資本投下となり本地域農業生産力増強へとつながるものであって基本的目標でなければならない。

〔昭37「矢吹町広域農業振興事業報告書」抜粋〕

一三五〔昭和三九年農工業コンビナート開発計画〕

Ⅲ　実施計画の大系

事業計画の大系は、池本喜三夫(ママ)氏の新農政方式に基づき、農工業一体となり、画期的な産業開発を計らんとするものである。

矢吹町の一、七四一戸の農家を六〇〇戸の専業農家と一、一四一戸の離農々家に区分し、離農々家に対しては工業を開発し、これを収容する。

1　工業開発の基本方針

(1)　地域内に機械工業等の適正工場を誘致し、現在工業立地の最も隘路となっている労働資源を離農々家約一、一四〇戸×2・5人の労働源をもってこれに充足する。

(2)　離農々家（農村工家）は1戸当り三〇aを耕作し、食糧の自給自足を計るとともに、残り所有地は専業農家に貸与、場合によっては売却し、その代金を立地企業に投資し再出発のサラリーマン生活の安定を計るものとする。

2　農業構造改善の基本方針

(1)　土地基盤の整備および大型機械の導入

農業経営の規模拡大および生産性向上の対策として、1団地五〇ha～六〇haに農地基盤を整備し、大型機械を導入する。

(2)　企業的農業経営の確立

専業農家の1戸当り所有面積を四haに拡大し、さらに専業農家一〇戸～一五戸をもって協業体を組織して近代農業施設を完備し、酪農を主体とする企業的経営を行なう。

(3) 専業農家の経営方式

経営類型		水田酪農型（三〇〇戸）			畑作養豚型（三〇〇戸）		
	年次別計画	元年	四〇年	四一年	元年	四〇年	四一年
地力	耕地 水田	〇・八ha	〇・八ha	三・〇ha	〇・六ha	〇・六ha	一・〇ha
	畑（土地改良）	〇・六	〇・六	一・〇	〇・八	〇・八	三・〇
労働力	基幹労働力	二人	二人	二人	二人	二人	二人
	補助労働力	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五人	〇・五
動物	乳牛	〇・七	〇・七	二	〇・五	〇・五	七
	豚（繁殖豚）				〇・五	〇・五	五〇
	（肉豚）	一	一		一	一	一五〇
施設	建物	牛舎附属施設	上に同じ（2ヶ年計画）				
	農機具	乾燥舎					
		機械倉庫					
		水稲管理機具					
		サイロ					
		牧草管理調整用機具					
生産様式	経営主体	個人経営	一〇戸協業組織体制	一〇戸協業経営	個人経営	一〇戸協業組織体制	一〇戸協業
	水田	水稲 〇・八ha	水稲 〇・八ha	水稲 三・〇ha	水稲 〇・六ha	水稲 〇・六ha	水稲 一・〇ha
	畑	雑作 〇・六ha	飼法作物 〇・六ha	飼作 一・〇	雑作 〇・八ha	飼料作物 〇・八ha	飼料 三・〇
	乳牛			専従 二人			専従 二人
	豚			補助 〇・五			補助 〇・五

〔昭39「農工業コンビナート開発計画書」抜粋〕

一三六〔昭和四〇年農工業コンビナート開発計画〕

2　事業推進に対する町の方針

当町は、立地的、経済的な環境条件からこれまで農業を主体として発展し、県南地方の米産地として優位な地位を占めて来た。従って将来とも米を主幹として農業経営が行われるものと考えられますが、国の経済成長と国民生活水準の向上考慮するとき現在の姿では行くことができず、すでに他産業に比べ相当の所得格差が見られるので、これが早期解決を図るために抜本的な対策を講ずるべき時期に至った。このため、この農工業コンビナート開発計画を基本として町産業の革新的な発展と町民福祉の向上をはかる目的で、ここに町の未来像を掲げた。町は当局はもとより議会、農業委員会、農協、商工会その他関係農業団体等と町民一体となり総力を結集し、合せて上部機関等の協力を得て本事業の完全遂行に努力するものである。

一方すでに町営住宅の建設は昭和三十七年より年次計画をもって進めており、白河市と郡山市の中間地帯としての立地を生かしベッドタウンの造成をはかるものとし、教育施設については昭和四〇年八月より着手した統合中学校が町の中心地にあり、近代的な設備が計画され現在工事が進行されている。またレジャー施設としては、新緑と花を誇る大池公園があり、これらの整備についても意欲的に進めており、更には工場適地調査並に土地の利用計画の樹立がなされ工場誘致の見通が一層明るい。

以上町は、この事業が町発展の唯一の方策であるとゆう態度を固め、必要なる施策を講し、町を挙げて本事業を推進するものである。

「昭40年度農工業コンビナート開発計画書」白河地区矢吹町　抜粋」

一三七〔昭和四〇年酪農近代化計画〕

I　基本構想

本町の酪農は昭和三〇年酪農家九三戸、乳牛頭数二一〇頭から昭和四十一年には二三七戸、五一三頭と着実に発展してきた。しかしながら近年戸数頭数の伸びはやや停滞の傾向がみられる。これは遂年養豚主産地を形成されつつあることにもよるが、県の南部平担地という立地条件による草地不足等飼料基盤の弱さによるものとおもわれる。

最近一ヶ年余の豚価の暴落により養豚から酪農へ転向するものも若干あり、現在の酪農家は経営安定に意欲を見せはじめた向もあるので、これからは戸数は横ばいながら多数化による頭数の伸びが期待できるであろう。

県勢振興計画に沿いながら町の酪農近代化を推進するものであるがこれには次の様な施策と併せて酪農家、酪農団体の意欲の向上が必要とおもう。

①　飼料基盤の強化

水田裏作の振興…（休閑裏作の作付励行）
草地の造成……（牧草地、私有林の開こんによる造成）

② 酪農団体の組織合理化

一元集荷多元販売による集乳路線の合理化、集乳所の統廃合については、県の指導ならびに酪農上部団体の体質改善も必要である。

〔昭40「矢吹町酪農近代化計画書」抜粋〕

一三八〔昭和四一年稲荷釜部落生活改善実績発表〕

体験文題目

「みんなで工夫した我部落の共同炊事について」

西白河郡矢吹町大字中畑字稲荷釜

佐　藤　コ　ク

一、概　況

私達のところは昭和十一年に入植した矢吹ヶ原弥栄開拓部落でありまして、この地域は昔皇室の御料地（ママ）で、猟を楽しまれたところとして有名であった。当部落は、東北本線矢吹駅より南二kmの所で、交通や経済的な面でも比較的めぐまれており、地形は平垣地であることから、水稲、そさい、特用作物が栽培され、経営面積は水田一・五ヘクタール、畑一ヘクタール程度で他部落からくらべると割合に規模が大きく、畑作物は昭和三十九年度からそさい、たばこ、ホップ等が急激に増反され労力不足が主婦の労働過重となってあらわれてきた。

そこで昭和三七年矢吹町で、広域農業振興事業がはじめられ部落では矢吹管内はじめての「水稲省力共同作業」をとりあげ、労力不足がある程度解消されたが、主婦の労働はあまり軽減されませんでした。

一方家庭内の設備、特に食物をあつかう台所の設備が不充分であることから、家事労働面にマイナスになっていることに気がつきました。

また、食生活の面では、栄養の知識に無感心（関）で、自給農産物の上手な調理の仕方を知らず、お金をかければおいしいものが出来ると早合点し、インスタント食品、化学甘味料と人工着色による佃煮、漬物等がよろこばれました。

このようないろいろな生活の問題に気がついた私達は、無駄な生活の仕方を反省し、生活改善の意欲が高まってきたのである。そして生活改善グループは昭和三十八年に発足し、主婦の労働力軽減と食生活改善につとめてきました。昭和四十年には汗の結晶により県下はじめてのケースとして共同炊事場が出来あがりました。

二、共同炊事場により、我家の生活はどう改善されたか

部落自慢の共同炊事場についてさきに説明致しますと、共同炊

事場ができるまでは当部落には集会所も公民館もなかったため、グループ員の家を会場にしていたが、共同炊事場が出来あがってからはきがねすることもないし、いろんな準備がととのっていますことからすべてにおいて笑いの場として利用されているわけです。その主な内容は図表一、二、三によって説明しますと

このようなことから我家の生活はどう改善されたか申し上げますと

① 第一には食生活の向上であります。

一番働き盛の農繁期及び日頃の食事については、前にものべましたが、昭和三十八年の春期農繁期食と栄養知識を身につけた昭和四〇年春期農繁期食の差はこんなに違ってきたことに家計簿より反省させられました。

昭和三十八年　農繁期食実施献立

昼食　一人前

赤飯（もち米一五〇g　あずき二十g）
みそ汁（キャベツ五〇g　みそ一五g）
冷ヤッコ（トーフ半丁）
コロッケ（二ケ）
みそのしそまき（三本　三〇g）
紅生姜（少量）
キャベツのもみ漬（七〇g）
購入金額　五八円

昭和四〇年　共同炊事実施献立

昼食　一人前

御飯（白米一八〇g　強加麦二〇g）
みそ汁（ジャガ芋五〇g　ワカメ五g）
あさりと野菜のソテー（あさり缶三〇g　キャベツ五〇g　人参二〇g　たまご半個　油七g）
青菜の辛し和え（カブ菜五〇g　竹輪四分の一本）
漬物（福神漬　五〇g）
購入金額　二五円

昭和三八年と四〇年の農繁期食の栄養比較表（略）

② 第二にあげられることは、主婦労働　とされている台所の設備が不充分であることに気がつき、共同炊事場をモデルに次の図表五のとおり、各家庭の台所設備が着々と改善されてきました。

台所設備の状況調査（部落十二戸に対し）

説　備　内　容	昭和三六年	昭和四一年
水道設備を有している農家	四戸	一〇戸
内流しのある　〃	四戸	九戸
調理台のある　〃	五戸	一〇戸
プロパンガスのある	三戸	八戸
電気洗濯機のある	三戸	一〇戸

③　第三にあげられることは、生活が規則的に行われるようになったことです。

それは昭和三十六年以前は作業時間や昼食の時間等も個々まちまちであったが共同作業、共同炊事を実施することにより、部落揃ってバレーボール大会や慰安旅行等も行なわれたり、婦人の学習の場や子供の教育に充分な時間がとれるようになりました。

まとめ

このようにして私達主婦は五年前考えてみたこともなかったことが、以上あげられた一ツ一ツ実施され、解決されてきたことは計画的に生活設計の工夫を、グループ員一人一人がみんなのことを考えて努力し協力したことと、生活改良普及員の御指導によりこのような実績が生まれました。

今後はなお一層共同施設を中心に各人の和合を図り、健康診断や季節保育所等を設け主婦の労働軽減につとめ地域全体が明るくすみよい村つくりに努力します。これをもって発表を終ります。

図表一　共同炊事場設計図（略）

図表二　共同炊事場施設資金

一、収　入

農家生活改善資金	七〇〇、〇〇〇円
農協より	二〇〇、〇〇〇円
役場より補助金	一五、〇〇〇円
自己資金	三六〇、〇〇〇円
合　計	一、四一〇、〇〇〇円

二、支　出

炊事場、食事場	六〇〇、〇〇〇円
風呂場	六五〇、〇〇〇円
炊事器具、食器八十人分	六〇、〇〇〇円
電灯、水道	五五、〇〇〇円
机、椅子、カマド、その他	四五、〇〇〇円
合　計	一四一〇、〇〇〇円

図表三　共同炊事場の運営と利用状況について

用途別	利用目的	運営方法	利用状況
炊事場	農繁期共同炊事の実施調理実習	○献立作成　部落の主婦が行う ○材料収集方法　農家にある材料はもちよりあとは共同購入 ○精算の方法　食事代は秋の収かくの米代金であつめる ○炊事当番	共同炊事だけでなく、研修の場としていろんな面で利用されているので一年間通して六〇日間利用されている

			部落の主婦二人ずつ
浴場	一日の疲労回復の場とすると同時に慰安の場とされている	○入浴日 苗代作付田植、稲刈、もみすり、農休日を中心に利用されている ○入浴料 一回わかすことに経費二〇〇円かかるので、利用者数で頭わりしたのが一回分の入浴代とする	年間通して四〇日利用されている
洗たく場	風呂の湯を使い作業衣を中心とした洗たくが行なわれている	○入浴代に含む	上記同じ

〔昭和41年度　福島県農山漁家生活改善実績発表大会資料〕

一三九〔昭和四三年農業振興計画〕

第1　基本構想

第1節　計画策定の基本的態度

1、計画の目的

この計画は「県勢振興計画」に基づき、地域農政の方向を明らかにし、他産業に対する調和と均衡ある発展をはかるための生産性の向上と所得格差の是正を目途に、農業振興の基本方向と施策を示し、主産地形成を軸として広域的な視点からこれらの計画を着実に実行して、地域農業の振興を期することを目的とする。

2、計画の性格

この計画は昭和四〇年に県が策定した「県勢振興計画」の地域農業振興を推進するためのもので、長期的な観点から策定したものである。したがって、毎年の短期的な地域農業振興の方針および施策の内容はこの計画に基づき実現する方向を定めるものとする。

そして町が、実現手段を有するものは、より具体的に、国および県については地域農業振興に必要な施策を積極的に取り入れ、民間に期待するものについては、予測的にその方向を明らかにして、経済的・社会的な情勢の変化と地域における発展の推移に対応しながら弾力的な運用をはかるものとする。

3、計画の期間

基本計画は基準年次を昭和四〇年にとり、昭和四三年度から昭和五〇年までを長期計画期間とし、農業振興計画は短期計画

とし昭和四五年を目標年次とする。

〔昭43「矢吹町農業振興計画書」抜粋〕

一四〇〔昭和四五年米生産調整推進協議会発足〕

米の生産調整は、減退する一方の消費量と増加する一方の生産量のアンバランスが恒常的となり、過剰状態による古米、古々米の集積が食管会計の赤字を増大し、もはや農政上の緊急かつ重要な課題となってきたことによる打開策として生れたものであった。

政府は四十四年産米までで、将来古々米となるものは四十二年産約一三〇万トン、四十三年産約二八〇万トン、四十四年産約二九〇万トン、合計約七〇〇万トンにも達すると見込まれ、これらについては、飼料等への特別処理も考へに入れて、四十五年度生産調整一五〇万トンとした。

内訳は

①作付転換及休耕により減産するもの一〇〇万トン（約二四万ヘクタール）として奨励金は平均一kg当り八一円（一〇アール当りの収量四三三kg）一〇アール当り三五、〇七三円を支給する。

②水田の買上により減産するもの五〇万トン（約一一万ヘクタール）として民間企業や地方公共団体の水田買上による間接減反という方策を打出した。

結果は農家の減反一三九万トンと三九%上廻った反面。転用による減反は一二万トンと振わず、総体で一五〇万トンとかろうじて計画は達成され、面目を保つことができた。

米生産調整推進協議会発足

矢吹町における減反調整対策は、四十五年二月五日午後一時、矢吹町商工会館において〝矢吹町米生産調整推進協議会〟を結成して推進の歩みを起した。

協議会委員は、町長大木代吉、議会議長大沼力雄、産業経済常任委員長泉川正規、農業委員副会長根本義正、矢吹農協長須藤利治、中畑農協長後藤胖、三神農協長小針三男、矢吹公済組合長星正一、矢吹ヶ原開拓組合長松崎二郎、矢吹ヶ原土地改良区理事長野木忠房、農業改良普及所長小貫亮、白河農政事務所長中山隆二、矢吹農地事務所長佐藤英明、食糧事務所矢吹出張所長近藤卓美、福島統計調査事務所白河出張所長鹿又春雄、主食指定集荷業者宍戸善四郎、生産者代表星太一、遠藤竜三、吉田秀弥、等十九名で構成され、県から示された減反目標に対し配分等を含め実質審議を行ったのである。

一方、三神、矢吹、中畑の三農協は、これに対し、生産調整は町の責任によって進めるならば協力すると、次のような要請書を

提出し万全を期した。

要　請　書

われわれは、米の生産調整に関しては、米の需給均衡を図ることが緊要である事態の認識に立って、食管制度を堅持するたてまえから町が責任をもって、進めるならばこれに協力することを確認しております。

これが実施の段階につきましては、町は財政措置をこうじ正直者が馬鹿を見ることなどのないよう暖かい行政指導により、その実効に万全を期されますよう、特段の御高配をいただきたくここに要請申しあげます。

昭和四十五年三月五日

矢吹町農協同組合長　須藤利治
中畑　〃　後藤胖
三神　〃　小針三男

矢吹町長
大木代吉殿

〔昭52「ふりかへる二十五年」抜粋〕

一四一〔昭和四六年米生産調整稲作転換についての閣議了解〕

○稲作転換の推進について

〔昭和四十六年二月五日閣議了解〕

最近における恒常的な米の生産過剰状態を解消し、需要に対応し、かつ、地域の特性に応じた農業生産を確立するため、昭和四十五年度における米の生産調整対策に引き続き、下記により、米の生産調整および稲から他作物への作付転換の計画的な推進を図るものとする。

記

一　米の生産調整および稲から他作物への作付転換のための対策は、昭和四十六年度から昭和五十年度までの五年間実施するものとする。

二　米の生産調整目標数量は、需給の均衡を図ることを旨として毎年度定めるものとする。

三　国は、一期間内において、毎年度定める奨励補助金を交付して米の生産調整を実施するものとする。ただし、休耕に係る奨励補助金の交付期間は、昭和四十六年度以降三年間とするものとする。

四　稲から他作物への作付転換を総合的かつ計画的に推進するため、国は、土地基盤の整備、農業近代化施設の導入、価格安定対策等の助成措置を講ずるものとする。

五　米の生産調整の実効を確保するため、昭和四十六年産米の政

府買入れについては、事前売渡申込みの限度数量を定め、これを生産者に通知する。政府買入れ数量は、事前売渡申込みの限度数量（七百六〇万トン）から自主流通米（百八十万トン）を除いた数量（五百八十万トン）とする。

六　水田の転用を促進する措置を講ずるものとする。

〔矢吹町役場産業課資料〕

一四二〔米生産調整・転作面積及数量〕

米生産調整および稲作転換に転作実績

年度	転作田	休耕田	計	目標数量	実績数量	達成率
	km²	km²	km²	t	t	%
四五	〇・三七	一・〇九	一・四六	五五三	六〇〇	一〇八
四六	一・三五	一・三七	二・七九	一、一三九	一、三四	一一〇
四七	〇・四六	一・七九	二・二五	九八五	一、一八〇	一二〇
四八	〇・五九	〇・六三	一・二七	九〇四	五四八	六一
四九	〇・四七	—	〇・四七	三三	一九	八五
五〇	〇・三五		〇・三五			

〔矢吹町役場産業課　調〕

一四三〔昭和四六年国営総合農地開発事業農地開発申請――（抜粋）――〕

矢吹地域農地開発事業農地開発基本計画樹立申請書

農林大臣

赤　城　徳　宗　殿

（福島県知事経由）

昭和四十六年九月十六日

矢吹町長　仲　西　藤　次

天栄村長　北　畠　雄太郎

大信村長　佐　藤　房　夫

泉崎村長　本　柳　八　郎

矢吹地域の農地開発事業の実施について須藤徳之助外九五三名の者から要請があったが、検討の結果、農用地開発事業実施要綱第四の二の一三のアに基づき、下記調書を添付のうえ農地開発基本計画の樹立を申請します。

記

第一　開発予定地域の決定

第二　基本計画の概要

第三　用地調達の可能性に関する調書

（附）農地開発事業実施要請者一覧表

第一　開発予定地の決定

須藤徳之助他九五三名から矢吹地域農地開発事業の実施要請のあった開発予定地域を下記のように定める。

昭和四十六年九月十六日

矢吹町長　仲　西　藤　次

天栄村長　北畠雄太郎
大信村長　佐藤房夫
泉崎村長　本柳八郎

記

1、名　称　矢吹地区
2、所在地　福島県西白河郡矢吹町
　福島県岩瀬郡天栄村
　福島県西白河郡大信村
　福島県西白河郡泉崎村
3、面　積　二六六五、〇*ha*（図測面積）
4、地域の範囲　別紙位置図のとおり

第二　基本計画の概要

1、目　的

本地域は矢吹町の西方に位置し標高二七〇*m*～三五〇*m*で西より東に緩傾斜を有する。水田は主水源である限戸川、南沢、池田川の沿岸に細長く開けこれに天水掛り並びに小溜池畔を水源とする水田が枝状に発達している。

これらの水田は用水不足にも起因し用排水系統は錯綜を極め大部分が未整理で労働生産の低い地帯で特に天水掛り並びに溜池掛りの水田は狭少な圃場に加え過湿田で後進性の地域となっている。

畑地帯は水田又は未懇地の錯綜しながら小面積の土地が点在し野菜、桑園として利用されている。

山林は針葉樹の造林地が一部点在するが大部分は闊葉樹で燃料革命の現在殆んど利用されないままに尨大な土地か放置されている。このため錯綜する水田、畑、未懇地の土地利用が明確になされていないので圃場の整備、用排水の分離を行ない近代圃場による大型機械化経営を図らんとする。

又未懇地は成長部門である畜産、蔬菜、養蚕、果樹等を中心に生産地形成を推進し経営規模の拡大を通じ農業構造の改善と自立農家の創出を図らんとするものである。

2、所在地および面積

(1)　所在地

福島県岩瀬郡天栄村
〃　西白河郡天吹町
〃　大信村
〃　泉崎村

(2)　面　積

	水田	畑	未懇地	計
地域総面積	八二〇・四	四八四・七	一、三五九・九	二、六六五・〇
想定農地造成面積	七三八・二	四三六・一	一、一五三・七	二、三二八・〇

（略）

〔町　有〕

一四四〔昭和四七年国営農地開発事業の方向〕

Ⅰ　開発地域の範囲と開発方向

◎約二八〇〇*ha*（町）について、本地域の経済的立地条件や、自然的条件および地元町村等の開発計画を考慮して開発予定地を検討したところ、裏面の図のとおり約二、三〇〇*ha*（町）の農地になりました。

◎この地域は、地形、気象条件的にも経済立地条件にも恵まれ、関東、関西等の大消費地への便もよく、大規模な農地がまとまっているため、将来はやさい、果樹、畜産、養蚕、花木、特用作物などの一大畑作地帯としての発展が見込まれています。

◎この開発計画については、農家の意志を尊重しつつそれぞれの作目別ごとに農地の集団化を図り、トラクター作業が効率的に利用できる圃場を造ります。また、畑作物の生産量、および品質と所得の安定と向上を図るためダムをつくり畑地かんがいを行なう計画です。

なお、経営の合理化（経営費節減、労力の省力化）を図るため機械、および建物の共同設置利用が必要となります。

◎生産物の集出荷については、流通施設を整備拡充し、地元農協を中心とした共同集出荷体制を確立し、流通の合理化を図ります。

◎土地利用計画については、現在つぎのような案ができています。

開発地域二、八〇〇*ha*（町）の面積のうち営農上必要な防災施設（用地）や道路（敷地）等を地域の地形、作目などから検討し営農に支障のない計画とします。

農地については、山林、原野、田、畑が適切に使用できるよう田の集団化と、畑の集団化を換地をもって作目単位に団地化を図る計画です。

農地造成の方法は、やさい類、特用作物、果樹、桑等の畑地は原則として、現在の傾斜が八度以下の場合は山成工法で造成します。現在の傾斜八度以上は修正山成工法および階段畑工法で造成します。牧草畑、花木畑は原則として山成工法で造成します。

◇なお、五千分の一の地形図ができた段階で傾斜区分等を行なうので、実際の農地として開発可能な面積は、この時点で変ることがあります。

図土地利用計画

（単位：ヘクタール、町）

地区	農地の面積	農地の面積		主な畑作物名
	農地の面積	田	畑	計	
天栄村	一、〇六七	一八三	六八三	八六六	やさい、りんご・ももくわ・花木・牧草
矢吹町	四九四	一三	二六八	二九九	やさい・りんご・ももくわ・花木
大信村	九三三	一二四	六四一	七三五	やさい・りんご・ももくわ・牧草
泉崎村	三七〇	三三	二四〇	二九三	やさい・りんご・ももくわ・花木・牧草
計	二、八三三	四八〇	一、八三三	二、三一三	

（略）

〔昭47「矢吹地域農業開発構想のあらまし」抜粋〕

一四五〔昭和四八年農村地域工業導入実施計画〕

前　文

1、概　況（略）

2、農　業

矢吹町は従来半商半農の町であったが、第二次世界大戦後、兼業とされた。(ママ)国営羽鳥ダム工事が実現、しかも開拓事業の積極的推進と相まって、従前にも増して農業の生産基盤が整備され近代農業の第一歩を他い(ママ)先きがけ踏み出した。近次第二次農業構造改善の事業、中畑地区及び三神地区にみられる土地改良ほ場整備事業は、近々省力農業の約束を果し得るに充分である。農業就業構造は、高次元へ移行を予儀なくし、次第と生産性の高い農業へと転換することは明らかである。

一方産業経営基盤の変化をもたらす要因の一つに、東北縦貫高速自動車道建設、付帯して矢吹インターチェンジの設置があり今年完成、開通の運こびとなる地域の特性があることからも、当然に農業生産基盤は「農工一体」の理に立脚しいまこそ、この確立が急務と思料する。このような時の背景から、矢吹町は長期展望に立って町勢振興計画を樹立、これが主眼となる産業開発の構想は、基礎に農業振興地域整備計画であり、農村基盤総合整備パイロット事業の計画であることからも前面に、調和ある工業開発であるよう努力しなければならない。現在進渉(ママ)されている国営総合農地開発事業の促進は、遠大な価値を特つ農業への依存度を高めるものである。現時の農業経営力の強化と、進んだ高度技術は、急転、米作、畜産、花キ園芸、そ菜等の振興を顕著なものとして、期待される高い生産性の、「首都圏型農業」近代化への道を歩み始めた。

3、産業構造

地域農業の革進(ママ)は必然に、自立農家、兼業農家を育成し、従ってこれからの余剰労力を生む結果となった。次に年次別専兼農家の推移をみると、昭和三十五年世界農林業センサスの農家

数一、七四八戸、対して専業が、一、〇〇六戸、昭和四十五年のそれは農家数、一、六六三戸、（離農八五戸　十年）、専業五七六戸（兼業農家へ四三〇戸）、昭和四十八年福島県農業基本調査では、農家数一、五九九戸、専業農家が、三一七戸と急に他産業へ、転化高次がみられる。人口と産業経済の動向をみると、地域人口を国勢調査でとらえて、三十五年一六、一九九人、四〇年一五、六六六人と減少、しかしながら四十八年現住人口の四月度をみると一五、八五〇人と増加の傾向です。町の施策（住宅建設）からして、工業人口の流入が当然に含まれていた。一方これが就業構造を捉えると、三十五年国勢調査で就業人口七、五九七人、一次産業五、〇二七人、二次産業七七三人、三次産業一、七九六人、昭和四十五年ではどうか、就業人口七、七九九人（二〇〇人増）一次産業三、八五八人（約一、二〇〇人の減～高次…一〇年）、二次産業一、六〇六人（八〇〇人増）、三次産業二、三三五人（約五〇〇人増）又経済の動向を年次別生産所得でみると、昭和四十五年二次産業は三七年の三倍の約八億円という急上昇をみることが出来ます。以上のように産業構造は急激に高次元へ移行、今後もこの傾向は顕著である。

4、まとめ

農村地域工業導入促進法の指定を受けて立つ論拠は、こうして前述のとおり具備されると思う。工業開発の期待は一層強く、反面農業経営の合理化も、町勢振興計画の示す、就業人口、現在の五五%減の二、一二〇人、農家数、現在の二〇%減の一、三〇〇戸で適正であるとするならば、充分に実施計画内容を満足させ得る。生活基盤の整備と産業構造の高度化、並びに人間性あふれる豊かな調和ある地域社会の建設を基調とする調勢振興計画の実現は「農工法」による開発からと、前面に展開する。又これが開発の手法は、関係団体及び開発公社の指導により、農業生産性の低い工場適地から、可能な限りの開発地区の先行取得と団地造成から始める。一方、環境保全に特に配意、公害行政に適合する工業の配置を推進する。

こうして本法関連の各種事業を積極的に実施し、自立農業経営と農業所得の向上、且兼業農家の育成を図りながら、近々到来する。東北新幹線等開通に伴う、高速交通の時代に対応し、以って真の調和ある産業経済社会の確立を実現する。そしてこのことは農工一体の町作りに邁進することである。

本計画の目標を昭和五十二年度として、その事業の目的を達成する。

〔昭和48「農村地域工業導入実施計画書」抜粋〕

一四六〔昭和二一年矢吹町種付所移転〕

矢吹町種付所移転新築の件

矢吹町大字矢吹字柳堀込地内に設置しありし町種付所は西白河郡畜産組合所属馬囉場と共に其の環境上移転を要するに至りたるを以て左記の通り移転新築をする

矢吹町大字矢吹字大林百六十五番ノ四

一、木造亜鉛葺産馬種付所　一棟三十三坪五合

1、工事費は別紙契約書に包含し西白河郡畜産組合と協議の上決定せり

但し該当敷内の道路　井戸　馬小屋の拡張費は金五千円程度町負担とす

2、工事着手　昭和二十一年七月三十一日

3、工事竣功　昭和二十一年九月末日

備　考

本建物の外西白河郡畜産組合所属馬囉場と新築併置該当敷は無酬を以て貸与する

〔町有　昭21「矢吹町会議録」抜粋〕

一四七〔昭和四一年家畜市場移転〕

昭和四十一年度事務報告

家畜市場新築移転

大林に在った西白河畜産農業協同組合の家畜市場を大和久北浦地内に新築移転することには町は物心両面において協力した。

これによって大林住宅地区の環境衛生と都市計画の改善がなされた家畜市場には事務所も併設され白河市に在る同組合は電話が架設され次第移転することになって居り西白河地方畜産の中心としての位置を占めることとなろう。

〔昭42「矢吹町会議録」抜粋〕

一四八〔昭和二八年県南連合畜産共進会要綱他〕

県南連合畜産共進会要綱

一、名　称　県南連合畜産共進会

二、参加組合　東白川連合畜産　石川、岩瀬、西白河

三、会　場　西白河矢吹町家畜市場

四、出品期日　十二月五日

区分	和牛	馬	緬羊
東白川	五	一五	一五
石川	一〇	七	一〇
岩瀬	八	六	
西白河	七	八	五
計	三〇	三六	三〇

馬中型農用種　明二才登録のもの

牛　黒毛　和種　十五―二十四ヶ月登資（ママ）のもの
緬羊　日本コリデール種二―三歳登記、又は登録のもの

六、擬賞

区分	一等	二等	三等	賞金 一等	二等	三等	四等
馬	二	四	八	一、〇〇〇	五〇〇	三〇〇	一〇〇
和牛	二	四	八	一、〇〇〇	五〇〇	三〇〇	一〇〇
緬羊	二	四	八	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇

賞牌、馬、首飾章、牛、額章、めん羊、額章

七、出品目録　血統書写を十一月二十五日必着白河畜産組合に提出のこと

八、出品は十二月四日搬入　十二月六日搬出

九、審査員　農林技官　県官、各組合技術員

一〇、共進会進行

区分	開会	審査開始	審査会議	授与式	祝宴
時分	午前八、〇〇	午前九、〇〇	自、一、三〇 至、一、五〇	自午后二、〇〇 至〃三、〇〇	午后三時

県南連合畜産共進会収支計画書

収入

科目	金額	摘要
一、負担金	二五、〇〇〇	参加組合負担金二〇、〇〇〇、地元組合五、〇〇〇
一、助成金	五〇、〇〇〇	矢吹町
計	一六五、〇〇〇	

支出

科目	金額	摘要
一、賞金	三一、四〇〇	馬八、〇〇〇円、牛八、〇〇〇、緬羊五、四〇〇円
二、賞牌	九、八〇〇	馬一四ヶ、牛一四ヶ、緬羊一四ヶ
三、賞状	二、五〇〇	九枚三、五〇〇
四、施設費	三〇、〇〇〇	既舎一〇、〇〇〇円、会場一〇、〇〇〇、宣伝一〇、〇〇〇円
五、審査打合	二三、〇〇〇	諸掛
六、曳付手当	九、〇〇〇	馬牛一頭五〇〇円、緬羊三〇〇円
七、事務費	五、〇〇〇	事務雑費
八、祝宴費	七三、〇〇〇	記念品四〇、酒肴三〇〇人分
九、予備費	二、八〇〇	
計	一六五、〇〇〇	

〔町有　昭28「矢吹町会議録」抜粋〕

一四九〔昭和三六年農産処理工場建設の請願〕

請願書審議の件

矢吹町大字矢吹字花咲山二番地佐藤正三外一六四名から別紙の

とおり請願書が提出されたのでこれを審議するものとする。

昭和三十六年十月九日提出

提出者

紹介議員　吉田義雄、井戸沼俊顕、小針清左ヱ門、吉田義正、近藤正三、佐久間伊佐三、猪合重美、遠藤竜三、円谷昌幸、小針三男、柏村加十、斉藤(斎)久次郎、星直喜、安藤悌蔵

請願書

農業基本法の国会通過によって日本の農林行政が何らかの形に於て大きく転換する角番に立たされております。

耕種農業の衰退と畜産農業の発展は単なる日本国内だけの問題でなく世界的な要請だと思います。殊に酪農の発展は穀菽類を陵駕し国民の食生活に革命をもたらすことは歴史の発展法則であり数年をまたずして到来するものと思われます。先進地はそのための施策に万全を期しております然し乍ら現在国の酪農施策は生産と販売の流通過程施策の件で必ずしも万全とは言いません。全県の中に於ても乳業独占資本に対する生産者の熾烈な斗いも数度繰返されて来ております。之は一社独占のあくなき搾取に対する抵抗の歴史であったわけであります。一社独占により県の乳価は栃木県の乳価と比して一升（一、八七五瓩）拾円も安い現状で当町よりも乳牛が栃木県に流れ乳牛の頭数が減少しだしましたので吾々は西白河酪農組合及県酪農連並に県畜産課を説得致し東京送乳を断行し生産者農民の要求を具現し酪農界の刮目する処となりました。然し吾々は福島県一社独占から二社競合と真の生産者農民の自覚と経験の中から新しい段階に止揚される秋を知りここに福島県南酪農共同組合を結成し今日に至っている次第であります。先に新農村建設事業によりミルクプラントが建設され又現在グリコ東京協同乳業KKと提携し一金参百五拾万円也の投資により近代的なコールドステーションの建設の運びとなったわけであります。これは単なる当組合の発展のみでなく当町が畜産処理工場集荷町として将来の当町計画の一翼を荷っているものと思考され田園都市と呼称されている当町があらゆる農産処理工場の建設は町民の要請であるそれは一辺の角度からみた透視図でなく全体の角度からみた俯瞰図として大所から洞察されなければならないと思われます。吾々酪農民が一社独占の走狗となり自ら命を断つ愚をさけ現在の条件の中に於ける業界分布の関係を賢命に判断し徒に観念的になる統合感覚に陥ることなく対処しなければならないと思います。

当組合は先に町当局並に議会の皆様から絶大なる御支援により着々事業が盛運に参っております。つきましては猶一層の拍車と頭初の目的が達成されます様特段の御配慮を御願致して玆に連名で請願する次等であります。

昭和三十六年九月二十日

矢吹町花咲山二

佐　藤　正　三

外一六四名

〔町有　昭36「矢吹町会議録」抜粋〕

一五〇〔昭和三六年畜産振興についての陳情書〕

陳　情　書

これからの農業は米麦だけではやって行けなくなります。

畜産が成長部門だといわれております。

これを盛んにするためにはどうしても町の施策を強化しなければならないと思います。

先に町議会の皆様も畜産の先進地を視察された様に聞いています。

御承知の様に先進地は皆利子補給や補助を計画的にやっております。そのためには畜産振興条例を制定してやることが必要だと思いますのでどうか別紙の畜産振興条例を制定される様玆に生産者の連名の署名簿を相添い陳情するものであります。

昭和三十六年十月四日

矢吹町農業協同組合青年連盟協議会

矢吹町農業協同組合養豚部

〔町有　昭36「矢吹町会議録」抜粋〕

(2)　農業団体

一五一〔西白河酪農協同組合の変遷〕

二、酪農経営の創まりと経過

資料によると『乳べこ』と呼ばれた時代、明治四十四年に西白河郡に飼はれていた乳牛は一八頭、その後、昭和二十四年まで約四十年の間に一八九頭まで飼はれたことがあると誌されてあるが、それは所謂牛乳屋による貸牛が多く、農業経営と結びついた飼育は少なかった。

農家の経営としてはわずかに中畑弥栄開拓地に影山武氏外による三〇頭位と滑津宮本重世氏（故人）外による二〇頭位の集団飼育があったが、これらも第二次大戦により殆んど終息の状態にあった。

その後、当地方の酪農振興に画期的転機をもたらし今日の基礎をなしたものは、昭和二十三年八月、県南農村工業農業協同組合県南工場がその事業経営の一端として北海道、山形より、乳牛六十七頭を導入貸付したことである。

その結果これらの酪農家により白河方部の任意酪農組合が形成された。また矢吹方部には日本酪農講習所が設置され、その

指導により前記の素地の上に盛上り、矢吹方部酪農業協同組合が創立された。

更に西郷の農林省種馬所が種畜牧場となり、最寄りの組合並に農家は、それぞれ三施設の指導のもとに当地方にはじめて農業経営としての酪農が発足したのである。

ふりかえって想えば、まさに壮大なる発足であったことに気づくのである。

昭和二十一年八月　西郷の農林省種馬所種畜牧場となる。

昭和二十二年　矢吹に日本酪農講習所設置さる。

昭和二十三年八月　県南工場乳牛を導入す。

昭和二十七年有畜農家創設維持法が施行され、地区内農業協同組合が、また開拓農業協同組合がそれぞれの制度資金により遂年乳牛を導入してきている。

酪農組合も頭数は少ないが年々貸付を行ってきた。

農家の自己資金による導入も大きく、今日では導入増殖には万全に近い態勢が整っている。

このようにして地区内の酪農は那須山系沿い、山地酪農、阿武隈河筋、水田酪農、矢吹方部畑地酪農の形態をとりながら発展している。

三、酪農組合の変遷

（一）矢吹方部酪農業協同組合

設立認可　昭和二十四年三月二十八日

登記　昭和二十四年四月二十三日

払込済出資金　八万六千五百円

地区　矢吹、中畑、三神、大屋、信夫、滑津、川崎、鏡石、広戸

事務所　矢吹町駅前　佐久間保衡方（登記上は日酪内）

取引先　森永乳業福島工場

輸送方法　鉄道客車便

第一月分受取乳代金　四五、四七〇円九一銭

（二）白河方部酪農組合（任意）

県南工場を中心として形成され、郡内各町村から参加した。

矢吹方部組合の地区からも県南工場から乳牛を借りた農家が参加した。昭和二十四年乳量は一日概ね一石であった。その後、県南工場は県経済連に合併され事業を休止するに至り、組合も方向転換の必要に迫られた。

（三）西白河酪農業協同組合

白河方部組合が前記事情により新しい方向をとる段階になったので、西白河地方事務所の指導もあり、矢吹方部酪農業協同組合に合併加入することになり、昭和二十六年五月十九

日矢吹町保育所に於て総会を開き、定款を変更、名称を西白河酪農業協同組合と改め役員を選出した。

定款変更認可　昭和二十六年五月二十三日

登　　記　昭和二十六年七月二十三日

払込済出資金　十万一千五百円（二十六年度末）

地　　区　白河市並に西白河郡一円

事　務　所　白河市郭内農協団体事務所内（二十七年十一月二十五日県南工場内に移る）

輸　送　方　法　会社側トラックにより石川分工場へ

一月分の乳代金　二一万四百三七円四五銭

このごろ西郷村小田倉に畜産協同組合を中心として栃木県黒磯町にある守山乳業株式会社那須工場と取引をしていた。その乳量日産約三石であった。

（四）西郷村酪農業協同組合

西郷村には昭和二十三年頃より前記県南工場貸付乳牛を主体とした既成農家、或は開拓資金導入による西郷、白坂地区の開拓農家によって酪農が育っていたが、特に昭和二十六年十月、西郷村農業協同組合による岩手県より五〇頭の大量導入と開拓組合屢次の導入とをみたので、同村の農業振興の見地から組織の必要に迫られ、昭和二十七年七月、西郷村酪農業協同組合が創立された。

同組合は村当局及び各関係農協の支援の下に昭和三十一年四月合併に至るまで西郷村内酪農発展に大きな役割を果した。

創立年月日　昭和二十七年七月二十八日

当初払込出資金　十三万五千円

地　　区　西郷村及び白河市

事　務　所　西郷村大字熊倉字火打山一三六

取　引　先　昭和二十七年十二月一日より守山乳業株式会社を離れて森永福島工場と取引を変えた

輸　送　方　法　小型四輪車による村内七ヵ所の集乳所を設置した

第一月の乳代金　四十万五千三百円

（五）酪農組合の合一

西白河、西郷、両酪農組合は県経済連より県南工場牛乳処理施設及び貸付乳牛四十九頭の譲渡を受け、昭和二十七年十二月一日より市乳事業の共同経営を開始した。また当地方の集約酪農地域指定についても共同歩調をとってきた。

昭和三十一年九月十八日、阿武隈川上流集約酪農地域に地区内全市町村が指定されるに至り、組織合一の気運高まり、両組合首脳者の数次に亘る慎重協議の結果、合併することに

意見の一致を見、昭和三十一年四月三十日、白河市立第二小学校講堂に合併総会を開催し、組合員の賛否を問い満場の賛同を得て合併を議決した。

ここに名実共に西白河酪農業協同組合が、地方酪農振興を担ってその雄姿を現はしたのである。

合併認可　昭和三十一年七月十日
登記　昭和三十一年八月十日
事務所　白河市昭和町九十五番地
合併第一月分の乳代金　二百八十三万三千百六十五円
現在事務所　処理場、土地取得登記　昭和三十一年十月十五日
事務所　増築、倉庫建築　昭和三十二年十月二十一日

〔昭33「創立十周年記念大会資料」抜粋〕

一五二〔福島県南酪農組合連合会一〇年誌〕

連合会十年誌

昭和三十五年十一月一日

昭和三十四年に矢吹町酪農組合で新農村建設事業として牛乳処理所の建設をみました。その後、矢吹町酪農組合、三神酪農組合、中畑酪農組合以上三組合によりグリコ東京協同乳業株式会社と生乳の取引を締結致し、市乳処理（学校給食牛乳及び市販牛乳）も従来通り行う。

昭和三十六年三月一日

福島県南酪農組合連合会（三神、中畑、矢吹の各酪農組合を総合する）の創立総会を開き当連合会が発足、当時日量一、〇五〇kg。事務所を矢吹町車田氏宅に借家事業を開始、施設については矢吹町酪農組合の御理解ある処理によりまして従来の施設を現状のままで使用することが出来ました。

昭和三十六年六月一八日

コールドステーション建設によるストレージタンク到着容積三、七五〇kg

昭和三十六年七月一日

新事務所建設完了現在地に二階建の事務所を置く。

昭和三十七年二月十七日

タンクローリ車による東京直送開始

昭和三十七年五月十七日

第二回通常総会開催於矢吹小学校作法室

昭和三十八年八月三十一日

グリコ東京協同乳業株式会社との取引を停止

明治乳業株式会社との生乳の取引契約を締結

昭和三十八年九月一日
　明治乳業株式会社との生乳の取引開始又市乳処理工場の委託処理を締結
昭和三十八年九月十五日
　（臨時総会において）生乳の取引メーカー変更による承認
昭和三十九年五月九日
　第四回通常総会を開催町体育館
昭和四十年五月八日
　第五回通常総会を開催　於商工会館
昭和四十一年四月三〇日
　第六回通常総会開催　於商工会館
昭和四十二年五月二日
　第七回通常総会開催　於商工会館
昭和四十三年五月十七日
　第八回通常総会開催　於商工会館
昭和四十三年九月三〇日
　市乳委託処理契約解除
昭和四十三年一〇月一日
　指定生乳生産者団体員外加入
　福島県開拓農協連を経由する
昭和四十四年五月八日
　第九回通常総会開催　於商工会館
昭和四十四年六月三日
　事務所新築移転
昭和四十四年八月二十五日
　飼料倉庫改築工事完了
昭和四十四年九月一日
　集乳量増加に伴う受乳ホームの増設並に受乳場下屋の増設をなし受乳の万全を期す。

〔昭45「第10回通常総会資料」抜粋〕

一五三〔昭和二三年三神村に二農協設立〕

県庁に農業協同組合課新設

昭和二二年十二月二十七日、県庁の経済部に、農業協同組合課（課長佐久間敏前副知事、現福島テレビ社長）が新設され、チラシ・パンフレットを作成し、農林省発行の「農業協同組合いろは」と合せて、各市町村に配布して推進にあたった。

結果は、総合特殊（養蚕・畜産・開拓など）あわせて三、〇六三の設立をかぞえ、全国農協数三万二千の一割以上を占めるもので、町村あたり実に八・五組合（当時の町村数三六三）で、これは部落単位の養蚕農協が非常に多かったことと組合農協でも一町

村に二組合以上設立された町村が四〇にのぼったためであった。

活発化した設立への動き

わが村でも、藤井英由・松山与一らが中心となり、村の指導協力を得て、協同組合設立に精力的に動きまわった。

農業復興会議の一町村一農協、三段階制組織、組合農協一本の在り方を基本とした方向に従っての活動であった。

しかし、現実には、こうした呼びかけなどにおかまいなしに独自の組織活動が続けられて行った。もともと農協は、設立の自由（発起人十五名以上の農民で設立出来る）や、加入脱退の自由・出資・非出資の自由・民主的組織として、一人一票の議決権の行使など、総会の機能・生産活動の協同化といった趣旨普及が徹底されると、中央・地方を通じて、総合農協の設立運動と特殊農協の設立運動は、はげしく対立し、市町村段階でも、農業会勢力（或いは産組勢力）と、農民組合勢力との対立が主導権争いとなって同じ地区に二つも、三つも農協が設立される結果となっていた。

村内一農協設立！合意の道絶たる

三神村においては、こうした抗争は生じなかったけれども村を形成する南方と北方との地形的な利不便が、大きな争点となり、関係各位の必死の努力もむなしく、遂に話し合いの道は絶たれてしまったのである。

あがった二つの農協旗

一本化ならず

三神村にとうとう二つの農協が誕生した。是が非でも一本化をとの努力も、水泡に帰した。

二つの農協は、三神農業協同組合と、三神中央農業協同組合という名称のもとに、三神農業協同組合は三神村三城目上町七二番地を事務所（現在の本所）とし、三神中央農業協同組合は三神村神田字字東笠ノ内一〇二番地を事務所（現支所）として、それぞれスタートしたのである。

両農協は此の時をさかいに、後半（昭和三十六年）の合併まで独自の道をあゆむこととなったのである。

三神農業協同組合の設立

昭和二十三年三月七日午前十時、三城目澄江寺で設立準備会が開かれた。参集せる農民一二〇名、発起人代表松山与一議長となり、かねて公告する三神村農業協同組合設立趣意書並に目論見書にもとずき組合設立の可否を諮り、満場一致を以って可決した。

直ちに定款作成委員の選任が行われ、作業は順調に進み、創立総会が開かれた。昭和二十三年三月二十五日午前十時、会場は三城目澄江寺である。議長堀井要一、議事録署名人伊藤祐一、坂路栄、小林保丸を指名、出席者二三七名（本人出席二〇六名、委任三一名）のもとに開会された。

議案七件①定款承認の件　②事業計画承認の件　③賦課金の徴収について　④借入最高限度　⑤貸付最高限度　⑥各連の加入と出資　⑦役員選挙をするの内容であった。

三神中央農業協同組合の設立

一方中央農協の設立は、設立発起人藤井隆次外十八名に於て設立準備を開き、円谷祐一郎外十五名を定款作成委員に選任し、設立に必要な作業を進め創立総会にこぎつけた。

昭和二十三年三月二十六日午前十時、神田共同作業場に、同意者一〇四名出席。議長円谷祐一郎、議事録署名者佐藤兼治、鈴木政一のもとに開かれた。

〔昭52「ふりかへる二十五年」抜粋〕

一五四〔昭和三二年三神農協合併のうごき〕

三神地区両農協の合併要請さる。

町の合併がすむと、次に要求されたのは農協合併であった。特に三神地区のように二つの農協の存立は、行政ベースによる合併対照としても浮び上って来たのである。と同時に、すでに第六回県下農協大会で決議している「町村合併に伴う、合理的農協合併の推進」は、三神地区の絶対的条件として、系統上部からの要請も行われ、両農協自体の問題として真剣にとりくむ姿勢が生れて来たのである。

両農協合併推進協議会結成

昭和三十二年一月二十八日、三神・三神中央農協合併推進協議会が結成された。同じ三神村を南北に分け、三神農協・三神中央農協として各々発足してから十年を迎え、遂に懸案の南北統一の機運が盛り上ったのである。

〔昭52「ふりかへる二十五年」抜粋〕

一五五〔昭和三四年三神農協合併理由書〕

合併理由書

三神農業協同組合

三神中央農業協同組合

農協は、農民の団結した経済力をもって、農業生産の増進を図るのが目的であるが、旧三神村に二つの農協が併立し、互いに経済効果を減殺している。

組合員の協力体制並びに利用状況は高水準にあり、事業量・利用率共に限界に達している現況である。

このような現況にある農業経営を持って、地域組合員に最大の奉仕をなすためには、三神・三神中央農協との合併によって、組織及び運営に近代的な合理化を図ることが先決であり、農協近代化への道でもあると痛感し、合併を推進するものである。

〔昭52「ふりかへる二十五年」抜粋〕

一五六〔昭和三六年三神農協合併計画書〕

合併経営計画書

一、役　員　会　三神農協三月十五日
　　三神中央農協三月十六日

二、新旧（設立委員）合同役員会
　　三神農協三月十七日
　　三神中央農協三月十七日

三、部落団体長会議　三神・三神中央共三月十九日

四、部落座談会　三神中央農協三月十九～三月二十二日

五、減資及び増資確約書の取まとめ
　　三月十九日～三月二十三日まで取まとめ
　　三月二十四日に組合に持参。

六、合併財務確認検査　四月十四日～四月十五日

七、合併契約書案基本的事項

①合併の方式＝対等合併（新設合併）とする。

②新設組合の名称＝三神農業協同組合とする。

③新組合の地区＝矢吹町大字三城目・大字須乗・大字神田・大字堤・大字中ノ目・大字明神の区域とする。

④新組合の事務所＝A本所・矢吹町大字三城目字上町七二
　　B支所・矢吹町大字神田字神田東笠内一〇二

⑤新組合の出資一口の金額＝一口五百円とする。
　　最高二〇〇口とする。

⑥新組合の事務範囲＝本所・支所とも従来通りの事務を行い、事務管理は本所が行うものとする。

⑦新組合の設立委員の定数＝三神一三・中央一〇、計二三名とし、現役員がこれに当る。

⑧新組合役員定数＝合併第一年度

選任方法及任期　理事十九名（三神一一名・中央八名）
監事四名（三神二名・中央二名）
任期は一年とする。
合併第二年度
理事（三神一〇名・中央五名）
監事（三神二名・中央一名）
任期は三年とする。
選任制をとる。

⑨欠損金の補てん＝合併に際し欠損金を有する場合は、両組合の責任において欠損補てんを行うものとする。

⑩組合員の協力＝新組合設立後、両組合の組合員は新組合の正常且つ強力な発展のため一致協力して組合事業を推進するものとし、いやしくも新組合の発展を阻害するような言語・行動については充分慎むものとする。

⑪職員＝現員現給で新組合に引継ぎ、本所又は支所勤務配置については、業務規程の定めるところより、新組合長が決定するものとする。

合併後引継財産の中に瑕疵（蛇カ）があったため、新組合が損害を蒙ったときは、両組合の現役員は個人の資格において、連帯して賠償の責に任ずるものとする。

⑫合併基準日＝三十六年三月三十一日
⑬合併総会＝三十六年四月二十八日
⑭合併予定日＝三十六年六月一日とする。

〔昭52「ふりかへる二十五年」抜粋〕

一五七〔昭和四九年白河農協設立方針〕

第一　合併の基本方針に関する事項

一　合併しようとする組合の名称

白河市農業協同組合　関平農業協同組合
吉子川農業協同組合　西郷村農業協同組合
川崎農業協同組合　三神農業協同組合
東村農業協同組合　滑津農業協同組合
大信村農業協同組合

二　合併の目的

わが国の農協は明治三十三年産業組合法制定以来七十余年にわたり、農民の生活を守るための協同組職体として、多くの困難をのりこえて活動を続けてきた。時代の流れと共に農協の組織や事業も変り最近の農業を取りまく諸条件はますま

すそのきびしさを加え激しく変化している。

わが国の経済が資本主義体制のもとに継続するかぎり協同組合の存在と、その目的が少しも失なわれないことを信ずると共に、今日おかれている環境のもとで、将来経済の進展を行政の多様化により変ろうとしている地域経済圏及行政圏を考慮しながら農業の改善と農業生産の再編成のため首都圏農業の確立と広域営農団地の形成、さらには希望のもてる農業農村生活の実現を期しうる農協を作るために勇気と努力を惜しんではならない。

このようなことから農協運動が現在及将来にわたって背負うべき任務に照し、望ましい組織と事業と経営を目指す強力な農協基盤として西白河地方広域農協合併の実現を期し組合員の社会的経済的地位の向上を図ることを目的する。

三　合併の日程

(1)　合　併　基　準　日　昭和四十八年八月三十一日
(2)　合併予備契約締結日　昭和四十八年十月一日
(3)　合併総会開催月日　昭和四十九年一月十五日
(4)　新　組　合　発　足　日　昭和四十九年三月一日

第三　地域農業開発の方向と新組合の役割

1　農業開発計画と営農振興方針

白河地方の農業は、稲作を中心として畜産、野菜、養蚕、そして特用作物等が組入れられ、生産基盤の多様化された稲作複合地帯となっている。

近年、東北自動車道の建設をはじめとする。交通、通信、運輸面等の急速なる発展に伴ない、当地方は今後ますます地理的有利性は進み、首都圏農業に対応して、積極的に取組む必要があろう。

従って、今後組合員農家の所得向上のためには、国、県の農業施策に関連を深め乍ら、農業立地に即した、農業構造改善事業をはじめとする、土地基盤の整備、道路網の整備などに取組み、積極的なる開発計画と強力なる推進が肝要である。これが、具体的方策として、白河地方を一円とした作目別生産団地を造成し、計画的な生産から販売迄の一貫体制を確立し、団地メリットを高め乍ら地域農業の振興と、組合員農家の所得向上をはかって行く。このため新組合に於ては、営農指導体制を強化すると共に、生産組織の育成をはかり乍ら、近代的施設装備を充実し、指導力、資本力、組織力の結集による総合力を発揮すると共に、関係市町村、関係機関団体との連携を密にしながら強力なる推進をはかる。

〔白河農業協同組合「合併経営計画書」抜粋〕

一五八〔昭和四九年白河農業協同組合設立認可〕

福島県指令農経第一一一号

白河市明戸六二番地二
白河農業協同組合
設立委員長　佐　藤　帰　一

昭和四十九年二月二十五日付けで申請のあった下記の農業協同組合が合併して、白河農業協同組合を設立することについて農業協同組合法（昭和二十二年農協法第一三二号）第六五条第二項の規定により認可する。

記

白河市農業協同組合　滑　津農業協同組合
西郷村農業協同組合　吉子川農業協同組合
東　村農業協同組合　三　神農業協同組合
関　平農業協同組合　大信村農業協同組合
川　崎農業協同組合

昭和四十九年二月二十六日

福島県知事　木　村　守　江　印

（福島県白河農政事務所経由）

〔白河農業協同組合文書〕

一五九〔昭和二三年中畑農業協同組合設立〕

農業協同組合設立の経過

昭和二十三年三月二十日　創立総会
三月三十一日　設立認可申請書提出
五月六日　設立認可さる
七月一日　登記完了
七月五日　中畑村農業会より仮契約により資産の貸与をうけ事業を開始翌二十四年農業会の財産を分割請求認可により引継ぐ。

農協の事業開始当時は食糧不足の時代であり、組合員の総意により加工場を新設し精米、精麦、製粉等の設備をなし翌二十四年より製麺事業を開始した。

然し戦後の経済の変動は甚だしく、占領軍の厳しい監督をうけつつ統制経済から自由経済へと移行され米麦、肥料等は登録制度となり雑穀等は自由販売となって来た。幸にして組合員の自覚により米麦、肥料の登録は全部、主要農産物等の集荷は大部分組合になされ農業会当時より引継いだ不良購買品等も遂次償却することが出来た。

〔昭33「農業協同組合設立十周年記念大会」抜粋〕

一六〇〔昭和三三年中畑農協設立十周年記念大会決議〕

決　議（案）

我が中畑農業協同組合も設立以来十周年を経過した。この間われわれは協力一致終始あらゆる困難と闘い一切の障碍を打破し、財務の強化事業の進展に貢献し漸く組合の基礎も安定して来た。

しかし農業及農村をとりまく客観的諸情勢は益々悪化しつつある。即ち食糧事情の緩和と外国農産物の圧迫により農産物の価格は下落し一方独占資本は益々系列化独占化を進め農村に対する搾取を強めてをり不況の二字は遂次農村を踏みつけようとしている。

零細な企業であり経済的に弱い立場にある我々がこうした悪条件に対処して経営と生活を守っていく為には自からの経済を計画化し総力を農協に結集して強力な経済活動を展開する以外にない。

よって我々は十周年記念大会を楔機（契機カ）として決意を新にし組合員同志の温い人間愛を以て農協の旗の下に大同団結し左記事項を実践し以て農家経済の安定と農協の飛躍的発展を期せんとす。

〔昭33「中畑農協設立十周年記念大会」抜粋〕

一六一〔昭和五三年中畑農協設立三〇周年記念大会宣言〕

宣　言（案）

わが中畑農業協同組合も設立以来三十周年を迎え、先輩各位のたゆまない努力により、あらゆる障害を排除し、今日の輝かしい姿となり、発展の基礎が確立された。

然し、農業及び農村をとりまく環境はかってない、きびしいものがあり、農家生活を不安におとし入れている。われわれは、我等のとりでである農協をよりどころとして、一層団結をつよめ、組合員の創意と総意を積みあげて共同活動を強化し、この難関を突破して、かがやかしい未来に向って力強く邁進することを誓うものである。

以上宣言する。

昭和五十三年四月二十五日

中畑農業協同組合設立三〇周年記念大会

〔昭53「中畑農協設立30周年記念大会」抜粋〕

一六二〔昭和二三年矢吹町農業協同組合設立認可〕

二三西経

昭和二十三年三月十三日

西白河地方事務所長　印

矢吹町農業協同組合

発起人代表　伊　藤　八　郎　殿

農業協同組合設立認可について

二月一七日附設立認可の申請のあった農業協同組合設立につき別紙の通り認可の指令があったので送附する。

尚定款第五十条第三項として左記の一項を次の臨時総会又は通常総会に於て加へる様せられたい。

記

前項の規定により余裕金を預け入れる銀行及び前項の規定により余裕金を以て買い入れる。国債証券以外の有価証券の種類は毎年総会の議決を経なければならない。

福島県指令農協第五四五号

西白河郡矢吹町大字矢吹字古宿

五十三番地

伊　藤　八　郎

外三十三名

昭和二十三年二月十七日附申請による矢吹町農業協同組合設立の件認可する

昭和二十三年三月八日

福島県知事　石　原　幹市郎㊞

〔矢吹町農業協同組合文書〕

一六三〔昭和二三年矢吹町農業会から農協への移管〕

福島県指令二三西経第一二八号

矢吹町農業協同組合

昭和二十三年八月十日附で申請のあった矢吹町農業会の有する財産の貸与に関し同会に対する協議請求の件認可する

昭和二十三年八月十二日

福島県知事　石　原　幹市郎㊞

福島県指令二三西経第一二九号

矢吹町農業会

昭和二十三年八月十日附で申請のあった資産処分の件（固定資産有価証券講買品加工品を矢吹町農業協同組合貸与の件）認可する

昭和二十三年八月十二日

福島県知事　石　原　幹市郎㊞

福島県指令農協第四八六号

西白河郡矢吹町

矢吹町農業協同組合

昭和二十四年三月十五日附を以て申請のあった西白河郡矢吹町農業会に対する財産分割請求の件は昭和二十二年法津第一三三号

農業協同組合の制定に伴う農業団体の整理等に関する件第五条第一項の規定によりこれを認可する。

昭和二十四年三月二十八日

福島県知事　石　原　幹市郎㊞

〔矢吹町農業協同組合文書〕

一六四〔昭和二三年三神村農業共済組合設立〕

三神村農業共済組合設立登記申請書

一　名　　称　三神村農業共済組合

一　事　務　所　福島県西白河郡三神村大字三城目字上町七十二番地

一　登記の目的　三神村農業共済組合設立の登記

一　登記の事由　昭和二十三年二月二十日設立認可ありたるに因る

一　登記事項

一　目　　的　この組合は組合員が不慮の事故に因って受けることのある損失を相互に補塡するため農業災害補償に基づいて共済事業を行ふ

一　名　　称　三神村農業共済組合

一　区　　域　福島県西白河郡三神村の地区

一　事務所　主たる事務所　西白河郡三神村大字三城目字上町七十二番地

一　設立認可年月日　昭和二十三年二月二十日

一　理事の氏名及住所

福島県西白河郡三神村大字三城目字下町五十三番地

堀　井　要　治㊞

（外　四名）

〔「矢吹農業共済組合沿革綴」抜粋〕

一六五〔昭和二三年中畑農業共済組合設立〕

福島県指令書第三六一号

西白河郡中畑村大字中畑字

根宿二一八

佐　藤　吉之助

外十四名

昭和二十三年三月二十一日附申請に依る中畑農業共済組合設立の件認可する。

昭和二十三年三月二十七日

福島県知事　石　原　幹市郎㊞

〔「矢吹農業共済組合沿革綴」抜粋〕

一六六〔昭和二三年矢吹町農業共済組合設立〕

福島県指令第二〇〇号

西白河郡矢吹町大字矢吹字
西古宿五三
伊藤八郎
外三十三名

昭和二十三年二月十七日附申請に依る矢吹町農業共済組合設立の件認可する。

昭和二十三年三月三日

福島県知事　石原幹市郎㊞

〔「矢吹農業共済組合沿革綴」抜粋〕

一六七〔昭和三一年農業共済組合の合併〕

福島県指令農政二二七号

西白河郡矢吹町大字矢吹字
西側八十五番地
矢吹町農業共済組合
理事酒井占雄
外十五名

昭和三十一年三月二日付をもって申請された左の農業共済組合を合併して矢吹町農業共済組合設立の件認可する。

昭和三十一年三月二十日

福島県知事　大竹作摩㊞

矢吹町農業共済組合
中畑農業共済組合
矢吹町三神農業共済組合

〔「矢吹農業共済組合沿革綴」抜粋〕

一六八〔昭和三二年三神森林組合事業報告〕

事業報告書

事業経過の概要

昭和三十二年度における組合事業としては造林事業に重点を置き山林所有者の指導督励に勉めたのであるが組合員数の多い割合に個人的に見た場合山林所有面積が少ないのと大部分雑木の小立林が多いので造林の申請件数が少なくして造林目的を完全に達成出来得なかったことが甚だ遺憾に思ふ次第であります。今後の目的とするところは林種の転換を行い益々造林意欲を推進して行く考いである。組合の目下の状況に於てはあまりにも少ない事業にて組合の維持運営にも困難するような状況にあり遺憾に堪いない次第であります。町村合併に伴い森林組合の地区を拡大して山林面積を多くし専ら山林事業に推進し組合の発展を考いることが目下の急務である。次に苗木の共同購入の問題並に木材の委託販売

事業等組合の事業とし大事な事であるが其の期に至らず甚だ遺憾に堪ない次第である現在の急務とするところは町村合併に伴い森林組合を拡大して専ら森林事業を推進して充実した組合を確立することを切望する次第である。

〔昭32「三神森林組合業務報告書」抜粋〕

一六九〔昭和四二年度林業の報告〕

3　林業振興

林業の振興は低位生産の雑木林をまつ、すぎ、などの針葉用材林に転換することを方針として指導している。

年度別造林実績

区分 / 年度	面積	補助金	造林率	杉の率
三六	一五・七五ha	一四、六〇		七一・五
三七	二七・四五	五五、〇一〇		七五・四
三八	二七・三五	五五、四八〇		六五・七
三九	三五・〇三	八七九、三一〇		五五・五
四〇	三一・一九	七八六、一九五		六九・三
四一	二五・七三	五四三、一四〇		七四・二
四二	二二・七九	四六二、三五〇		四六・五
計	一八五・二九	三、九三六、〇五五	九・七	六六・三

矢吹町森林総面積一、八九六ha（民・国・県・公有）

1、森林組合合併

林業振興の担い手とゆうべき森林組合の強化を図るため県の指導方針にもとづき西白河地方市町村と協力森林組合の広域合併を推進し当町における三神・矢吹の両森林組合もこれに合併加入することを指導し両組合ともそれぞれ総会を開き合併加入を決めた

〔町有　昭43「矢吹町会議録」抜粋〕

一七〇〔昭和四六年西白河地方農業機械運営組合の解散〕

福島県西白河地方農業機械運営組合の解散について

地方自治法（昭和二十五年法律第六七号）第二八八条第一項の規定により昭和四十六年三月三十一日限り福島県西白河地方農業機械運営組合を解散するものとする

昭和四十六年三月十二日提出

矢吹町長　大木代吉

〔町有　昭46「矢吹町会議録」粋抜〕

一七一〔白河営林署苗畑沿革〕

Ⅱ　沿　革

1　矢吹第一苗畑

当苗畑は、往時旧白河町十三原地内にあって、面積約一九、五haを有していたが、昭和十四年に農林省種羊場白河支場（現農

林省白河種畜牧場）として同省に所属替し、この代替地として当時県有地であった現在地に移り、その後開墾整備が進められ、現在の苗畑規模となった。

2　矢吹第二苗畑

当苗畑は特別経営時代に開設され、当時は現苗畑の北接地約五〇ha（現在農地所属替により田畑となっている。）を含む七〇ha余の団地で、約二十五haの育苗地を有していたが、特別経営の終了とともに閉鎖され、普通林地に帰した。その後太平洋戦争前後にかけて食糧増産のため開墾され、昭和二十八年に開墾を終了、苗畑の機械化に伴い漸次整備拡充され、一八ha余の育苗地を有するまでになったが、育苗地約一・五haが目下工事中の東北縦貫自動車道となり、現在に至っている。

Ⅲ　面　積

苗畑名	育苗地	防風林	道路敷	建物敷
矢吹第一中畑字陳場	二八・八六八 m²	三四・七三三 m²	一〇・六六三 m²	四・〇四〇 m²
矢吹第二大和久字井戸尻	一六五・八八〇	四一・六三四	一八・六四〇	一〇・八〇三
計	二八四・七五八	六六・三五六	二九・三〇三	一四・八四三

苗畑名	採穂園	採種林	採草地	その他	計
矢吹第一中畑字陳場	一〇・二三五 m²	— m²	九三四 m²	三〇・一三五 m²	一八九・五一四 m²
矢吹第二大和久字井戸尻	三一・三八〇	三一・五一六	—	四三・七九	三一五・五六一
計	四一・四九五	三一・五一六	九三四	六三・八九三	五〇五・〇七五

〔昭48「苗畑概要」白河営林署　抜粋〕

一七二〔昭和二六年県立矢吹竹木工芸試験場誘置運動〕

議案第四十八号

福島県立矢吹竹木工芸試験場誘置の件

県内に豊富なる竹材及木材資源を活用し本町に「県立矢吹竹木工芸試験場」を新設し県内産業の一大振興に寄与せんが為め速かに誘置方を県議会及県当局等に対し矢吹方部町村と提携して強力なる運動を実施するものとする

昭和二十六年五月二十七日提出

矢吹町長　仲　西　正　次

〔町有　昭26「矢吹町会議録」抜粋〕

(3)　開拓と用水

一七三〔昭和三一年羽鳥ダム完成〕

きょう盛大に落成式

日本一の土堰堤を誇る羽鳥ダムの落成式はきょう十一日午前十時から矢吹小学校講堂に水没部落民五十七戸の人々をはじめ、農

林省、県、関係市町村、矢吹原土地改良区、工事請負者の三幸建設など約五百名が出席して開かれる。農林省白河矢吹開拓建設事業所が矢吹町に設けられてから十六年目、太平洋戦争のために事業中絶の憂目にあったり戦後の苦しい経済事情に悩まされたりしながらもついに歴史的な完成の日を迎えた関係者の、喜びはまたひとしお。「滄桑の変」という古い言葉を文字どおり平和な田園から一大人造湖に移り変った故郷の姿に接する水没農家の人々の感慨はとりわけ複雑なものがあろう。ここにしるすのはこれら多くの人々の哀歓をよそに、日本海と太平洋の分水嶺、岩瀬郡天栄村の山中にいまその威容をあらわした羽島ダム築造の歴史であり、関係者へのはなむけの言葉でもある。

〔昭31・11・11「福島民報」記事　抜粋〕

一七四〔農林省白河矢吹開拓建設事業概要〕

東北農政局羽島ダム管理事務所
農林省白河矢吹開拓建設事業

概　要　書

福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥字
水上五の一
岩瀬湯本局二一番

昭和三十八年二月作製

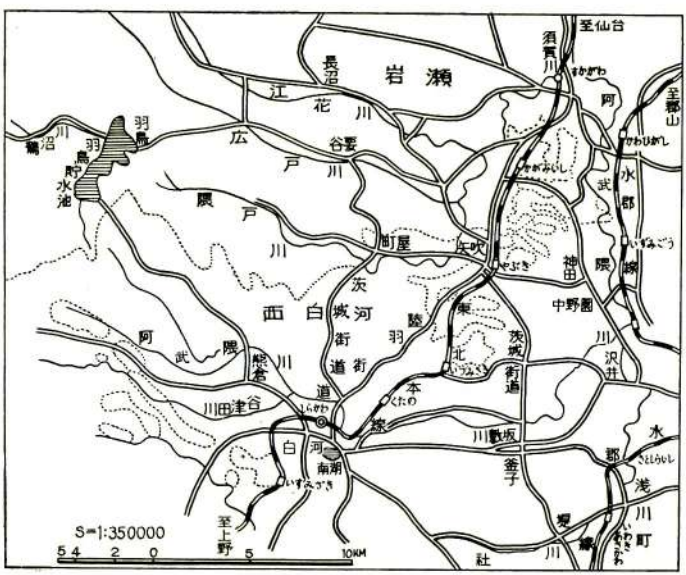

事業の概要

本事業地区は白河及び矢吹の二地区よりなり白河地区は旧白河軍馬補充部用地の開発で主として開畑計画であり昭和二十七年幹線道路の完成と共に完了地区となった。

矢吹地区は県の西南部、岩瀬、西白河の両郡並に須賀川市にまたがり、矢吹町を中心地とする所謂矢吹原一帯であって、往時は地元各村の入会地として使用し行方原と称せられた。その面積三千七百余陌で、一市一町三ヶ村に関係している。本地地盤の標高は、特殊の丘陵地及び低湿地を除く他は三〇〇米内外の地域最も広く地勢は大体に於て本地区の東端を流れる阿武隈川に向って緩傾斜をなし、多くは腐植物壌土から成る第四紀古層で作物の生育に好適である。

本地区開発の沿革を見るに、明治天皇東北御巡幸の際、広漠たる本地区が何等利用せられざるに御目を止めさせられ地方開発のため、岩瀬郡鏡石村地内を卜し宮内省直営の農場を設けさせられたのに端を発し、現在日本畜産株式会社農場として経営しているのは即ちその後身である。

明治十八年二月矢吹町、星某、岩瀬郡天栄村羽鳥部落地内に丘堤を設け鶴沼川の流水を貯溜し、隧道により西白河郡西郷村真名子に導水し阿武隈川を利用し、白河市大沼地内穴丘(ママ)より分水し本地区内の一部を開田する計画を樹て、又明治三〇年には前計画を変更して猪苗代湖より疎水し、安積郡舟津村から追分峠及び牧の内を経て本地区内に達する計画として申請したが、遂にその目的を達すること得ず中止となった。大正四年地元有志相謀り、本地区開田の実施計画を福島県知事に申請し、県は吏員を派して岩瀬郡天栄村地内羽鳥貯水池を築造し、流域を変更して隧道により一旦隈戸川に導き途中分水して本地区に導水し得ることを確実にするを得たが、議熟せず実施に至らなかった。

越えて大正八年角田某等発起して事業実施につき奔走したが、又実現に至らず大正十三年農林省土地利用計画を実施するに至った。

大正十三年五月作成せられた土地利用計画に基き、昭和二年五月大規模開墾計画に着手し、土地利用計画を訂正補修して、昭和五年これが完成を見たが、その後事業の縮少及び水源地地質の関係等により、更に計画を変更する要に迫られ昭和十四年五月以来これが調査に着手し、玆に開墾計画を樹立した次第である。

本地区開田の主要水源は、岩瀬郡天栄村羽鳥地内に利用容量約二七、三二一、〇〇〇立方米を有する一大貯水池を築造し隧道によりて一旦隈戸川に導き西白河郡大信村大字下小屋字日和田地内より新たに導水路を開鑿し、西白河郡泉崎村に至り、概ね国道四号線に沿ひて北進し岩瀬郡鏡石村で終るもので途中必要に応じ支溝(幹線水路)を分派し開墾地を支配する予定である。

以上の組織により、各支溝(幹線水路)は更に夫々小水路を分派して、各地区に導水せしめ、約一六〇〇町歩の新開田地(地目変換を含む)を得る見込であり、外に開墾により六五九、六五町歩の畑を得る見込である。

① 貯水池工事

名称	数量	形状寸法	摘要
堰堤	一ヶ所	堤高 三六・八〇m 堤長 一六九・四八m 頂巾 四・〇m 深（最大 八・〇m）	天端標高 六九〇・〇〇m 堤体積 三八、一〇七m³ 満水深 三一・一〇m 総貯水量 二七、三二一、〇〇〇m³ 有効貯水量 二五、九四七、九四〇m³ 最低有効水位 六六四・〇〇m 集水面積 四、三六九陌
仮排水隧道	二六〇・六m	半径 二・七m 馬蹄形	コンクリート巻立
余水吐溢水路	一二三・〇〃	底巾 四・〇m 深（最大 八・〇m）	側溝余水吐 コンクリート舗装
余水吐放水路	一三三・〇〃	人口底巾七・〇m 深一〇・〇m、末端 五・〇m 深六・五m	〃
取水開渠	五五〇・〇〃	底巾 一・五m 上巾 三・三m 深 二・二m	練石積
取水装置	三四・二〃	巾 一五m 八孔	斜樋鉄鋼製
取水隧道	二、〇八二・三〃	半径 一・三m 標準馬蹄形	コンクリート 巻立 Qmaxm 五・七五m³
鶴沼川放水設備	二六〇・六〃	鋳鉄管径 一・〇m、長＝一七九・〇m、隧道長＝二五〇m	ベンチュリメーター 一ヶ所 装置 一・五m

② 頭首工々事

名称	数量	構造	摘要
土砂吐水門	一ヶ所	軀体鉄筋混凝土 巾 一・三m 四連 スルースゲート門扉	下流床固め深凝土 巾 三一・二m
溢流堰	〃	長 一八・〇m、高 三・一、軀体玉石混凝土表面割石張	〃 木工沈床五層 巾 八〇m
取水水門	〃	軀体鉄筋混凝土 巾 一・三m、三連 スルースゲート門扉	

名称	通水量	延長	勾配	面断 底巾	面断 水深	面断 内法	摘要
地区外導水幹線							
開渠	五・七五㎥/S	四、〇九九・二m	一、二〇〇分の一	一・五m	一・七m	〇・五	
隧道	〃	三、〇一一・七〃	六〇〇分の一	半径一・m標準	余間	〇・三m形	
掛樋	〃	三一・〇〃	一、〇〇〇分の一	一・八m	一・七m	直	
伏越	〃	二三〇・一〃					
地区内導水幹線							
開渠	五・三～一・四㎥/S	八、九三五・四四m	二、〇〇〇分の一	二・〇m 一・三五〃	一・五m 一・〇〃	〇・五～〇・四	No.一 延長三九・七m 径一・三 三連（ヒーム）
隧道	〃	三〇〇・三一〃	一、〇〇〇分の一	二・〇〃	一・四七〃	（アーチ）	No.二 三〇・四m 径一・五 二連（〃）
暗渠	〃	六一〇・二一〃					一ヶ所
掛樋	〃	三一・五〇〃					三ヶ所（内蓋板 一七・二四m）
伏越	〃	二六〇・五二〃					一ヶ所
その他	〃	一三四〇三〇〃					三ヶ所
							遊水池

名称	通水量	延長	勾配	面積 底巾	面積 水深	面積 内法	摘要
地区内幹線水路							
信夫第一	〇・〇四七	五五・三m	六〇〇分の一	〇・四〇m	〇・三〇〃	直	支配面積 一〇・九二町
〃第二	〇・一八六	一、四一三・八五〃	〃	一・〇〇〃	〇・三五〃	〃	〃 四三・三二〃
川崎第一	〇・八八三	六、五一一・二〇〃	二、〇〇〇分の一	一・五〇〃	一・〇〇〃	〃	〃 二〇五・一〇〃
〃第二	〇・二一六	一、二八八・二八〃	〃	〇・九〇〃	〇・四五〃	〃	〃 五〇・三一〃
中畑第一	〇・三二六	二、七一六・四七〃	〃	〇・九〇〃	〇・五〇〃	〃	〃 七五・七二〃
〃第二	〇・二一三	二、一一六・四七〃	〃	一・〇〇〃	〇・五〇〃	〃	〃 四九・三五〃
矢吹第一	〇・〇九六	一、三〇九・一七〃	一、〇〇〇分の一	〇・五〇〃	〇・三四〃	〇・四	〃 三三・二八〃
〃第二	〇・三五五	三、〇七五・八六〃	二、〇〇〇分の一	一・二〇〃	〇・六〇〃	直	〃 八二・四三〃
〃第三	〇・九七五	六、七四四・五〇〃	〃	一・八〇〃	一・〇〇〃	〃	〃 三三六・三二〃
〃第四	〇・二八一	一、八二九・四五〃	〃	一・〇〇〃	〇・四七〃	〃	〃 六五・三七〃
〃第五	〇・一七四	九七五・〇〇〃	〃	〇・九〇〃	〇・四五〃	〃	〃 四〇〇・三五〃
大池西	〇・三六三	二、七一四・六四〃	〃	一・七四〃	〇・四〇〃	〃	〃 八四・二〇〃
鏡石第三	〇・六一四	五、三九五・二四〃	〃	一・二〇〃	〇・六五〃	〃	〃 一四二・五九〃
〃第四	〇・六六八	一、七〇〇・二〃	〃	一・三〇〃	〇・七〇〃	〃	〃 一五五・一一〃
浜田須賀川	一・二一一	七、四三三・一一〃	〃	一・五〇〃	〇・九五〃	〃	〃 三五八・一九〃
鏡石放水路	〇・一四四	一、七四七・〇三〃	〃	一・三〇〃	一・〇五〃	〃	〃 三三・四一〃
直接分水	〇・二三五		〃				〃 五四・六六〃

④ 地区面積

地区名	地区面積	摘要
白河地区	三、〇二九・〇〇町	白河市、西郷村
矢吹地区	三、〇六六・七一〃	矢吹町、大信村、泉崎村、鏡石村、須賀川市

⑤ 計画開墾面積

地区名	開出	開畑	計	摘要
白河地区	六五・八町	五四八・三六町	六一三・九四町	
矢吹地区	一、六〇〇・〇〇〃	六五九・六五〃	二・二五九・六五〃	

⑥ 計画入植戸数

地区名	純入植	増収	計	摘要
白河地区	五〇〇戸	三九戸	七三七戸	
矢吹地区	五〇〇戸	一、八〇〇戸	二、三〇〇戸	

⑦ 一戸当土地配分計画

事項	開田	開畑	宅地	其の他	計
白河地区 入植	〇・九〇町	一・〇〇町	〇・一〇町	〇・三〇町	二・三〇町
白河地区 増反	〇・一三町	一・四〇町	〇・〇五町	四・〇〇町	五・五八町
矢吹地区 入植	〇・三六〃	〇・三〃	〇・六五〃	〇・五〇〃	一・五八〃
矢吹地区 増反		〇・三〃		一・〇〇〃	一・三〇〃

⑧ 建設工事費年度割事業費

総事業費　二、八三四、〇二四、〇〇〇　建設工事予定期間、開始昭和一六年　四月、終了予定昭和四〇年　三月

年度	昭和二年迄	昭和　三年	昭和　四年	昭和　五年	昭和　六年	昭和　七年	昭和　八年	昭和　九年
事業費	一九、九三五、七三八	一九、五八七、三八二	二八、〇〇五、八二五	七五、六九九、九七四	二七八、三四二、四〇四	三一九、九九九、七六五	三五九、九二〇、七五九	三四八、七八六、二三九
年度	昭和三〇年	昭和三一年	昭和三二年	昭和三三年	昭和三四年	昭和三五年	昭和三六年	昭和三七年
事業費	一九六、六四八、六八九	一三三、七五一、四九五	一三一、六三五、八二七	一〇八、〇六七、二四五	九八、七〇三、〇四一	四九、〇一一、一〇八	一〇四、九三六、〇三三	一五〇、〇〇〇、〇〇〇

昭和三八年以降　一三〇、〇〇〇、〇〇〇

⑨ 幹線排水路

名称	集水面積	排水量	延長	勾配	断面 底巾	断面 水深	断面 内法	摘要
川崎幹線	六三一・五 ha	六・二 m³/S	三、八五五・〇 m	六〇〇分の一	二・八 m	一・二 m	〇・五割	土水路
中畑幹線	六三〇・〇	六・七	一、二九四・〇	六〇〇分の一	二・〇	一・四	〃	〃
三城目幹線	一、六七一・〇	一四・六	五、八〇五・〇	六〇〇分の一	五・五	一・四	〃	〃
三神幹線	六九一・〇	五・七	四、二四八・〇	五〇〇分の一	二・二	一・二	〃	〃
浜田幹線	一、二九六・〇	一三・〇	六、〇三〇・〇	六〇〇分の一	五・五	一・三五	〃	〃
高久田幹線	五〇二・〇	四・九	二、四四〇・〇	五〇〇分の一	二・〇	一・一	〃	〃
日畜幹線	一五九・〇	一・五	一、一〇〇・〇	四〇〇分の一	一・〇	〇・八	〃	〃

⑩ 放水路

名称	通水量	延長	勾配	断面 底巾	断面 水深	断面 内法	摘要
矢吹放水路	〇・一七 m³/Sec	一、一三四・〇 m	一、〇〇〇分の一	〇・七 m	〇・四五 m	直	コンクリート舗装
鏡石放水路	一・〇〇	一・七四七・〇	一、二〇〇分の一	一・二	一・〇五	〃	〃
須賀川東放水路	一・〇四	八一〇・〇	一、二〇〇分の一	一・〇	〇・五五	〃	〃
須賀川西放水路	〇・四〇	一、〇三三・〇	一、〇〇〇分の一	一・〇	〇・五五	〃	〃
川崎放水路	〇・四四	六八〇・〇	五〇〇分の一	一・〇	〇・六〇	一・五割	土水路
踏瀬放水路	一三・七〇	一、八〇〇・〇	五〇〇分の一	三・〇	一・九〇	一・二〃	〃

⑪ 幹線道路

地区名	巾員	延長	摘要
矢吹地区	四・五 m 四・五 〃	七〇、〇八〇・〇 m 二、三三〇・〇 〃	
白河地区	四・五 〃 六・〇 〃	一七、七三〇・〇 〃 八、三三〇・〇 〃	

⑫ 完成熟地増産予定量

種別	地区名	面積	計	増産石数
田	矢吹地区 白河地区	一、六〇〇・〇〇町 六五・五八 〃	一、六六五・五八町	一、六六五・五八町×二八・四＝四七・三〇二石　（米換算）
畑	矢吹地区 白河地区	六五九・六五 〃 五四八・三六 〃	一、二〇八・〇一 〃	一、二〇八・〇一町×二五・二八四＝三〇・五四三石（米換算）

工種	事業量	総事業費	三六年度迄	三七年度予定	三八年度以降	摘要
Ⅰ 建設工事費		二、八二四、〇二四	二、五五四、〇二四	一五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	
1 貯水池		一、〇三一、九七三	一、〇二四、九四四		七、〇三〇	
2 頭首工	一ヶ所	三三、一〇八	三三、一〇八			
3 地区外導水幹線水路	七、三六、九四四	一八九、七一〇	一五五、五三〇	三、一〇二	三一、〇八〇	
4 地区内導水幹線水路	九、八七六、四七	三〇〇、三三一	一七九、二四一	一、六三一	一九、三五八	
5 地区内幹線用水路	四五、八三四、六七	三四三、〇一〇	三一七、四三六	一七、八二九	六、七四五	
6 地区内幹線道路	三、三〇九、七〇	五六、九四一	四五、九〇六	四、一〇	六、八五五	
7 排水幹線水路	二四、五九三	一三〇、〇三八	八三、〇五五	二九、三七	一七、三五九	
8 放水路	七、一九四、八八	八三、〇五五	四〇、九二五			
9 白河地区	一式	四〇、四九五	四三、四九八			
雑工事	一式	三五、二四一	三四、三九七			
その他地	一式	七四二、二三八	六〇七、八九四	九三、八六六	四一、六六八	三七年度以降のその他欄の主なるもの下記の通り 残排水利用揚水工事　六〇、七五六 ダム仕上げ補強　三三、八七三 営繕及び宿舎費　一、二九五 測量試験費　二、一〇〇 船舶機器費　二、二七〇 用地補償費　二一、九八三 工事事務費　三三、〇四九
Ⅱ 附帯工事費		一〇〇、七八〇、一七				
1 道路		三四、二四八、九〇				
2 水路		六六、四三一、二七				
3 その他						
Ⅲ 開墾作業費		二、二五九、六五				
1 開田		一、六〇〇、〇〇				
2 開畑		六五九、六五				
合計		三、四七四、一三六				

〔農林省白河矢吹開拓建設事業概要書抜粋〕

一七五〔羽鳥用水の水利用状況〕

羽鳥用水利用

年度	受益地積	利用期間 自	利用期間 至	かんがい水量	組合員数
昭和三三	一、四三〇・八七 ha	四・一	九・一五	二八、一六一、一七〇 m³	二、一七三
三四	一、四三〇・八七 ha	四・一	九・一五	三三、八〇一、八九四	二、四〇七
三五	一、四三〇・八七 ha	四・一	九・一五	三六、一三三、九四〇	二、五八九
三六	一、四三〇・八七 ha	四・一	九・一五	三七、四〇七、五六六	二、六一八
三七	一、四三〇・八七 ha	四・一	九・一五	三九、一六九、一九六	二、六五五
三八	一、四三〇・八七 ha	四・一	九・一五	三六、九八三、二四四	二、六六一
三九	一、四三〇・八七 ha	四・一	九・一四	三五、〇一八、一五八	二、六七一
四〇	一、四三〇・八七 ha	四・一	九・一〇	三六、〇七六、八八九	二、六七一
四一	一、四三〇・八七 ha	四・一	九・一〇	四一、一六七、二六〇	二、六七一
四二	一、五二二・八二 ha	四・一	八・三一	三四、一七九、九四八	二、四八四
四三	一、六三二・二〇 ha	四・一	八・三一	三〇、〇〇三、八七〇	二、四八四
四四	一、六六・二五 ha	四・一	八・三一	四〇、四〇三、一三三	二、五〇七
四五	一、六二一・六四 ha	四・一	八・三一	四三、一六七、三〇〇	二、五〇七
四六	一、八三・〇〇 ha	四・一	八・三一	四一、八七六、三〇〇	二、五三四
四七	一五、九五七、五三五 m²	四・一	八・三一	四四、六三三、〇〇〇	二、四八八
四八	一六、一三、八六二 m²	四・一	八・三一	四五、一三一、〇〇〇	二、四八八
四九	一六、〇七八、四〇六 m²	四・一	八・三一	四八、六一七、〇〇〇	二、四八八

備考　日和田頭首工取水口の精算

〔矢吹土地改良区　調〕

一七六〔矢吹原土地改良区の概況と沿革〕

矢吹原土地改良区の概況と沿革

一、地区概況

本土地改良区は、西白河郡矢吹町を中心とする同郡大信村、泉崎村、岩瀬郡鏡石町、天栄村、須賀川市の一市二町三ケ村にまたがる国営土地改良事業で施行された矢吹工区とその後団体営事業あるいは、農業協同組合で施行された開田等を含めた約一八七四haの地域を有し、これらにかかる用水施設の日和田頭首工、地区外幹線導水路並びに地区内導水路、地区内幹線水路及び隈戸川揚水機外川崎、三城目、浜田の揚水機等を維持管理している。

二、土地改良区の沿革

上述のとおり、本土地改良区は大規模国営開墾計画が根幹となり、その母体となったもので、事業経過については、別添国営土地改良事業の沿革においてのべたように幾多の変遷を経てきたが、昭和十六年以降国営事業として実施に移されてから、幾多の障害を経ながら、昭和三十九年九月国営開拓建設事業所が閉所されるまでに、その基幹工事（羽鳥ダム（昭和三十一年三月完了）導水路、幹線用水路、揚水機場等）が完成されたものである。

完成された施設のうち、昭和四十年四月導水路その他附帯施設及び昭和四十五年二月日和田頭首工（国営施設（土地改良財産）管理委託施設一覧表のとおり）がそれぞれ本土地改良区に管理委

託されて、維持管理を行なっておる。

次いで開田部門を担任する本土地改良区の沿革であるが国営事業による基幹事業の進展に伴い、昭和十九年二月従来の各市町村における各耕地整理組合を統合し、矢吹原開墾耕地整理組合連合会が発足、その後土地改良法の公布によって矢吹原土地改良区連合に組織変更となり、羽鳥ダムの完成による用水確保の見透しを得て、昭和二十九年以降開田に着手したが事業主体として体制を強化するため、昭和三十年十一月福第四百一号認可による矢吹原土地改良区を設立し、昭和三十二年八月矢吹原土地改良区連合を解散し、矢吹原土地改良区に事業承継されて現在に至っている。

なお、開田事業については、用水量絶対量（減水深関係）より、昭和三十八年度を以って一応中止したが（当時の出来高面積（一、三〇九、八*ha*）計画残のものについては用水量の関係次いで市街化区域の設定や減反政策等の種々の事情により再検討の必要が生じ、当初の目的に達せられないまま、地区外の残水利用等を取り組みながら現在にいたっている。

三、土地改良区の地区

(一) 地域

地目	改良区面積	内国営受益面積	賦課面積		非受益面積
			経常事業	償還	
田	一、五九三	一、二六三	一、五九三	一、三五五	一、四三八
畑・その他	二八二	二七五	—	—	二八二
県	一、八七四	一、五六八	一、五九三	一、三五五	一、四三八

(二) 組織執行体制

組合員数	総代	理事	職員
二、四八〇	三八	一五	一七

〔「国営関連土地良区整備強化対策専門委員会資料」抜粋〕

一七七 〔昭和四二年中畑地区圃場整備事業〕

昭和四十二年事務報告

(7) 県営圃場整備事業関係

イ 計画の概要調査設計)

中畑地区を横断する泉川の河川改修を前提とした県営ほ場整備事業（一地域三〇〇*ha*以上 一枚の区画が三〇a以上）が昭和四十二年当初に計画されたがこれに基づいて昭和四十二年五月県土地改良事業団体連合会と地域の特殊調査と全体計画図の作成について業務の仮委託を行いこれによって今年九月全体計画図が一応出来この計画図を基礎として県と農林省及び建設省との協議が行なわれている。

なおこの協議の結果によって昭和四十三年三月までに全体計画が完了し一部年度中には実施計画が樹立されるものと考えられる

地域の最終決定については今後関係者（受益者）と協議する

〔昭43「矢吹町会議録」抜粋〕

一七八〔矢吹原開拓の記録―抜粋―〕

3　矢吹原の開拓記録

①　終戦時の状況

昭和二十年八月十五日終戦。国民経済の崩かいからたち上るための施策として、食糧増産対策として、引揚者、戦災者の帰農対策として差し当りは内地離職対策であった。九月二十六日「集団帰農者受入事務取扱要綱」を定めてこれに対処したのであった。このような情勢に加えて外地軍隊の復員、外地在住者の引揚げも相次いで行なわれることとなったので、政府は同年十一月「緊急開拓事業実施要領」を定め、ただちに実行に移したのであるが、この計画は約一五五万ヘクタールの開墾を五ヶ年で完成しようというものであったが、しかし、これは机上の計画で事実は用地の取得資材入手等の困難から、いかに緊急性はあってもこのような短期間の完成は不可能であることがしだいに明かになった。

そこで翌年「自作農創設特別措置法」を制定して農地改革を強行するに際し、未墾地開放の条項もあわせて規定する一方、昭和二十二年十月先の「緊急開拓事業実施要領」を改訂して「緊急」の二字を削除し事業実施期限を二ヶ年延長した。

このような国策に準処し矢吹原の開墾は始まり、土地は矢吹原（善郷内原）は元宮内省の御料地であり、旧日畜の管理下にあった時もあるが、その後陸軍飛行場として使用、耕地は表土をはいで平地としたので赤裸の芯土で草も生いない春先の風は表土をまき上げ空は真赤となった。

②　終戦時の飛行場

陸軍の飛行場として数年使用した矢吹原の平坦地も、終戦と云う未曾有の変革によって開拓美田と変貌したが、その当時の状況は惨澹たるものであった。

陸軍の二翼の練習機が五、六機、海軍の偵察機が小池の北方に数機あり、その機体は横転破壊し格納庫はつぶれ見るのも哀れ武者どもたちの夢のあと。その当時の建物は格納庫が三棟、兵舎が二棟と附属建物が数棟あり、爆弾で数棟はつぶれ敗戦地をまのあたりに見る思いであった。その後兵舎の一部に開拓者の共同宿舎や引揚者の寮として改築し引揚者が入寮した時期もあった。又格納庫の一部に第三国人が在住した時もあり、寒風吹きすさむ冬は格納庫のトタンの音は開拓者の貧困の身を刺すような音であった。

学校法の改正によって矢吹中学校が昭和二十四年頃一部兵舎を利用一部建築によって設立昭和四十一年までつづくがそ

の後統合中学校となり御野立に建設し移動、その後問題となった日本大学畜産部が昭和四十八年度まで続き、昭和五十年度に現在の矢吹町役場の庁舎建設を見る。

③　飛行場地区の入植過程

当地区は一六三*ha*にて、入植方法及び時期には四つの形の変った方法で入植したが、昭和二十二年頃一団体としてまとまり現在に至った。その入植過程は一つは第四次移住者「福島県営矢吹原開墾地自作農創設規程」「県・集団帰農者受入事務取扱要綱」にて入植した昭和二十年十月にて詮衡した人々。

2つは復員班と云われる昭和二十年十一月募集したもの、「緊急開拓事業実施要領」にて元軍用地を主体に入植したもの。

3つは農耕団と云はれる方々で、これも復員班と同時に詮衡されたと考えられる。

4つは羽鳥の水没のため入植した方々で一四戸が開墾入植した。その他は離農者あと地入植である。時期的には二十二年から二十六年頃までに入植す。

〔昭50「開拓30年のあゆみ」抜粋〕

一七九〔矢吹原入植記録―抜粋―〕

（第四次移住者入植記録）

昭和二十年十月九日

矢吹原開墾事務所に於て開拓移住詮衡会を行う。

同　十月十五日

仮入植の許可において明十五日より三十日まで移住訓練作業のため鏡石駅前の共同宿舎入り

同　十月十五日

入植式挙行

一〇〇名　訓練作業班一班十名宛編成

同　十一月十五日

入植地区配分きまる

第一区　鏡石駅前牧場　十名　鏡石

第二区　北原地区　十一名　〃

第三区　西原地区　四十名　〃

第四区　北善郷内地区　十七名　矢吹町

第五区　飛行場地区　十四名　〃

（復員班入植記録）

旧軍用地の活用は最も調達し易いもので、しかも土地が相当集団的になっているので当飛行場である地域は最も早く適地とされたのであり、旧軍用地中連合軍より返還を受け、県は「元軍用地利用要綱」を定めて農地として開放することに定めた。尚当所の

目的は復員軍人のみの入植を計画するが、連合軍よりのクレームによって戦災者、疎開者、復員者を含めたものとなった。

◎臨調第四号　昭和二十年十一月二十四日

元軍用地利用計画要綱

旧軍用地は政府の指示に基き戦後食糧の国内自給の用に供せんが為急速に之を開発し、自作農を創設せんとす。而して土地開発に関しては其の用地買上当時の沿革及び現況に併せ県農地開発営団、地元農業会又は特殊の技術、労力等を保持し且公益的性格を有する団体等を事業主体として之に当らしむることとす。然して入植者に付ては従前の土地耕作者又は現在其の土地の開墾作業に従事し居る者及び戦災者、疎開者、復員者、海外引揚者、其の他失業者にして自作農業者として又は耕作者として適当と認められる者に付之を許可することとし、自作農創設は概ね次の方法に依るものとす。

二、帰農自一戸当配当耕地面積

二町五反歩以内（差当り一町五反歩）

二、費用負担

入植後相当収益を見るに至りたる時より（期間未定）納付金の形式を以って一部の費用を負担せしむる予定なり。

三、入植者の選定

入植せしむる者は詮衡の上自作農として新農村建設の適格者を選定す。

四、以上の利用計画に基き元軍用地に対する開墾予定別表の通りとす。

尚苗圃地に付ては適当に選定するものとす。

◎入植経過

緊急開拓福耕二十一号復員班　　班長　佐藤文一

募　集　昭和二十年十一月

格納庫集合

説　明　大河原技師

詮　衡　昭和二十一年一月

農地事務所

仮入植　昭和二十一年二月十日

（農耕団入植記録）

矢吹飛行場残留組として職を求め生産のため飛行場の土地利用によって農家になろうとして農耕団を組織し協同生活をいとなむ。現在の中畑新田一本木の向側に連絡所として定着する。その後の情勢によって復員班と同様入植詮衡によって入植する。

（羽鳥班入植記録）

沈みゆく羽鳥。羽鳥地区は都より落ちのびて住みついたといわれ古き歴史をもった古里も時代の流れと動きに抗しきれず幾多愛する郷土と祖先から住み慣れたなつかしき山河と涙をもって別れ

なければならなくなりまして、国栄にせよ立退かねばならぬ人とそのため受益する人々と明暗織るダムの水没による移転は涙なくして語れぬことの一つであろう。

羽鳥湖の底に沈む戸古里もしのびがたき母郷としてなかなか立ち去りがたいものが当然であり、部落民の心深くきざまれた祖先の墳墓の地を誰か双手をあげて移転するであろう。この古里の明け渡しの大問題は究極に於て補償問題に絞られ激烈を極めたのは当然であろう。昭和二十二年二月から五月まで賛成、反対二派の闘争は暴力にまで発展するほど高まった。昭和二十二年十月十九日反対闘争の巾一尺高さ五尺の看板を降しここに取り決められた歴史的刻こそ終生忘れられぬことであろう。

当時賛成派二十五名反対派三十二名であり二十三年早くも補償委員会を設置、昭和二十三年十一月三日補償協定妥結により調印され、その後民有地土地買収協定等次ぎ次ぎに調印したが、物価の騰昇巾にて二十五年の覚書による額を二倍半に増額したし変動激しい重い空気と矢張り古里を去るための心の苦しさを慰すあがきに他ならなかったであろう。時代の要求に抗し得ず移転を開始するに至った。二十二年に二戸、二十三年に十戸、二十四年に十三戸、二十五年に二十一戸、二十六年に十戸。そして三十二年最後に一戸に完了をもって羽鳥の大陽の下よりその生活のすべてを切り離し古里は水没したのである。

地区的には西郷十六戸、矢吹地区二十戸、白河地区一戸、郡山地区二戸、西袋地区一戸、鏡石地区一六戸、足利市一戸、それぞれ新しき生活を始めた。又職業別は旅館一、雑貨商二、銭湯屋一、仕立業一、豆腐屋一、大工一、馬喰一、農業四九戸。

大多数は入植農業と云う苦難の道を進んだが、羽鳥にては山菜と炭焼林業を主体とした豊かな山の幸の生活から平坦部の田畑の生活の切り換えは、まごつきの苦労の道であった。

〔昭50「開拓30年のあゆみ」抜粋〕

一八〇〔矢吹ケ原開拓の生活〕

④ 緊急開拓事業による集団地扱（五〇町以上）

この当時の開拓方法は国の直営開墾、委託開墾、補助開墾の三つとされ当地区は五〇町歩以上の集団地扱で政府から県が委託を受けて行なったものである。（開墾補助金の支給程度であった）

福島県にて集団地扱は一四一地区あり当地区に開畑八四・四町で入植四五戸増反六一戸である。

◎代行建設工事

国の代行として県によって建設工事が進められた飛行場地区

着工　二十二年　　完了　二十二年

道路　ℓ＝四、〇二六m　　事業費　一八〇千円
地節面積　八八町歩　　開墾面積　七八町歩

◎開拓地営農振興対策事業

道路　ℓ＝八〇〇m　　事業費　二、〇四四千円
受益面積　一八ha
昭和三十二年九月二八日　矢吹町に移管

⑤　開拓者住宅

住宅は大部分山林より木材の調達をして堀立小屋を作り屋根は笹或は萱、杉皮を葺えて仮設住居とした。俗称三、〇〇〇円住宅はこの時建築にてこの頃の助成額は充分なものでなく雨露をしのぐ程度であった。

四次移住者の場合は木材の配給杉丸太三〇本、畳三巾、釘も二貫目、建築坪数も一二坪程度に規制された。この頃のは家屋と云わず堀立小屋で寒風に対しての防ぎよ、誠におそまつ。冬ともなれば小屋の中は雪が吹きこむのがあたりまえ、年中小屋はツカイ棒にてもたせていた。

⑥　電気導入事業

入植以来ランプ生活があったが昭和二十三年に電気を入れる話がもちあがり事業に入る。総工費二十八万円、電柱等は地元負担にて大屋の森林組合の話によって湯沢地区から搬入する。一本三〇〇円にて一戸二本程度の支出にて、運搬等は国営事務所のトラックをお願いする。尚国営事業所より羽鳥班の電気導入として金一二五、〇〇〇円の支出があったが入植者総プールとして協力された。

個人の支出が一戸七、〇〇〇円程度であるが、その当時としては生活がやっとの時代、容易なものではなかったが電気がついた時のよろこびは暗夜に太陽がさした喜びであった。

（昭和二十三年三月に電灯ともさる）

⑦　飛行場地区簡易水道工事

昭和四十年頃から水道の必要性を感じ運動が展開されていたが昭和四十二年六月部落民の話がまとまり十月に着工する。

工事名　開拓地区改良事業（飲料水施設）
地区　矢吹町飛行場地区
事業主体　矢吹ヶ原開拓農協　松崎二郎
工事内容　金額　三、五五〇千円　内国県補助　二、三五三千円　地元負担（町補助）一、一九七千円　数量　石綿管　一、三八〇m　ビニール管　一、六四五m

その後管理等について昭和四十三年十月三十日町と管理託協定によって管理の責は町で行なうことになった。

⑧　自衛隊誘置反対運動

矢吹町議会筋で飛行場地区に自衛隊を誘置しようとの話があ

り誘置運動を広げた。その地区は現在の五間道路より東側にて関係者数名は反対運動を実施した。

その当時昭和二十八年頃であった。

⑨ 道　路

昭和二十年入植は本当の緊急入植。県の受入れ準備のない入植。土地の配分測量も各戸の人夫、家屋というものもない、あるのは野原土地のみで原始開墾。道路と云えば一条の細道、獣道程度であった。日没ともなれば自分の小屋に帰る事も大変で、笑話でないが自分の家を探すため飛行場を一晩迂回し朝の明るくなって見つけた人もあり、昭和二十一年になりやっと路形を作られたが道路と云うより配分土地の境界線の確認をしたものであった。人の歩行も年中長靴をはなせなかった道で、道路の通行より畑中を通るほうがましであった。その後幹線道路、現在の千吾沢線の改修工事を町にて施行、工事費七八万円。昭和二十八年地元負担が大変で各戸六名人夫提供、又須乗部落の協力一戸二名の応援によって改修した。その後三十五年頃県道変更となり立派な千吾沢線となる。

⊙東郷道路改修

現在の三班、四班にまたがる主幹道路の改修について開拓農協の解散にともない未整備である道路の改修の声が強く地元の土地無償提供のもとに四十六年度より工事施工。

事業主体　矢吹町

工事名	年度	金額	距離
		千円	m
東郷開拓道路整備工事	四六	一、六一九	三一〇
〃	四七	七三四	二一〇
農道整備事業	四八	二、三〇三	四〇〇
〃（東郷地区）	四九	九、六七七	六四〇
計		一四、三三三	一、三八〇

⑪ 開拓共有山林について

採草放牧地として矢吹原開拓組合員四十六名の共有地として四十二町歩が売渡され山林管理規定に基き落葉の堆肥の利用、燃料として薪炭の利用には生活及営農上大切なもので山林委員会等を設置し一部の利用を規制。又土地の手放等に大いに効力があり、生活の困難な時代であっても共同山林として皆んなの生計に役に立ったものである。

その後昭和三十八年頃に土地の個人配分の声が出、個人の配分、実施した所、ぽつぽつ売却する方があり山林管理規定も紙上の活字となった……。本当に生活の貧困な時は皆んなでよりそって生活を考えて行くが、時代と共に優劣ができれば本当の協同体は成功しないでなかろうか。

尚昭和四十六年に町にて住宅団地のため売買したいとの話しで二十四戸が売却した。（一戸配分九反三畝、売買金額二〇〇

万円）その後五十年に一部工場団地に変更されたが、開拓当初より山林土地の保有されている方は十数名であろう。

〔昭50「開拓30年のあゆみ」抜粋〕

一八一〔昭和二五年八月町村境界矢吹町変更決議〕

議案第三十号

町村境界変更の件

地方自治法第七条第一項の規定に依り西白河郡三神村字須乗字愛宕原及字藤兵衛左の区域を西白河郡矢吹町に編入大字矢吹字善郷内原と称し昭和二十五年九月一日より施行するものとする

理由

別紙右字地内住民全戸の三神村議会へ請願趣旨の通り

昭和二十五年八月二十五日提出

矢吹町長　仲　西　正　次

区域

一、三神村大字須乗字愛宕原字藤兵衛

別紙　三神村議会議決写の通り

計　三十四丁七反七畝二十歩

〔町有　昭25「矢吹町会議録」抜粋〕

一八二〔昭和二五年七月町村境界変更についの請願書〕

請　願　書

私共一同は元陸軍飛行場の跡に県令自作農創設規定に依って入植したもので県が入植開拓地として割当に際しても矢吹町大字矢吹字善郷内原一と呼称せられ今日まで夫々矢吹町役場に登録されて主要食糧の供出一般物資肥料配給から、税金の納付小学校の在学に至るまで悉く矢吹町の住民と変りない生活を続けて来ましたが村当局の話しによれば私共の割当配分を受けて現住して居る土地は矢吹町でなく三神村になって居るとの事です。

然し矢吹土地改良事務所により配分あったこの土地は何れも矢吹町大字矢吹字善郷内原となって居り元飛行場一帯約百町歩は別紙図面の通り矢吹町字善郷内原の取扱にて地番も一連番号が付されて居ります県よりの売渡通知書も同様の字番地です以上の事由で総ての点に於て入植後は実際上矢吹町に帰属されてありますから事情御賢察の上此際矢吹町の行政区へ変更下さいます様一同署名捺印謹而請願致します

昭和二十五年七月二十五日

西白河郡三神村大字須乗

〔通称矢吹町大字矢吹字善郷内原一〕

矢　部　治　平

前　同　上　　鈴　木　子之吉

前同上　長尾正直
前同上　大野正司
前同上　佐藤文一
前同上　渡辺直江
前同上　大野七郎
前同上　高橋静子
前同上　佐久間利一
前同上　添田義一
前同上　村田安治
前同上　浅井福太郎
前同上　小椋昭吉
前同上　鈴木道雄
前同上　新井清
前同上　佐藤孝一
前同上　戸田政美
前同上　星和一
前同上　加藤政義
前同上　星武雄

三神村議会
議長　内藤武雄殿

〔昭25「矢吹町会議録」抜粋〕

一八三〔昭和二七年警察予備隊誘置運動〕

議案第四号

警察予備隊誘置運動に関する件

警察予備隊を矢吹町に誘置する為め全力を挙げてその貫徹を期する為の実地調査方警察予備隊本部長官へ打電するものとする

昭和二十七年二月二十九日提出同日議決

矢吹町長　大木代吉

電文

本日の矢吹町議会の決議に依り矢吹町へ警察予備隊誘置貫徹を期する為め実地調査方急速に取り運びを懇願する

矢吹町議会

〔町有　昭27「矢吹町会議録」抜粋〕

一八四〔矢吹原開拓組合経過〕

⑫　開拓組合設立の経過

昭和二十一年十二月

県営開拓矢吹原移住組合（任意組合）　組合長　荒木茂夫

矢吹原開拓団（俗称）　〃　宗像倉松
昭和二十三年七月五日
矢吹原開拓農協　〃　大野正司
四七戸

昭和二十七年三月三十一日
矢吹原開墾耕地整理組合連合会は矢吹原土地改良区連合会と改称す。
昭和三十二年四月
西白河開拓農業協同組合解散
昭和三十二年八月
矢吹原農業協同組合認可
昭和四十年十二月
開拓二十周年記念式典
精算解散
残務　矢吹町農協引継ぎ
開拓者は矢吹農協組合員となり現在に至る。
〔昭50「開拓30年のあゆみ」抜粋〕

一八五〔昭和二四年狐石開拓入植〕

昭二十四年度事務報告
2　開拓開係

狐石は十二名の入植あり営林署との建築材払下に付援助し目標を得たる又狐石を通り田内に通ずる道路の件は県営と赤沢山及び須乗道西及石川道北の配分を略完了しあり
〔町有　昭25「矢吹町会議録」抜粋〕

一八六〔矢吹原開拓農業協同組合沿革・開拓年表〕

開拓組合沿革
三十二・　四　西白河郡開拓農業協同組合解散総会開催
三十二・　八　矢吹ヶ原開拓農業協同組合設立認可（出資一口一、〇〇〇円、出資総口数四七三口）
三十二・　十　同上登記済（事務所矢吹町第善郷内原一番地県矢吹農地事務所）
三十三・　四　昭和三十二年制定の開拓営農振興臨時措置法に基く営農振興対策資金三十三年より三十七年まで五ヶ年間に一、七〇〇万円借入家畜の導入、畜舎、サイロ等施設、農機具の購入等営農基盤の整備を図った。
三十三・　四　二十八～二十九年及び三十一、三十二、三十三年に於ける冷害或いは霜害等による災害資金七、六一八、四〇一円法改正により営農改善資金として借換を行なう。

三十五・七　組合定款一部変更認可（事務所　字岡谷地二八番　理事定数八人）

三十六・三　開拓者資金償還条件緩和に関する特別措置法に基き開拓者資金（基本資金三分六厘五毛　八、〇七二、九六四円、振興対策資金　五分五厘五、〇四八、一七五円、未納の利子延滞分一、二八六、八六六円、計　一四、四〇八、〇〇五円）四年据置、一五ヶ年賦に一括、直借に借換す。

三十七・五　定款一部変更認可（役員任期三年に）

三十八・二　事務所敷地として矢吹町字小松一六番地　畑三畝二四歩　柏村節子より譲受け農地転用許可並に登記済

三十八・三　矢吹町駅前宍戸善四郎と提携米穀集荷登録業者として資格獲得、組合関係登録者三三名。

三十八・三　組合員五八名集団脱退す。

三十八・八　組合再建整備計画承認のため臨時総会開催。

三十八・十一　再建整備指定認可

三十八・十二　再建整備資金　一、九〇〇千円借入、流用是正す（返済財源として三十八～四十二年の五ヶ年に亘り一人年二、五〇〇円宛特別賦課金として

三十八・十二　事務所並に倉庫建設資金として開拓者資金（三分六厘五毛資金）一、〇〇〇、〇〇〇円借入、更に矢吹町三五〇、〇〇〇円、大信村一〇〇、〇〇〇円助成受く。

三十九・二　新振興対策による開拓農家振興計画樹立を三十八年度矢吹町、三十九年度大信村、東村、四〇年度大信村の内下新城、四十二年度矢吹町の内矢吹原その他樹立、下記借入す。

三十八年度（一丁上り資金）六、〇〇〇千円
三十九年度（振興資金）五、三六〇千円
四〇年度（振興資金）九九九、九二〇千円
四十一年度（〃）三、二三〇千円
四十二年度（〃）一、〇八〇千円
計　二五、五九〇千円

三十九・七　事務所並に倉庫　計五一五坪、桑名建設工業所と請負契約竣工により新事務所に移転す。

三十九・八　事務所移転登記済（字小松一六の三七）

三十九・十　矢吹商工会館に於て事務所及び倉庫落成祝賀式挙行。

四十・十二　開拓二〇周年記念式典を矢吹町商工会館に於て

挙行。

四十一・九　米穀登録者関係を以て矢吹ヶ原農事共栄組合を設立、稲作改善対策特別事業として六九、〇〇〇円の補助金により動噴の設置をなす。

四十三・七　有線放送加入設置。

四十三・九　町上水道加入設置。

四十三・十一　臨時政府米穀倉庫に指定。

開拓年表

二十・十一　「緊急開拓実施要領」が決定され、食糧自給、失業対策として五ヶ年間に開墾一五五万町、干拓一〇万町を実施し、一〇〇万戸を入植させる計画で、開拓事業が開始された。

二十一・九　「公共事業処理要綱」が定められ開拓事業が公共事業の最重点事業となる。

二十一・十　「自作農創設特別措置法」が制定され、国が未墾地の取得開発を行う法的措置がなされた。

二十二・一　「開拓者資金融通法」が制定され、開拓者に対する営農資金の貸出が開始された。

二十二・十　「開拓事業実施要領」が決定され、開拓事業は「食糧自給、失業対策」の方針から「人口収容力の安定的増大」を目的とした事業に修正され、開墾目標の到達年次を内地二十六年、北海道三十一年に干拓は二十九年迄に五万町を完成し、入植戸数三、四六四戸増反九四六千戸に改められた。

二十七・七　自作農創設特別措置法、農地調整法および譲渡政令を整理統合して新たに「農地法」が制定された。

二十八・六　農地開発改良事業に対する長期低利資金を確保する目的で「農林漁業金融公庫」が設立され、資金の貸出が始まる。

二十八・七　「開拓融資保証法」制定され保証協会が設立され、経営資金の貸出が開始された。

三十・八　「自作農維持創設融通法」が制定され、資金の貸出が開始された。

三十二・四　「開拓営農振興臨時措置法」が制定され、営農不振の開拓農家に対し振興対策が実施される。

三十五・　開拓者資金融通法による政府貸付金の償還条件緩和等に関する特別措置法が制定された。

三十八・十一　営農未確立の開拓農家に対し「新振興対策」が実施される。またこれに関連して開拓者に対する自作農維持資金の臨時特例に関する省令（三

九・九）営農の振興を期し難い開拓農家に対する負債対策実施要領（四〇・三）開拓者離農助成対策要綱（四〇・六）等公布実施さる。

四十四・十二　開拓者の営農の振興を図るとともに、その貸付金償権の管理の適正化に資するため、「開拓者資金の係る政府の貸付金償権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法」公布。

〔昭45「開拓20年のあゆみ」抜粋〕

一八七〔昭和四〇年矢吹原開拓二〇周年記念祝賀大会宣言〕

宣　言

本日われわれは戦後開拓二十周年にあたり、組合員一堂に会し、ここに記念式典を挙行、緊急開拓事業開始以来のあゆみを顧み、その成果を反省、更に将来に対処すべくわれわれの決意を固めた。

顧みれば、戦後の荒廃と混乱のなかに、祖国復興の重要なる施策の一環として出発した緊急開拓事業はその後、国内外の激しい諸情勢の推移の中で幾多の変遷を経て今日に至ったが、その間われわれ開拓者は山林、原野に新しい天地をもとめて入植し、あらゆる苦難に耐えつつ、そのもてる一切の力を尽してきた。

そして今や一四〇戸の開拓者によって二六〇町歩におよぶ耕地が拓かれ、年間八千万円の総生産をあげるに至った。特に羽鳥ダム建設による開田開発によりその成長はめざましく、正に地方農業発展の先駆的役割を果たす日も近きにある。

この血と汗によるわれわれ開拓者の苦斗史によって、もたらされた偉大なる成果をわれわれは開拓二十年にあたって広く内外に誇示せんとするものである。

しかしながら戦後二十年にわたる開拓地の諸条件はあまりにもきびしく、加うるに開拓政策の貧困と、めまぐるしき変転は、開拓者の必死の努力にもかかわらず、未だに営農の確立を妨げられ安定の域に達しない農家も多く、われわれ開拓者は今日なお未だ全体として、ゆたかではなく酷しい苦斗のさなかにある。

しかもこれらに対処すべき政府の新振興対策も充分でなく、更に急速な変化をとげつつある内外経済諸情勢の中にあって、今やわれわれは重大な局面を迎えている。

この秋にあたり、われわれは終戦以来培ってきた不屈の開拓精神と貴重な体験を生かし、本日をもって将来への行動の起点とし、同志一致団結、組織の総力をあげ、以って新振興対策の完遂と飛躍的な近代的開拓農業の確立に向って邁進せんとするものである。

以上宣言する。

昭和四〇年十二月十日
矢吹ヶ原開拓二十周年記念祝賀大会
〔昭45「開拓20年のあゆみ」抜粋〕

3 商工業

一八八〔昭和二一年矢吹町配給物資概況〕

昭和二十一年度事務報告
三、経済に関する主なる物資配給

種類	数量	種類	数量
清酒	七三石八斗五升	長靴	一三足
シャツ	三八六点	軍手	一七双
作業衣	四三点	拭	三五三本
地下足袋	三四六点	石鹸	四六一個
毛糸	四二・五ポンド	其ノ他ノ衣類	四五点
醤油	八一石	農家供出報償	—
塩	一五、八四〇キロ	田植用清酒	三石五斗四升
味噌	三、五四〇貫	鎌	六七丁
石油	一、一四五立	鍬	五斗五升
姓婦用ネル	五一六点	薯	二、四三個
晒	燐寸	供出用清酒	四、七三足
石鹸	四一三点	馬鈴	二、四三〇枚
木炭	三、四八〇個	障子紙	一〇石三斗五升
	四、八二六俵	食油	

菓子	一七貫三四〇匁	供出用清酒	一石九斗七升
麦供出用清酒	一石一斗	塩	一、二四〇瓩
其他衣類及日用品	九五〇点	其ノ他ノ衣類	一六点

昭和二十一年度飯米配給状況（一般㊞を含む）但し年間保有者の分含まず

戸数	受配人員	一ヶ年消費量
三、八八四戸	六四、〇八一人	三、〇三九、八五〇瓦

〔町有　昭22「矢吹町会議録」抜粋〕

一八九〔昭和二三年矢吹町配給物資概況〕

昭和二十三年度事務報告
十八　経済に関する事項
1、配給物資概況

種別	数料	種別	数料
清酒	四石七斗九升	醤油	二三石
食油	五五六瓩	石鹸	四、六二四個
人造バター	三、一九七瓩	マッチ	四、五四〇個
砂糖	五六二貫	輸入幼児菓子	一、五三八個
味噌	三、八九五貫	輸入桃缶詰	一、八五五個

2、昭和二十三年度飯米配給状況（但除年間保有農家数）

一般配給延戸数　三九三、〇〇〇戸

一般配給延人員　一七一九、九〇〇人
農家受配延戸数　六五、一九〇戸
農家受配延人員　四三九、五六〇人
延配給量
精　米　三八九、六二〇瓩
大　麦　一一、七一四〃
小麦粉　一四、五九四〃
砂　糖　三六、三三五〃
其の他　二六、八〇四〃

〔町有　昭24「矢吹町会議録」抜粋〕

一九〇〔昭和二三年商店の登録制〕

四種の登録替選挙

十四、五日既に運動を展開

味噌、醤油、食油、砂糖の各種業者の登録替へが十四、十五両日行はれるが、半年を期間とした味噌、醤油は先月で失格したので第二回目の登録で同時に砂糖の卸小売、更に食油が行はれ、前回猛烈な競争が行はれたので今度は各町村に登録立候補店資格審査委員会が設定され、関係公官吏、業者学識経験者、需要者代表が選出され、十一日適格審査を行った結果次の諸店と決定、猛烈なる運動を展開している。登録所は矢吹町役場で行はれる事になるが、登録に際しては家庭用品購入通帳と印鑑を持参する事前回のように印鑑集めや不正行為により当選したものは当選後でも失格させる強硬措置をとる、なお矢吹町の場合、味噌醤油は一三〇世帯、他村は八〇、砂糖一五〇、他は一〇〇、油は矢吹一〇〇、他八〇の割合で矢吹町の立候補店は

【味噌醤油】　安田軍治、小針一、大野仁平、仲西勝、竹内三郎、遠藤啓、高田喜平（醤油のみ）

【食油】　熊田モト、大野仁平、竹内三郎、熊田俊一、納谷虎松、浦井歳雄、高田喜平

【砂糖】　熊田俊一、安藤本治、大野仁平、佐久間七郎、納谷虎松、竹内三郎

薪炭業者も登録申請を

薪炭小売業者も届出が必要——小売店登録希望者は九月二十五日までに申請書を町村役場経由県へ提出する事、また革靴修理業者、洋傘張替修理業者も生活用品活用対策要項により業者は地方事務所を経由、十五日までに仙台商工局福島出張所へ届出る事になった

〔昭23・9・12「やぶきタイムス」抜粋〕

一九一〔昭和二四年食糧配給制度強化の達〕

昭和二十四年度事務報告

一八　経済関係

1　三月十五日　経済九原則による自立経済確立推進の為総理庁よりの当町配給人口の調査あり。

2　七月一日　連合最高司令部より「食糧配給強化に関する措置の覚書に基き主要食糧配給制度強化措置要領が五月十二日閣議決定されたのでその一還としても世帯の区別調査が七月一日現在で実施さる

〔町有　昭25「矢吹町会議録」抜粋〕

一九二〔昭和二四年矢吹町配給物資状況〕

昭和二四年度事務報告

配給物資状況

種別	数量	種別	数量
清酒	四石九斗六升	深靴	四足
食油	三、六三七瓩	味噌	九、一〇八貫
人造バター	二、四六一瓩	醤油	二、五六七斗
砂糖	二、〇三三瓩	石鹸	二六、三〇八個
地下タビ	二四四足	輸入幼児用菓子	二、三三八個
長靴	一四足	浅靴	一九足
		豆靴	六七六足
		浅靴	三六三足
		長靴	一二九足

〔町有　昭25「矢吹町会議録」抜粋〕

一九三〔昭和二三年矢吹農協工場登録申請〕

工場登録申請書

油糧需給調整規則第十条の規定により製油工場につき工場登録を申請する。

昭和二十三年三月三十日

工場名　矢吹町農業協同組合搾油工場

住所　福島県西白河郡矢吹町大字矢吹字西側七十六番地

福島県西白河郡矢吹町大字矢吹西側八十五番地

氏名　矢吹町農業協同組合

組合長理事　野木　茂囲

農林大臣

永井一夫殿

〔矢吹町農業協同組合文書〕

一九四〔昭和二三年屋根用コバ製造〕

優秀代用屋根栗コバ製造

代用屋根として再建日本の大問題たる住宅問題に一福音たる栗コバ屋根が愈々十五日から矢吹木工所（佐藤重治氏）により着手

される事になった。同栗コバ製造は県下でも数える程しかなく、輪転機械圧搾操業による大規模なもので、日産二〇坪は確実だという。

〔昭23・9・12「やぶきタイムス」抜粋〕

一九五〔昭和二一年矢吹町公益質屋廃止〕

議案第二〇号

矢吹町公益質屋条例廃止ノ件

矢吹町公益質屋条例ヲ左ノ通り廃止スルモノトスル

昭和二十一年三月十四日提出

矢吹町長　大木代吉

矢吹町公益質屋条例

矢吹町公益質屋条例ハ之ヲ廃止ス

附　則

本条例ハ昭和二十一年四月一日之ヲ施行ス

〔町有　昭21「矢吹町会議録」抜粋〕

一九六〔昭和二九年矢吹町営公益質屋設置〕

議案第十八号

矢吹町営公益質屋設置の件

右公益質屋次の通り設置するものとする

昭和二十九年三月十二日提出

矢吹町長　野木忠房

一、設置の理由

本町の公益質屋は昭和九年開設し終戦まで経営し庶民金融の実を挙げつつあったが終戦と共に廃止したるも近時社会の経済情勢を観察するとき人口の増加と各種施設の設置に伴い其必要性が叫ばれて居るので金融の便を図り福祉の増進と民生の安定を期せんとする

二、名称及構造

矢吹町営公益質屋木造平屋建　事務所十二坪　倉庫拾五坪

三、工事費

金百万円外ニ運動資金二百万円

計三百万円

四、財　源

国庫補助金五十万円（施設費の½）大蔵省預金部

借入金　二百五十万円

五、工事施行の時期

昭和二十九年度

六、工事施行の方法

競争入札又は随意契約

附帯決議

国庫補助及起債の見通し確実の場合に限り着工する　以上

〔町有　昭29「矢吹町会議録」抜粋〕

一九七〔昭和二六年白河信用組合矢吹支店開設〕

最初の支店――矢吹支店の開店

昭和二十六年三月十七日、矢吹町に支店が開設された。

白河信用組合最初の支店であり、嫡子である。

二十四年から二十五年にかけて矢吹町振興会（会長円谷昌幸）や大木宏男（後に先代代吉を襲名）に熊田俊一、藤田由美ら木曜会の人々の斡旋・運動によって、白河信用組合の支店が開設された。白河信用組合理事の小野亀二郎も誘致の契機をつくった。

二十六年三月十七日開店。店舗は矢吹町東側六〇番地会田キン所有の建物を借りた。店舗はその後三十一年十二月、二階建てとし、四十年五月にまた増築。現店舗については敷地を昭和四十四年六月二十五日に矢吹町西側仲西正次より八七一・八八平方米を取得し、追って店舗新築に入り鉄筋コンクリート二階建四七〇・二五平方米を昭和四十五年二月二十八日に完成した。店舗開店日は昭和四十五年三月九日であった。

支店新設当時の職員は、支店長田辺久雄（～昭二十九・六）・大越勉・大野義隆・石井ヨシの四人である。大野は矢吹地区商業協同組合に勤務していたが同組合の解散に伴ない入組、当初は本人の同組合の人縁を有効に活用した。

支店の営業区域は西白河郡矢吹町・大信村・中島村・泉崎村・岩瀬郡鏡石町・天栄村であり、岩瀬郡についての地区拡張の認可は昭和四十九年六月十七日である。

四十一年四月より、大木代吉町長時代に東邦銀行と二年交替による町指定金融機関――町金庫――となった。

〔昭50「白河信用金庫五十年史」抜粋〕

一九八〔昭和二六年白河信用金庫の開設〕

1、信用金庫への脱皮

昭和二十六年十月二十日、白河信用組合は改組の認可を得て、白河信用金庫となった。

市街地信用組合が「中小企業等協同組合法による信用組合」へ改組されて以来、二年足らずの昭和二十六年、「信用金庫法が」成立し、同年六月十五日から実施された。

〔昭50「白河信用金庫五十年史」抜粋〕

一九九〔昭和二三年矢吹町経済振興会結成〕

郷土生産品の紹介宣伝

矢吹商工界大発展え

経済振興会近く結成

顧客の誘置に観光遊覧施設の造成

矢吹町の発展は先ず経済界の復興にあると矢吹商工業界の業者を一丸する矢吹経済振興会を結成、準備委員に大木宏男、仲西万世、円谷昌幸、安藤強、小林勝巳、相川勇、熊田俊一外三十五人の諸氏が挙げられ、十四日矢吹町商業組合において結成準備総会を開催、サービス本位として各業者の親睦を計り、郷土の振興のため顧客の誘致、郷土生産品の紹介、宣伝、商工祭、大売出しの開催、観光、遊覧施設の造成促進を会のスローガンとして六月一日富永会館で（予定）開かれるが之により矢吹経済界は相当活気を呈するものと見られる。

〔昭23・5・16「やぶきタイムス」抜粋〕

二〇〇〔昭和三五年矢吹町商工会設立趣意書〕

設立の趣旨書

1、第三四通常国会において、われわれ商工業者が長年の要望でありました商工会の組織等に関する法律が成立し去る六月十日より施行されました。

2、この法律は国民経済の発展を期するために、主として町村における商工業の組合的な改善発達を図ることを主眼とし、その目的達成のため国と県が補助しようとするものであります。

3、その事業活動の主なるものは、商工会に公認の経営改善普及員と呼ばれるわれわれ共通の指導、相談員を設置して経理や経営上の種々な相談に応じ積極的に指導し金融や税務について斡旋、指導したり各種の講演会や講習会を開き或は地区内商工業の実態等を調査研究し必要あれば国会、行政庁等に建議、陳情等の対策を樹てるなどあらゆる事業活動を通じ総合的に商工業の振興を図るものであります。

4、しかし一つの町に一つの商工会を設立するのが原則であり、町内の過半数が会員加入の申込をしないと認可されず従って切角の補助金も交付されません。

5、特にわが矢吹町は工業においては経営等の近代的合理化を要請されている小規模工業が殆んどを占めこのたびの自由化に伴う大工業からのしわよせは一段と激しくなることが予想され、商業においては消費者の購買力は周辺の大都市に吸収され、或はスーパーマーケットの進出等われわれ既存の商工業者の不安山積しております。

6、かかる重大な折でもあり新しい法律の施行を機にわが町においても早急に法人格を持った商工会を設立しわれわれ共通の利益のために一致協力して諸問題の解決に対処すると共にわが矢吹町の繁栄のため邁進せねばならないと存じます。

7、以上矢吹町商工会設立の趣旨を充分に理解下さいましてここに商工業の皆様の全員が御加入下さいますことを期するとと

に関係各位の格段の御指導と御協力を御願い致す次第であります。

昭和三十五年八月三十日

矢吹町商工会設立発起人総代

大　木　代　吉

〔「矢吹町商工会設立綴」抜粋〕

（注）昭和三十一年ころ任意団体の矢吹町商工会が設立され活動している。

二〇一〔昭和三五年矢吹町商工会設立認可〕

福島県指令商第一三〇三号

住　所　西白河郡矢吹町大字矢吹字東側二九番地

名　称　矢吹町商工会

設立発起人総代　大　木　代　吉

昭和三十五年十二月七日付で申請のあった矢吹町商工会の設立については、商工会の組織等に関する法律第二三条第一項の規定により、認可する。

昭和三十五年十二月九日

福島県知事　佐　藤　善一郎　印

〔「矢吹町商工会設立綴」抜粋〕

二〇二〔昭和三五年矢吹町商工会事業計画〕

昭和三十五年度矢吹町商工会事業計画

㈠　基　本　方　針

本年度は会員の経営合理化対策に主力を置き、建全なる経営の基盤を造成すると共に働く者の為の各種の福利厚生事業を全面的に推進する外、商工会の組織等に関する法律に基づき業務の拡大強化に関連して矢吹町役場とタイアップして次の事業を行なわんとするものである。

㈡　具体的事業内容

1、商工業振興と経営指導対策

イ　経営改善普及員による個々相談並に指導の実践

ロ、商工業に関する情報及び資料の収集、及び提供

ハ　商工業振興に関する講演会開催

ニ　矢吹町物産の陳列、斡旋と展示会、共進会等の開催

ホ　商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申、建議する外、行政庁の諮問に応じて答申

ヘ　観光都市の造成

ト　都市計画の推進

チ　矢吹町経済圏の拡張と調査

リ　店工業実態調査の実施

ヌ　消費者懇談会と消費動向の調査

ル　矢吹町観光の紹介と宣伝
ヲ　商店街協同事業の推進
ワ　商工業先進都市の視察及びその助成
カ　ゼミナールの開催及びその助成
ヨ　店員学校の開設
タ　矢吹町夏まつりの振興
レ　大売出しの実施（年三回を予定）
ソ　工場従業員の慰安会及び永年勤続者の表彰
ツ　商工会だよりの無料頒布
ネ　青年部の活動促進
ナ　婦人部の設置
ラ　支部活動の充実強化

2、税務対策

イ　納税貯蓄組合の加入促進
ロ　簿記講座の開設
ハ　個々指導会の開催

3、金融対策

イ　国民金融公庫の融資斡旋
ロ　信用保証協会支所の円滑なる運営
ハ　産業育成資金融資の斡旋
ニ　工場設備近代化資金の斡施
ホ　金融機関との連絡協調
ヘ　月勘定励行の推進と現金販売の促進

4、福利厚生対策

イ　火災共済事業の普及促進
ロ　退職金共済の制度の普及促進
ハ　失業保険事務組合の加入促進と、その運営
ニ　健康保険事務組合の設置促進

〔「矢吹町商工会設立綴」抜粋〕

二〇三〔昭和三八年矢吹町工場誘置条例〕

矢吹町工場誘置条例

（目的）

第一条　この条例は矢吹町の区域内に工場の新設又は増設を行う者に対して必要な助成をし及び便宜を供与しもって産業の振興を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第二条　この条例で次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる

1　工場、営利を目的として町の区域内に設置された物の製造又は加工の事業を行うため必要な施設をいう

2　固定資産総額、固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格をいう

（工場誘置委員会）

第三条　町に矢吹町工場誘置委員会（以下「委員会」という）を置く委員会は町長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項を調査審議する

(1)　工場誘置の推進に関する事項

(2)　助成及び便宜供与に関する事項

(3)　第五条の規定による指定及びその取消に関する事項

(4)　前各号に掲げるもののほか工場の誘置に関し必要な事項

（助成及び便宜供与の方法）

第四条　町は町の区域内に工場を新設し又は増設する者に対し次の各号に掲げる方法により助成し及び便宜を供与する

(1)　工場用地を提供し又はあっせんすること

(2)　排水施設を新設し又は改良すること

(3)　道路及び橋梁を新設し又は改良すること

(4)　提防及び護岸施設を新設し又は改良すること

(5)　公園広場緑地、住宅等の厚生施設を整備すること

(6)　工場に必要な上水道、下水道等の衛生施設を整備すること

(7)　工場労務者のあっせんに関すること

(8)　金融のあっせんに関すること

(9)　国県又は他の団体の権限に属する必要な措置についてあっせんすること

(10)　前各号に掲げるもののほか工場の新設又は増設に伴って必要となる施設の整備又は行政上の措置を行うこと

二　町長は工場の新設又は増設のため必要があると認めるときは前項各号に定める方法以外の方法により助成し及び便宜を供与することができる。

三　町長はとくに必要があると認めるときは、第一項各号に掲げる方法と前項に掲げる方法をあわせた方法により助成し及び便宜を供与することができる。

四　前三項の場合において助成し及び便宜を供与しようとする額は、当該工場の新設又は増設により実質上町の財政に寄与すると認められる金額の範囲内において規則で定める。

（指　定）

第五条　町長は町の区域内に次の各号に該当する工場を新設

し又は増設しようとする者のうち適当と認めるものを助成及び便宜供与を受けることができる者として指定する。

(1) 工場を新たに設置しようとするもの。投下予定固定資産総額が一、〇〇〇万以上常時雇用しようとする工員が二〇人以上

(2) 工場を増設しようとするもの投下予定固定資産総額が一、〇〇〇万以上常時雇用しようとする増加工員が二〇人以上

(3) 工場を再開しようとするもの
常時雇用しようとする工員が二〇人以上

(指定の申請)

第六条 前条の規定による指定を受けようとする者は申請書を町長に提出しなければならない

(助成及び便宜供与の契約)

第七条 町長は第五条の規定による指定をしたときは当該指定を受けた者と助成及び便宜供与に関する契約を締結しなければならない

(助成及び便宜供与の承継)

第八条 譲渡、相続、合併等により第五条の規定による指定を受けた工場を承継した者が引続き当該工場にかかる助成及び便宜供与を受けようとするときは当該工場の承継を受けた日から一カ月以内に第五条の規定により指定の申請をしなければならない

2 町長は前項の規定による申請があった場合において第五条の規定による指定をしたときは当該指定を受けた者に対して引続き助成及び便宜供与を行うことができる

(操業開始、中止又は廃止の届出等)

第九条 第五条の規定による指定を受けた者は当該指定にかかる工場の操業を開拓し若しくは当該工場の新設若しくは増設を中止し取やめ又は当該新設若しくは増設工事の計画を変更したときは一ヶ月以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(指定の取消又は返還)

第十条 町長は第五条の規定による指定を受けた者が次の各号の一に該当することとなったときはその指定を取消し並びに助成及び便宜供与に要した費用に相当する額の全部又は一部の返還を命ずることができる

(1) 指定の日から故なく一年以内に新設又は増設の工事に着手しないとき

(2) 第五条の規定による指定にかかる工場についてそ

の操業を中止又は廃止したとき

(3) この条例又はこの条例に基く規則その他これらの規定に基く町長の処分に違反したとき

（報告の徴収及び指示）

第十一条　町長は第五条の規定による指定を受けた者に対し助成又は便宜の供与にかかる事業について必要な報告を求め又は指示することができる

（準　用）

第十二条　第二条から前条までの規定は、町が他の地方公共団体と共同して工場の誘置を行う場合に準用する

（規則への委任）

第十三条　この条例に定めるもののほかこの条例の実施に関し必要な事項は規則で定める

附　則

（施行期日）

1　この条例は公布の日から施行する

（旧条例の廃止）

2　矢吹町工場誘置奨励条例（昭和三十五年四月一日矢吹町条例第八号以下「旧条例」という）は廃止する

〔町有　昭38「矢吹町会議録」抜粋〕

（注）昭四十五・四・一同条例は廃止

二〇四〔昭和四五年矢吹町の商業の実態〕

商業の実態

1) 当町の商店数は卸店二七店、小売二五九店にて卸三億九二五九万円、小売一七億六四七九万円となるが、卸そのものはあまり大きなウエイトを占めてはいない。（昭和四十五年度）

当町の小売業についてみると商店数は過去減少を示し、四十一年比の四十五年では一三・一%の減少にある。一方販売額は同年比四十一・八%の増加を示している。業種別にみると、販売額で高い割合を示すのは飲料品、衣料品であり、両者で五〇・九%とほぼ半分に達してしまう。

伸び率の高いのは、各種商品ならびに衣料品であり、四十一～四十五年間で二・八倍になった。次いでその他の小売が二・九倍と目立っている。家具、什器類については商店数の減少も目立ち、販売額も同年間で五・四%の減少にある。

2) 当町の人口当りの商店数は多い。むしろ周辺に比較すると多すぎるともいえるが、販売額の伸び悩み、流出など生産性は低い。

人口一万人当りの商店数は一六五店、一店当りの支持人口は六〇・六人と少ない。白河市は一九一店と多く、流入を期待しうる条件にあり市内人口のみならず商圏は拡大されるが、当町のそれはそう広い範囲には期待出来ず、過当競争の

一因となりやすい。

3) 人口一人当りの販売額からみる販売水準は県平均の六六・五%にしかあたらない一一二・七〇〇円である。白河市は県平均をはるかに上まわる一五八・一%の高さにある二六七、〇〇〇円であるが、周辺村部は四〇%にも満たぬ低さで、あまりにもその格差がありすぎる。これら販売レベルからみて当町のそれは県平均の七割程度にしか達しない低さであり、決して商業の力が充実しているとはいえない。

4) 一店別にみると小売店平均では

従業員平均	二・九人
年間販売額平均	六八一万円
商品手持高	八七・五万円
商品回転率	七・八回
一人当り販売額	二三四・八万円

となりきわめて零細なそれである。

当町商業の実態を以上四十五年商業統計にみると、

① 卸売業の実態は金額的に少なく、伸びも低い。

② 小売業は商店数の減少が目立ち、かつ四十一～四十五年間にて四割程度の伸びにしかない。

③ 人口に比し商店数が多く、かつ規模が制約されている。いわば過少過多の商業である。

④ 生産性は低く県平均の人口当りの販売額に比し、わずか六六・五%という低さである。

⑤ 業種別には飲食料品業種の実績は高いが、規模は五三一・八万円と平均を下まわってしまう。のごとく決して活発なそれではなく、かなり制約された実績にある。

5) 一方当町の商業活動に影響を及ぼすものに農協の購買事業がある。その実績は図表一六のごとく四十五年度の総供給額は五億八六四三万円と高く、年伸び率も商業のそれを上まわっている。

これら供給額のうち消費生活用品はどの程度か明確ではないが、少くともかなりの影響を及ぼすものであろう。とくに就業構造上農業依存者が多く、かつ農協に経済上、文化上連なる度合は高く、全国的な働きの中で農協に依存する割合が当町のみが強いわけではない。

〔昭48「矢吹町商店街診断報告書」抜粋〕

4　交通・通信

二〇五〔昭和三二年東北本線電化工事―記事―〕

東北本線の電化工事
明年度から着手予定
宇都宮、福島間は明後年

東北本線の電化実現は地元民多年の宿願であったが、いよいよ三十三年度から宇都宮……福島間の電化工事が着手されるむね、この程国鉄当局から県に朗報がもたらされた。

この工事費総額は地上施設費三十億六千二百万円でこれの内訳は上野……宇都宮間二十億六千二百万円、宇都宮……福島間十億円で車輛は電気機関車ＦＦ八型二十七輛、ＦＦ十五型十四輛、湘南型電車四十三輛となっており、すでに国鉄では発注済といわれている。

また変電所は宇都宮……福島間では蒲須坂、西那須野、白河、郡山の四個所に大体決定した模様で、今後は具体的な予算措置を待つばかりとなった。この東北線電化計画は宮沢運輸相の国鉄整備五カ年計画案を拡大した結果にもとづくもので、この計画案によると三十二年度は上野……宇都宮間、三十三年中に宇都宮……福島間、三十四年度には福島……仙台間を実施する方針である。

従って東北線の電化実現運動はようやく実を結んだ感が深く、地元民の喜びもまたひとしおのものがある。

〔昭32・2・20「矢吹タイムス」抜粋〕

二〇六〔昭和二七年東北本線電化促進に関する意見書〕

東北本線（大宮―仙台）電化促進に関する意見書

講和条約発効により新生独立日本は自らの力により限られた国土を高度に利用開発し、これを合理的に経営し、以て生産基盤を培養増進しなければならないのであります。東北本線が東北地方縦貫の重要幹線であり、貨客の輸送を通じて戦後東北の産業、経済、文化の振興は勿論、北辺の治安維持に多大の貢献をしていることは論を俟たない処であります。特に本線は未開の宝庫北海道に通じ沿線は優秀な幾多の観光保健地を控え又豊富な農林、電力、水産、その他の重要物資に加えて無限に包蔵される貴重資源は今その開発の緒につき輸送貨客の混雑は年々激増の傾向にあり、これを放置することは地元民として一日も黙視できない処であり、速かに電化して国鉄本来の機能を最高度に発揚することは誠に喫緊の要務と確信するものであります。

時恰も信濃川直営発電所の完成に伴い地理的至近の距離にある本線の電化は優先して実施されるべきものであり、その電化によ

って国鉄の企業効率を高め併せて多大の社会的、経済的効果を期待し得ることは他線の比ではないと存ぜられますので、東北本線（大宮―仙台間）の電化を急速に実現することを適当と認めここに矢吹町議会の決議を以てこれが実現に善処されるよう要望いたします。

右地方自治法第九九条第二項の規定により意見書を提出いたします。

昭和二十七年六月三十日

福島県西白河郡矢吹町議会

議　長　安　藤　国　吉

殿

〔町有　昭27「矢吹町会議録」抜粋〕

二〇七〔昭和四七年度東北新幹線建築工事進捗について〕

東北新幹線建設について

東北新幹線の本町通過は大字柿の内字田内・子ハ清水地区で大信村及び天栄村の境界地点の山林と一部耕地を通過する。本町分の通過総延長五六〇メートル、うちトンネルが四五〇メートルの予定関係地権者は昭和四十七年十二月現在四名が見込まれている。なお、子ハ清水は現状のまま残すこと、国鉄側の事業進捗状況は昭和四十七年十二月現在測量について全工程終了し地権者立合いの上用地巾杭打ちまで完了している今后は用地売収と工事設計協議を残しており関係者との充分な連絡協議を必要とする。

〔町有　昭48「矢吹町会議録」抜粋〕

二〇八〔昭和四六年定期バス旧国道運行〕

新田、大和久にバス走る

白河―郡山線、旧国道を運行

さる、三月十日から白河～郡山間の定期バスが旧国道運行となりました。

町では、中畑新田大和久地区のみなさんから要望があり、福島交通（株）に陳情していましたが、小針社長の好意によって、旧国道運行となったものです。

停留所は矢吹三ヵ所（農校前、大和久五本松）に設置されます。

沿線の方々には交通の便がよくなるとともに交通事故発生とともに交通事故発生が、予想されますので、子どもを道路で遊ばせないようにしてください。

なお、急行バスについては、従来どおり新国道運行となっています。

バス時刻（矢吹駅入口発）

〔郡山行〕　七・五〇→　↑一八・三〇

この間一時間ごと
〔白河行〕　七・二〇→　←一九・〇〇
この間一時間ごと

〔昭46・3「広報やぶき」抜粋〕

二〇九〔昭和四七年地方バス路線維持対策〕

(2)　地方バス路線維持対策

路線バスは住民にとって必要不可欠でありながら過疎現象、或はマイカーの普及等による輸送人員の減少のため、路線バス事業の一部又は全部の逐行が困難となっている現状にかんがみ路線バスの運行を維持するための対策として国、県、町の三者で補助金を出す事で検討した。

〔町有　昭48「矢吹町会議録」抜粋〕

二一〇〔昭和二二年羽鳥道路開鑿に関する件〕

羽鳥田野沢林道開鑿期成同盟会

第一条　本会は羽鳥田野沢林道開鑿期成同盟会と称する

第二条　本会は岩瀬郡湯本村大屋村の林産資源を開発並矢吹原国営開墾水源地羽鳥ダム工事の資材運搬自動車道路改修の実現を図るを目的とし関係町村長及関係者を以って之を組織する

第三条　本会は前条の目的を達成する為左の事業を行ふ

1　関係官公庁其の他に対する陳情請願

2　其の他道路改修実施に関し必要な事項

第四条　本会の事務所は矢吹町役場内に置く

第五条　本会に左の役員を置く

一　会長　一名　　一　評議員　若干名

一　副会長　二名　　一　会計　三名

一　理事　若干名

会長は矢吹町長　副会長は信夫大屋両村長　理事は各町村助役正副町村会議長土木委員長　評議員は町村会議員国県営開墾事務所長其他　会計は各町村収入役を以って之に充てる

第六条　会長は本会を代表し会務を総理する副会長は会長を補佐し会長事故ある時之を代理する

理事は会長の諮問に応じ会務に参与する評議員は会長の諮問に応ずる

第七条　本会に顧問若干名を推戴し会長之を委嘱する

第八条　総会は会長之を招集し緊急を要する時は理事会を以って之に代へることを得

第九条　本会の経費は会費及寄付金を以って之に充てる

第十条　この会則施行に関し必要な事項は理事会の議決を経

て別に之を定める

陳情書

福島県岩瀬郡湯本村並大屋村は東北本線矢吹駅を距る約五里の地点にあり全村の九割は大森林地帯をなし此大森林は千古不斧と云はれ面積約五千町歩と称せられ此れが利用に就ては僅かに薪炭、木材用として伐採せらるるのみで現在の状況では原始時代の域を脱することを得ざる状態である。

この湯本村に通ずる道路は海抜八三八米の高所鳳坂峡の急坂且つ曲折迂回の悪路であり然も冬期は積雪の関係上同所は全く交通杜絶し同村地内の薪炭及木材は滞貨し同村地内に山積する実情である

日本再建に必要資材なる建築材民生安定の薪炭資材の大供給源地である同方面を此の儘に放置するは誠に遺憾とする所である。

又同地内には矢吹原国営開墾の水源地である羽鳥ダム工事の現場があり之に要する莫大な資材の運搬も現下食糧対策上緊急重要性を有するものであることを確信する然して矢吹町より信夫村を経て湯本村に通ずる道路開鑿工事は昭和八年度より本県予算の関係で中止となって居るので急速之を復活完成して林産資源開発並に矢吹国営開墾事業の促進と併せて石城郡湯本町より竹貫石川町矢吹町南会津郡尾瀬沼　栃木県奥日光を結ぶ大観光道路として自動車運行路線実現の切望を陳情御当局の格別なる御配慮を仰ぐ次第である。

〔町有　昭22「矢吹町会議録」抜粋〕

二一一〔昭和二三年大和久部落国道改修〕

国道改修

同町会では今般火災焼失した大和久部落を通る国道が狭くまた幾曲りにもなり難所なのでこの際これを改修する事に決定、土地買収その他細部に亘っては町当局が同部落と接衝、早急着手するが、総工費は四十五万円、今度の改修は延長二〇〇米、幅一〇米の予定になっている。

〔昭23・7・4「矢吹タイムス」抜粋〕

二一二〔昭和二九年矢吹町内国道舗装工事施行の件〕

議案第二十一号

矢吹町内国道舗装工事施行の件

右舗装工事次の通り施行するものとする

昭和二十九年三月十三日提出

矢吹町長　野　木　忠　房

一　工事施行の理由

最近の交通頻繁に伴い町内国道の利用度夥しく道路の整備が完

全でない場合は交通事故や殊に非常に際して危険な状態を予想せられますので本町多年の要望であった。

国道舗装を本年度から重要部面より逐次工事を進め交通の完璧と町勢の発展を期せんとする

二　名称及工事内容工費

矢吹町内国道舗装工事延長（巾約七米）

金百五十万円

三　財　源

県補助金七十五万円

大蔵省預金部借入金七十五万円

四　工事施行の時期

昭和二十九年度

五　工事施行の方法

競争入札又は随意契約

附帯決議

県補助金及起債の見通し確実の場合に限り着工する

〔町有　昭29「矢吹町会議録」抜粋〕

二一三〔四号国道交通量調査〕

4号国道交通量調査

昭和四十年

福島県建設事務所　調査資料より作成（午前七時から午後七時までの集計）

場所＼項目	区間延長	歩行者類	自転車類	荷車、牛馬車類	二輪車類	自動車類								
						乗用自動車類				貨物自動車数			軍用車類	合計
						軽自動車	乗用車	乗合自動車	計	軽自動車	小型車	貨客車	普通車	特殊車	計		
矢吹町西古宿字古宿	六・八km	一九	九〇	三	三六	六六	七三九	一二	九〇六	六四	六六四	三七九	九一〇	六八	二、〇八五	一四	三、〇〇五

昭和四十三年

場所＼項目	区間延長	歩行者類	自転車類	荷車、牛馬車類	二輪車類	乗用自動車類 軽自動車	乗用自動車類 乗用車	乗用自動車類 乗合自動車	乗用自動車類 計
矢吹町大和久	四・九	九	七	四	三〇	一四	一,五三八	一七四	一,八四六
〃　古宿	四・〇	三	一八	四	二四二	一六三	一,五四六	一五九	一,八六七

場所＼項目	自動車類 貨物自動車類 軽自動車	小型車	貨客車	普通車	特殊車	計	軍用車類	合計
矢吹町大和久	一七三	一,〇九八	九四六	一,四三六	一五五	三,八〇七	―	五,六五三
〃　古宿	一八七	九九八	九五四	一,五五八	一四七	三,八四四	―	五,七一一

昭和四十六年春

場所＼項目	区間延長	歩行者類	自転車類	荷車、牛馬車類	二輪車類	乗用自動車類 軽自動車	乗用自動車類 乗用車	乗用自動車類 乗合自動車	乗用自動車類 計
矢吹町大和久	―	一七	九七	三	二五三	三三〇	二,四九二	一二九	二,九五一
矢吹町、岩瀬郡鏡石町境	―	一三	八七	〇	四六一	六二	三,四七四	二四八	四,三四三

場所＼項目	自動車類 貨物自動車類 軽自動車	小型車	貨客車	普通車	特殊車	計	軍用車類	合計
矢吹町大和久	二三三	一,一九〇	一,三〇一	二,三〇八	一九一	五,二二三	―	八,一七五
矢吹町、岩瀬郡鏡石町境	三八五	二,六八八	一,八三八	一,四五五	三三五	六,六九一	―	一一,〇三四

二一四〔昭和五二年一〇月町外からの通勤・通学者意識調査より交通関係抜粋〕

Ⅰ　あなたご自身のことについておたずねします。

問1、あなたのお住まいは、次のどれにあたりますか。

1、白河市	一八四人	二一・七%
2、須賀川市	八〇	九・四
3、泉崎村	六八	八・〇
4、大信村	一〇五	一二・四
5、中島村	六五	七・七
6、西郷村	一八	二・一
7、表郷村	〇	〇
8、東村	一六	一・九
9、鏡石町	一三四	一五・八
10、天栄村	五四	六・四
11、玉川村	三一	三・七
12、石川町	二七	三・二
13、その他	四六	五・四

（郡山市一九、本宮町一、長沼町三、岩瀬村一、棚倉町四、石川町三、不明二〇）　二・四

問2、あなたは、現在の職場に勤務して何年になりますか。

（学生は答える必要ありません）

1、三年未満	三六九人	五七・八%
2、三～五年	一二六	一九・七
3、六～一〇年	八八	一三・八
4、一一～一五年	一六	二・五
5、一六～二〇年	一〇	一・六
6、二一年以上	一二	一・九
不明	一七	二・七

問3、あなたの勤務先は地域にあたりますか。

（学生は答える必要ありません）

1、一区	六五	一〇・二
2、二区	八八	一三・八
3、三区及び四区	六二	九・七
4、五区・六区	一七七	二七・八
5、中畑地区	一五七	二四・六
6、三神地区	四一	六・四
不明	四八	七・五

問4、あなたの年令と性別は、次のどれにあたりますか。

（学生は男女別のみに答えて下さい）

1、二〇才未満	二七九	三二・九
2、二〇～二五歳	一七九	二一・一
3、二六～三〇歳	一三〇	一五・三

4、三一～三五歳　五四人　六・四％
5、三六～四〇歳　五六　六・六
6、四一～四五歳　四三　五・一
7、四六～五〇歳　五一　六・〇
8、五一～六〇歳　四一　四・八
9、六一歳以上　六　〇・七
不　明　九　一・一

1、男　三八八　四五・八
2、女　三四九　四一・二
不　明　一一一　一三・一

Ⅱ　あなたの毎日の通勤・通学のことについておたずねします。

問5、あなたは、通勤・通学に鉄道を利用していますか。

1、利用している　一五一人　一七・八％
2、利用していない　六七三　七九・四
不　明　二四　二・八

問6、あなたが駅から、あるいは自宅から勤務先、学校まで利用される矢吹町内でのおもな交通機関はつぎのうちどれにあたりますか。一つだけ○をつけてください。

1、徒　歩　一三三　一五・七
2、自転車　九四　一一・一
3、バ　ス　四八　五・七
4、自家用車　三五三人　四一・六％
5、会社の自動車　一五八　一八・六
6、その他（バイク等）　四九　五・八
不　明　一三　一・五

〔一九七七・一二「矢吹町調査資料」抜粋〕

二一五〔昭和四四年五間道路についての請願〕

議案第二一号

請願書の審議について

稲荷釜区長横田春五郎外二〇名より別紙のとおり請願があったのでこれを審議するものとする

昭和四十四年三月一七日提出

矢吹町議会議長　大沼力雄

紹介議員　遠藤竜三　井戸沼俊顕
高久満蔵　蛭田政雄
泉川正規　小椋吉明
根本政治　吉田義正
円谷正秋　星　信之助

請願書

農面（ママ）道路の新設について陳情（ママ）申し上げます。秋たち弥栄開拓部落

は昭和十一年に現在地に入植致しました。そのご営々として開拓事業にいそしみ、おかげさまでやっと営農経営者として一人だちすることができました。

しかしながら羽鳥の導水による開田事業も進み農道がそれに伴わず悪路に困難しております。他町村では国の補助による農免道路が新設されているときいています。

わが矢吹町に於ても農免道路の新設をお願い致します。

私達弥栄部落の幹線道路は通弥五間道路と言いまして、巾の広い点では町一番であります。それだけに維持してゆくのには町でも又部落においても大変な経費がかさみます。

したがっていま国で実施している農免道路をぜひ実現していただきたいと思います。

この幹線道路は経営伝習農場より泉崎村に通じています。当町としては中学校の通学道路にも活用できますしやがて広域行政のあかつきは泉崎村との関連性もあるかと愚考する次第であります。

町当局は何かと内外の御仕事で、お忙しいことと御推察致しますが、なにとぞこれが実現に御努力のほどをお願い申上たく請願致す次第であります。

昭和四十四年三月一日

矢吹町長

大木代吉殿

矢吹町議会議長

大沼力雄殿

稲荷釜区長　横田春五郎㊞

長峰区長　須藤西蔵㊞　熊田秀雄㊞

野内勇㊞　本田力㊞

円谷武㊞　遠藤五郎㊞

熊田勇㊞　鎌田善治㊞

樋口昇㊞　河野喜久㊞

二瓶光治㊞　松川光男㊞

松川文衛㊞　佐藤光弥㊞

木戸辰治㊞　愛沢晃㊞

三森武雄㊞　菊地文雄㊞

鈴木辰郎㊞　本多正男㊞

紹介議員　遠藤竜三㊞　井戸沼俊穎㊞

高久満蔵㊞　蛭田政雄㊞

泉川正規㊞　小椋吉明㊞

根本政治㊞　吉田義正㊞

円谷正秋㊞　星信之助㊞

柏村保㊞

（名前は上から下へつづく）

〔町有　昭44「矢吹町会議録」抜粋〕

二一六〔昭和五二年広域営農団地農道完成〕

三〇年目にして
五間道路が立派に完成
六月六日竣工祝賀式おこなわれる

昭和四十六年、矢吹町ほか二市一町三カ村を通じる広域営農団地農道整備事業として工事が進められておりましたが、去る六月六日、全線の工事が完了し立派な道路が完成しました。

この道路は、戦後間もなく須賀川市から矢吹町をとおり白河市を結ぶ道路として計画されました。この道路は通称五間道路と呼び、昭和二十二年から二十三年頃に当町地域の用地売収が進められ道路がつくられましたが、近年まで大変ひどい状態におかれました。

また、この道路は農林省と建設省に所管されていたため、特に矢吹町工区の工事が遅れ、付近の方々にご迷惑をかけておりました。

この道路の完成により、矢吹町はもとより周辺市町村の農業経営に大きな影響を与えております。特に畑作は福島県の野菜指定産地として、また、果樹園経営計画及び集約酪農地域に指定されており、市場との流通の合理化が図られることになります。

さらに平行して国道四号線と東北縦貫自動車道が走っていることから、食糧生産基地としての役割がさらに高められることになります。

※工事の概要

道路延長　二八・〇六五㎞
（農林省…一八・七一〇㎞　建設省…九・三五五㎞）

幅　員　七・五〇m
（全幅員八・五〇m）

総工費　一七億七千九〇〇万円

受益面積

	現況	将来土地利用予想				
		水田	普通畑	飼料畑	樹園地	採草放牧地
水田	六、五三一ha	五九四三ha	一三六ha	一九七ha	一七五ha	八〇ha
普通畑	二、五九八		三六二	三五	二〇一	
飼料畑	三一四			三一四		
樹園地	七二九				七二九	
採草放牧地	二八八					二八八
小計	一〇、四四七〇	五九四三	二四九八	五四六	一一五五	三六八
山林・原野	二六六				二〇	二四六
合計	一〇、七三六	五九四三	二四九八	五四六	一一三五	六一四

〔昭52・7「広報やぶき」抜粋〕

二一七〔昭和四八年 東北縦貫自動車道と矢吹インターチェンジ〕

高速道路の建設の概要

高速自動車道は国土の総合的開発と、国民の生活領域の拡大を計画して建設するものである。いままでの道路は人や自転車が自動車と同じ道路は通行していたため交通事故も多く、また鉄道や他の道路との交差が平面的なため、最近のように増大する一方の交通量をさばききれない状況にあります。このような中で自動車交通のための最も効率的な道路として高速道路が出現したといえます。

東北自動車道は埼玉県川口市より青森市まで、その総延長は六八四キロメートルで、このうち東北地方を通過する部分が五一七キロメートルあります。全線開通は昭和五十三年を目標としうち白河から郡山間は昭和四十八年完成を予定して、現在急ピッチで工事が進められています。

インターチェンジの役割り

高速道路は都市及び地域間を結ぶ交通機関であり、そのための施設としてインターチェンジが開設されます。

インターチェンジは高速道路と一般道路とを結ぶ唯一の施設で、車の出入はすべてインターチェンジを通らなくてはなりません。各インターチェンジの距離は十五キロメートルから二十キロメートルを標準として設置されております。

産業に及ぼす影響

東北自動車道の完成は、東北地方の後進性脱却と地域格差の解消に大きな転機をもたらします。

農業にあっては、交通基盤の整備によって生ずる時間と距離の短縮が、農産物の鮮度や荷いたみなどの点で大都市近郊地域のものとほとんど変りなく、大消費地市場での競争力は一層上昇するものと思われる。従って京浜市場などの大消費地と直結する作目と生産の計画化、これに必要な集出荷施設、畜産市場の整備など流通の改善を図り、高度な技術の導入によって、農業経営の安定と所得の増大が期待されます。

工業の開発についても、高速道路の利用による輸送時間の短縮という最大メリットを求めて、その沿線に新設されるであろう。また既存の工場に於ては生産、輸送計画の合理化による市場圏の拡大、これが工場の拡張となり、地域の工業開発に及ぼす影響は大きい。

開発も自然保護も大切

インターチェンジの周辺は、経済的条件の良さから、各種機能の集中は東名高速道路の例によっても明らかなことです。これが計画的な開発であれば問題はないが、放置されたままの乱開発となればインターチェンジの効果の低いものになるであろう。

矢吹インターチェンジの特色は他地域には少ない自然の豊かさ、美しさをもっているので、この特色を活かした土地利用と開発を進めることが、最も大切なことであり、インターチェンジの機能もそこに於て最大に発揮されるものと思われます。

従って周辺の土地は車による人と物の出入口であることを考慮しつつ、自然との大調和の上に立った開発計画としたいものであります。

〔昭47・9「広報やぶき」抜粋〕

（注）昭和四十八年一一月二十六日、東北縦貫自動車道白河―郡山間が開通された。

二一八〔昭和四二年矢吹町交通指導員条例〕

矢吹町交通指導員条例

（設　置）

第　一　条　矢吹町における道路交通の安全を保持するため、交通指導員を置く。

（任　務）

第　二　条　交通指導員は、町長の命を受け、警察機関及び交通安全推進機関等を緊密な連絡をはかり、交通の安全の保持のために必要な指導及び交通安全思想の普及につとめるものとする。

（報　酬）

第　三　条　交通指導員には、勤務一回につき三〇〇円の報酬を支給する。

（被服等の給与）

第　四　条　交通指導員に対しては、規則で定めるところにより、被服及び装備品を支給する。

（公務災害補償）

第　五　条　交通指導員が、公務により死亡し負傷し若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病若しくは廃疾となった場合においていては、労働基準法（昭和二十二年法律第四九条）第八章の例により、当該交通指導員又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。この場合において、補償額の基準となる平均賃金の額は、第三条の規定にかかわらず別表に定めるとおりとする。

（委　任）

第　六　条　この条例の施行に関して必要な事項については、規則で定める。

〔町有　昭42「矢吹町会議録」抜粋〕

二一九〔昭和四七年度交通安全対策〕

交通安全対策

現在の急増する交通事故に対処し、町民を交通禍から守るため町民一人一人の交通安全意識の普及浸透をはかるためあらゆる機会を通して交通安全教育及び交通安全運動の推進に努め、又、交通安全施設の整備をはかり交通事故防止につとめた。

1、交通指導員設置状況について

道路交通安全の保持に関する業務のため、三名の交通指導員が設置されている。

指導員氏名	任命年月日	解任年月日	設置場所
大竹　幸	四五・四・一	四八・三・三一	矢吹・棚倉入口交差点
薄葉　始	四五・四・一	四八・三・三一	石川道・矢吹中入口交差点
佐久間和男	四五・四・一	四八・三・三一	矢吹・石川線入口交差点

又、交通指導員の指導強化を図るため各種研修会の出席を図った。研修会出席回数各五回。

2、交通講師団設置状況について

矢吹町の交通安全対策の具体的浸透と、これに基づく地域の実践指導者の養生及び交通安全思想の普及徹底をはかるため、町及び町と共同して開催する各種の研究会、講座等に応じ講師及び指導者を派遣させるため、交通安全研修講師団を四十七・六・一日付で次の者を設置した。

薄葉　始	矢吹町交通指導員
須藤　緑	矢吹町子ども育成会役員
野崎直吉	交通安全協会々員
佐々木静夫	矢吹町警察官派出所警察官
関根正吾	交通安全協会役員

講師団派遣状況として県の交通安全県民教育推進要綱に基づき、各種研修会等一四回開催に一五人が派遣され一二七六名の受講をみた。

3、交通安全施設の整備

信号機及び横断歩道は県により設置され、又カーブミラー及びスクールゾーン内の交通標識は町が各地区安全協会の協力により設置した。

	四十六年度までの設置数	四十七年度設置数	今後必要数	備考
信号機	二	二	二	
横断歩道	七	六	一〇	
カーブミラー	三	三	一〇	
交通標識	三	二	三〇	本村バス停
その他				第一苗畑生垣徹去

4、スクールゾーンの設置状況について

児童、園児の交通安全を確保するため小学校、幼稚園及び保育所を中心とした総合的な交通環境つくりと地域ぐるみの交通安全運動を強力に推進するため、次のとおり設定した。

(1) 矢吹小学校スクールゾーン

駐車禁止及び一方通行の交通規制を伴い、又矢吹幼稚園、聖和幼稚園、矢吹保育所を包含施設として設置した。

(2) 中畑小学校スクールゾーン

交通規制の伴なわない自主規制とし、中畑幼稚園も包含している。

(3) 三神小学校スクールゾーン

自主規制とし三神幼稚園も包含している。

なお矢吹中スクールゾーンについては四十八年春の交通安全運動に伴ない設定予定である。

5、交通安全運動について

運動名	期間	スローガン
春の全国交通安全運動	S四七・四・六～S四七・四・一五	子どもを交通事故から守ろう
夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動	七・三～八・三	無謀運転を追放しよう 子どもと老人を交通事故から守ろう
秋の全国交通安全運動	九・三～一〇・一	子どもと老人を交通事故から守ろう
歩行者の交通事故をなくす県民運動	S四七・一二・一〇～四八・一・八	子どもと老人を交通事故から守ろう

以上の運動を矢吹町交通対策協議会が中心になり各団体の協力により推進した。

〔町有　昭48「矢吹会議録」抜粋〕

二二〇〔昭和三〇年松房地区電気導入陳情〕

陳情書

電気導入について

当松房地区は大字中畑根宿部落と弥栄部落との中間に在って、昭和二十四年入植九戸五十人が一意開拓の成功と善良なる住民たらうとして努力して来たものであります。

幸、住宅、畜舎等も建設を了り営農も緒に就き初め、旧中畑村にも年々税金は完納して参りました。ここに至り子弟の教育上、農作業の効率上電気導入の必要に迫られ、一同協議の結果導入することに決定し、東北電力白河営業所について設計見積を致しましたところ、別紙工事費三十二万二千円也が必要となったわけであります。

年々営農建設費を投じて来て居ります私共は、経済上の底浅く一戸当内線を含め四万円の工事負担金に突当ってしまった次第であります。

ここにおきまして文化の恵に浴せない開拓地のために町当局の特段のお計ひにより工事費の一部助成を賜り電気導入を実現さして

頂けますならば私共一同町政の光に歓喜するものであります。
町政運営上御都合のあることは存じますが私共の苦衷御高察の上左記金額御助成賜り度くここに連署して陳情致す次第であります。

記

助成をお願する金額　十五万円也

昭和三十年八月二十六日

矢吹町大字中畑字松房
代表　水戸守伊　㊞
桑名清満　㊞
円谷浩一　㊞
水戸耕平　㊞
野崎芳美　㊞
水戸勇吉　㊞
円谷徳次　㊞
須藤周吉　㊞
佐藤ヤス　㊞

矢吹町議会議長
石井兵庫　殿

矢吹町会議員　佐藤吉之助　㊞
同　円谷多市郎　㊞

〔町有　昭30「矢吹町会議録」抜粋〕

二二一〔東北電力二〇年のあゆみ抜粋〕

昭和二十六年五月一日　東北電力株式会社設立

白河営業所事業区域
西白河郡全域（但し三神村を除く）
東白河郡全域（但し竹貫・宮本村を除く）
岩瀬郡大里村、大屋村
石川郡浅川町

事業所　白河営業所　棚倉電業所
釜子、滑津、川崎、西郷、金山、矢吹、信夫、五箇、浅川、鮫川、塙、豊里各散宿所
追原、真船、雨谷　川上各発電所
白河保線所

白河、棚倉　塙各変電所

この頃　白河地方ではじめて螢光灯照明を取付した。

昭和二十七年十月二十八日　矢吹変電所運転開始

昭和三十一年十一月十三日　矢吹変電所六KV昇圧

昭和四十三年三月三十一日　矢吹出張所新築移転

同　年四月　一　日　矢吹出張所に所長制がしかれ二名勤務から三名勤務となり須賀川電業所区矢田野

出張所の一部、石川電業所泉郷出張所の一部が編入され三神村が管轄となった。

〔東北電力白河営業所「20年のあゆみ」抜粋〕

二一二〔昭和四二年有線放送電話設備請願〕

請　願　書

わが町の農業生産は順調なのびを示し特にそさい、青果物、畜産等については、今や関東圏に入り東京都に対する供給地として脚光をあび著しい躍進を続けておるのであります。

その中にあって農業の生産と経済を担当している農協も農家の経済機能を高める協同組織体として新しい町づくりのため農村経済の一翼をにないつつある現状であります。

このようなはげしい流通経済の進展に対応し地域住民の豊かな生活文化の向上を図ることが、わが町に与えられた課題でありましょう。

而して経済的、社会的な向上発展を高め、人間関係による美しいパイプを求めその開発を期するために有線放送電話の施設が絶対的なものであることを確信いたす次第であります。

ここにおいて三農協（矢吹、中畑、三神）の共同事業として工事着工の運びとなりましたが、別紙計画書の通り、総事業費九三、三〇〇千円の多額の費用となりますので町当局において財政容易でないおり誠に恐縮に存じますが、補助金一二、〇〇〇千円の要請額を御採択の上御協力を賜りますよう連署をもって請願いたします。

昭和四十二年九月二十八日

矢吹町有線放送電話共同施設協会
会　長　須藤利治㊞
矢吹町農業協同組合
組合長理事　須藤利治㊞
中畑農業協同組合
組合長理事　小針弥太郎㊞
三神農業協同組合
組合長理事　小針三男㊞

矢吹町議会議長
富永栄太郎殿

〔町有　昭42「矢吹町会議録」抜粋〕

二一三〔昭和四三年有線放送電話開通経過〕

建設経過報告

農業の近代化の進む中で、農民の生活も都市と格差のないものになろうとしております。

こうした農民の生活の中から要求として、又、近代営農えの要

求として有線放送電話の設置が強く望まれて参りました。

昭和四十二年一月に矢吹町・中畑・三神の農協長、参事の合同会議が持たれ、有線放送電話の設置について協議がなされたのであります。続いて、それぞれの農協において理事会が開催されこの件を附議したところ、今後の農業は農協を中心とした協同の精神による営農でなければならないと同時に、更に指導を強化し、常に農協の方針、方向づけを迅速に農民に伝えなければならないのであるから、農集電話より有線放送電話の施設を図るべきであるとの結論に達し、昭和四十一年度通常総会に各農協に於て附議され、有線放送電話事業実施の件が満場一致で決定され、組合員の加入推進を行うと同時に三農協役員より有線放送電話設置委員会を構成し、県内、県外有線放送電話の設置された農協を視察し、実際にその運営を見て参りまして、公社線との接続状況等調査結果により、実施する以上は公社線まで接続出来るものにしようと云う事になり、農協連合会の指導により全国有線放送協会の技術者の来町を得、管内の事情を説明すると共に現地踏査をなし設計を依頼し、その経費や計画の検討を致したのであります。

八月に至り全国有線放送協会の設計仕様書に基き委員会を開催し、使い易く人件費の節減出来る全自動秘話式とし、本部を統合中隣地に農協建築設計センターの設計により近代建築のすいを集めた暖冷房完備による自動交換機の保安を重視した建物を三柏工業株式会社の手により立派に完成致しました。

施設についてはメーカー四社を指名し、競争入札により夫々仕様書、見積書を徴して検討の結果、沖電気工業株式会社が最も適当と認め工事契約を締結しました。その後幾多の難関に遭遇しましたが、短日月ながら鋭意工事竣工を促進し、昭和四十三年七月十六日～七月十八日に亘り全国有線放送協会の検査を了し、引続き電電公社の検査を七月二十九日～八月二日迄実施しました。

特に電電公社よりは賞賛の言葉を頂載するような立派な施設が完成しました。

加入者も第一期工事で一、六二六戸追加工事を含めて一、七四一戸となり、その後も加入申込が続出し第二期工事を近日中に施行せざるを得ない現況にありますことは、有線放送電話がいかに加入者に喜ばれているかを知るものとして喜びに堪えない次第です。

十月十七日には電電公社より検査官が参り、公社線接続について厳密な検査を行い優秀な成績で十月二十五日よりめでたく公社線接続開通致しました。

この事業を遂行するに際しましては、町当局始め町議会の御理解はもとより関係各位の絶大なる御協力と御支援を載き、来賓の諸先生には局線接続並びに郵政当局に対し数度にわたり御指導を賜りましたことについて心より感謝申し上げます。

建設に際しては、組合員各位の御協力はもとより工事の促進について農事組合長始め各種団体の方々の御支援を忝し工事施行にあたられた沖電気株式会社、三柏工業株式会社の真面目な作業により、ここに当町の有線放送電話が最も新しい六〇五型テレフォンを使用し、全自動秘話式として県下に誇る施設が出来あがりましたことに感謝申し上げます。

併て現在の県内の一中継の制限を受ける有線放送電話の公社線接続に対し、範囲拡大を加入者一同切望しておりますので、来賓の諸先生に特段の御配慮あらんことをお願い申し上げます。

最後に、当協会としては今後ますます農村文化経済に役立つよう運営に鋭意努力する所存でありますので御参列下されました来賓の諸先生、各位のなお一層の御支援御指導を切望致しまして簡単でありますが工事の経過報告と致します。

昭和四十三年十一月二十三日

矢吹町有線放送電話共同施設協会

事務局長　降矢祐二

建設の経過

①本部建物

着工　昭和四十二年十一月一日

完成　昭和四十三年一月三十日

設計　農協建築設計センター

施工　三柏工業株式会社

②有放施設

着工　昭和四十二年九月四日

完成　昭和四十三年七月三十日

設計　全国有線放送電話協会

施工　沖電気工業株式会社

総工費

本部建物　一〇、五八三、五四〇円

建物　九、五三四、六〇〇円

什器備品　六八八、九四〇円

その他　三六〇、〇〇〇円

有線放送電話施設　七七、八一一、四七三円

宅内施設　一八、九八四、七五五円

線路設備　三八、二二七。九五八円

本部設備　一六、七九七、九六〇円

諸経費　二、七六〇、〇〇〇円

発動発電機　四六〇、〇〇〇円

その他　五八六、八〇〇円

その他総費　二、六二七、〇六〇円

〔昭43・11・23「有線放送電話開通祝賀式次第」抜粋〕

二一四〔昭和四四年農村集団自動電話設置について請願〕

議案第一九号

請願書の審議について

矢吹町大字矢吹字赤坂西三十番地、農村集団自動電話加入代表丹野亀吉外三名より別紙のとおり請願があったのでこれを審議するものとする

昭和四十四年三月十七日提出

矢吹町議会議長　大沼力雄

請願書

歴史は十年にして一変し百年にして大変するといわれますが、まことに文字通り明治百年と言われる現今の時代相に於いて社会生活上公的面に私的営農面にその他凡そその日常生活面に最も要望され又必要欠くべからざる必需家庭備品は緊急に電話を各戸に設置することにある。これは今更申述べるまでもありません。

特に交通不便の農村分散在する農家に於ては突発緊急事態に或は諸事用務に係わる時間経済に又公私用件に電話の果たす役割は極めて重大であり且つその切実性は倍加されつつあることは、御承知の通りであります。

そのため私共有志相寄り協議の結果、農村集団自動電話を設置いたすことになり、玆に三百七十五戸の熱烈なる賛同を得且又設置についての各関係機関の諸手続きも完了し、いよいよ農村、集団自動電話備えつけ実現の段取りに到達いたした次第であります。

然しながらこの電話設置に要する加入者個人負担金額は一戸当り金一七、五〇〇円となり、私共の農家経営経済面の出費としては容易でありませんが目的達成の暁は私共の私生活に受ける恩恵は測り知れないものがあり延いては当町発展のため裨益寄与することも甚大なるものがあると思料せられる次第であります。

誠に恐れ入る次第でありますが農村文化向上発展の基磐を築く私共の事業内容を御賢察御理解賜り過般当町内に於て設置された有線放送電話施設事業に対する補助に準じ町当局の補助を御願い致し度く代表者連署の上伏して請願申し上ます。

昭和四十四年三月　日

右農村集団自動電話加入者代表

矢吹町大字矢吹字赤坂西三〇番地

丹野亀吉㊞

矢吹町大字中畑新田字西浦八三番地

佐久間平司㊞

矢吹町大字須乗字宮崎三五番地

渡辺直良

矢吹町大字明神字下二一四番地

円谷直明

外三百七十一名

小川吉重㊞
根本政治㊞
小針征雄㊞
渡辺正昭㊞
井戸沼俊顕
近藤毅一㊞

矢吹町議会議長
内藤武雄殿

〔町有　昭44「矢吹町会議録」抜粋〕

昭和五年ころ矢吹町本町通り

昭和五三年矢吹町本町通り